

明治四十一年三月再版

北海道拓殖の進歩

北海道廳

257

351

北海道拓殖の進歩



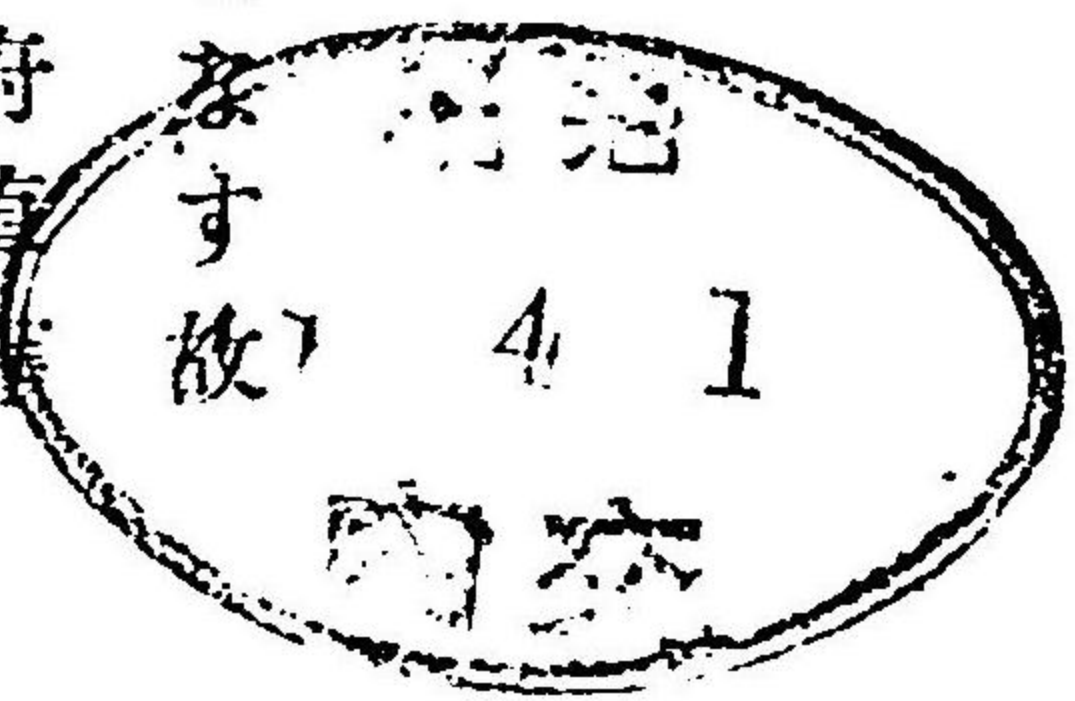
本書は本道拓殖の状態を沿革的に略説し其の進歩を示すを以て主眼となす故に舊來本廳の出版物に多く載せざりし松前藩時代及び其の以前並に幕府直轄時代をも皆之を概説す

本書は先づ總説の章に於て拓殖の概要を示し次に戸口未開地處分、農業、牧畜、林業、漁業、鑛業、工業、商業、交通行政組織の各章に分ち以て閱覽に便ならしむ教育は章を設けず行政組織の章に附記す

幕府直轄時代は前後二回ありて其の間に松前藩復領時代三十餘年を挿むと雖も幕府は令して其の施設する所を遵守せしめたるか故に今便宜の爲め合せて一時代となす

「アイヌ」の戸口風俗及び生計の状態は之を聞かんとする人多きを以て殊に附録として掲載す

例言



一 地名の文字は多く現今用ふる所を取る例へは箱館を函館、久壽里を釧路と書するか如し然れとも其の官名に附するものは之を改めず箱館奉行の如き是なり

北海道拓殖の進歩

目次

第一章 總説

寫真版

福山城及圖解 五稜郭廳舎 開拓使廳舎及圖解 北海道廳々舎及圖解
札幌の今昔及圖解 小樽の今昔及圖解 名寄市街の新舊及圖解
松前藩時代及其以前(二頁) 幕府直轄時代(三頁) 開拓使時代(六頁) 三
縣一局時代(八頁) 北海道廳時代(九頁) 統計(一四頁)

第二章 戸口

寫真版

移住民の今昔及圖解

松前藩時代及其以前(一七頁) 幕府直轄時代(二〇頁) 開拓使時代(二三
頁) 三縣一局時代(二九頁) 北海道廳時代(三一頁) 統計(三七頁)

目次

第三章 未開地處分

寫真版

殖民地の區劃測設及圖解 殖民地の貸付及圖解

松前藩時代及幕府直轄時代(四五頁) 開拓使及三縣一局時代(四六頁)

北海道廳時代(五二頁) 統計(六五頁)

第四章 農業

寫真版

北海道地方農事試驗場の水稲及圖解 燕麥の收穫及圖解 十勝國の畑作及圖解 北見國の薄荷作及圖解

松前藩時代(六九頁) 幕府直轄時代(七一頁) 開拓使及三縣一局時代(七

五頁) 北海道廳時代(八一頁) 統計(八九頁)

第五章 牧畜

寫真版

柳田東梅牧場の乳牛舎並製酪場及圖解 豊島牧場の馬匹及圖解 藤野牧場の養豚及圖解

松前藩時代(一〇九頁) 幕府直轄時代(一一〇頁) 開拓使及三縣一局時

第六章 林業

寫真版

天鹽國の天然林及圖解 渡島國の人造林及圖解

松前藩時代(一三三頁) 幕府直轄時代(一三五頁) 開拓使及三縣一局時

代(一三七頁) 北海道廳時代(一四〇頁) 統計(一四五頁)

第七章 漁業

寫真版

留萌川口の漁場及圖解 雄武村の海産干場及圖解 昆布の採收及圖解 水産講習會の實地演習及圖解

松前藩時代及其以前(一五一頁) 幕府直轄時代(一五六頁) 開拓使及三

縣一局時代(一六〇頁) 北海道廳時代(一六四頁) 統計(一七〇頁)

第八章 鑛業

寫真版

新夕張炭山及圖解 虻田鐵鑛及圖解

松前藩時代及其以前(一七七頁) 幕府直轄時代(一七九頁) 開拓使及三

縣一局時代(一八一頁) 北海道廳時代(一八四頁) 統計(一八九頁)

第九章 工業

一九七

寫真版

三井砂川木挽工場及圖解 富士製紙會社工場及圖解 札幌製粉會社工場及圖解 追分骸炭製造場及圖解

松前藩時代及幕府直轄時代(一九七頁) 開拓使及三縣一局時代(二〇〇頁) 北海道廳時代(二〇八頁) 統計(二一七頁)

第十章 商業

二四七

寫真版

北海道物產陳列場及圖解 函館港の荷役及圖解

松前藩時代及其以前(二四七頁) 幕府直轄時代(二四九頁) 開拓使及三縣一局時代(二五一頁) 北海道廳時代(二五四頁) 統計(二五九頁)

第十一章 交通

二七一

寫真版

士別原野道路及圖解 利別橋及鐵道並圖解

松前藩時代及其以前(二七一頁) 幕府直轄時代(二七四頁) 開拓使及三

第十二章 行政組織

二九三

寫真版

函館支廳々舎及圖解 美幌村戸長役場及圖解

松前藩時代(二九三頁) 幕府直轄時代(二九三頁) 開拓使及三縣一局時代(二九五頁) 北海道廳時代(三〇〇頁) 統計(三一七頁)

附錄 アイヌ

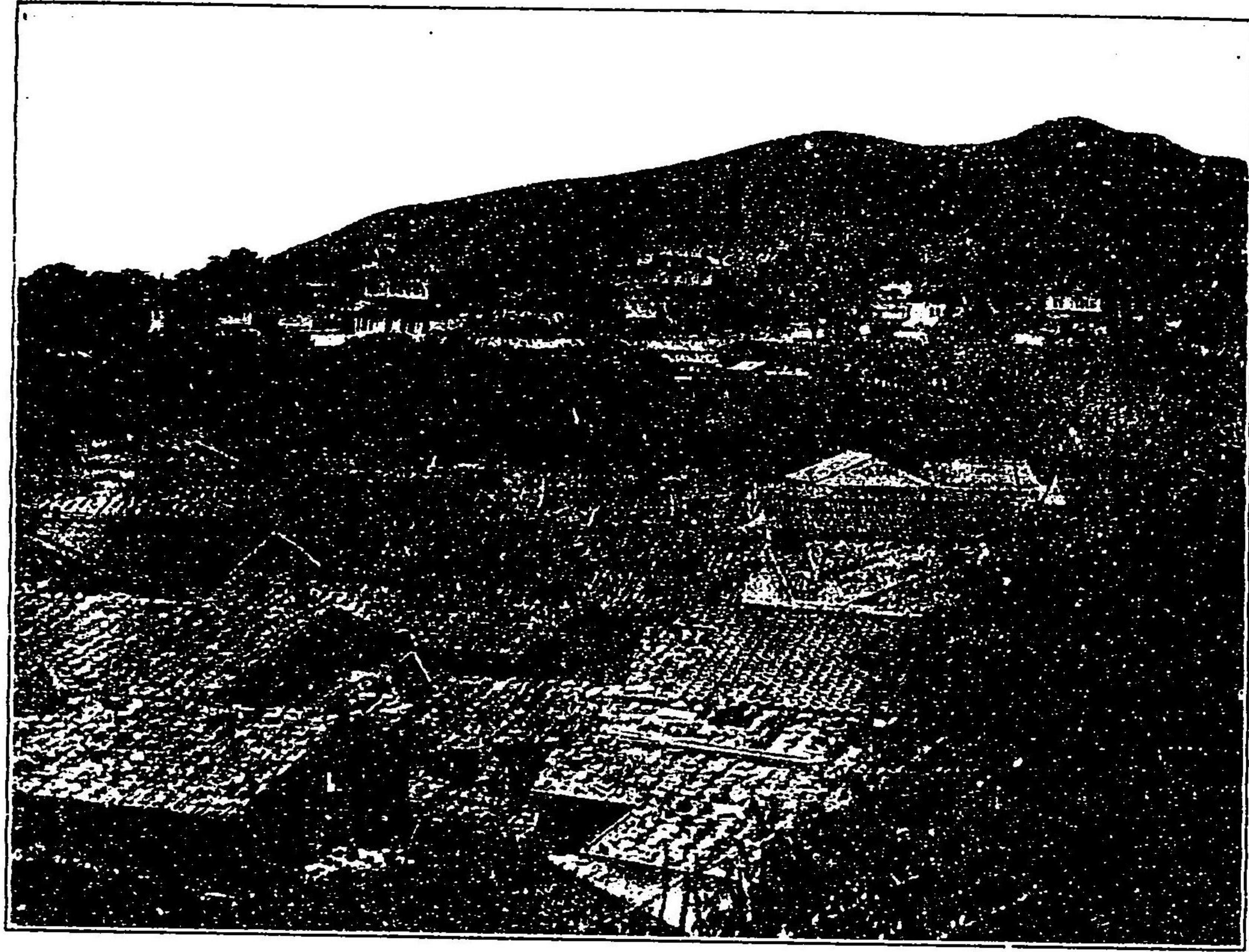
三二五

寫真版

アイヌ及圖解 アイヌ部落及其畑並圖解

統計

三三七



福山城(松前氏治所)

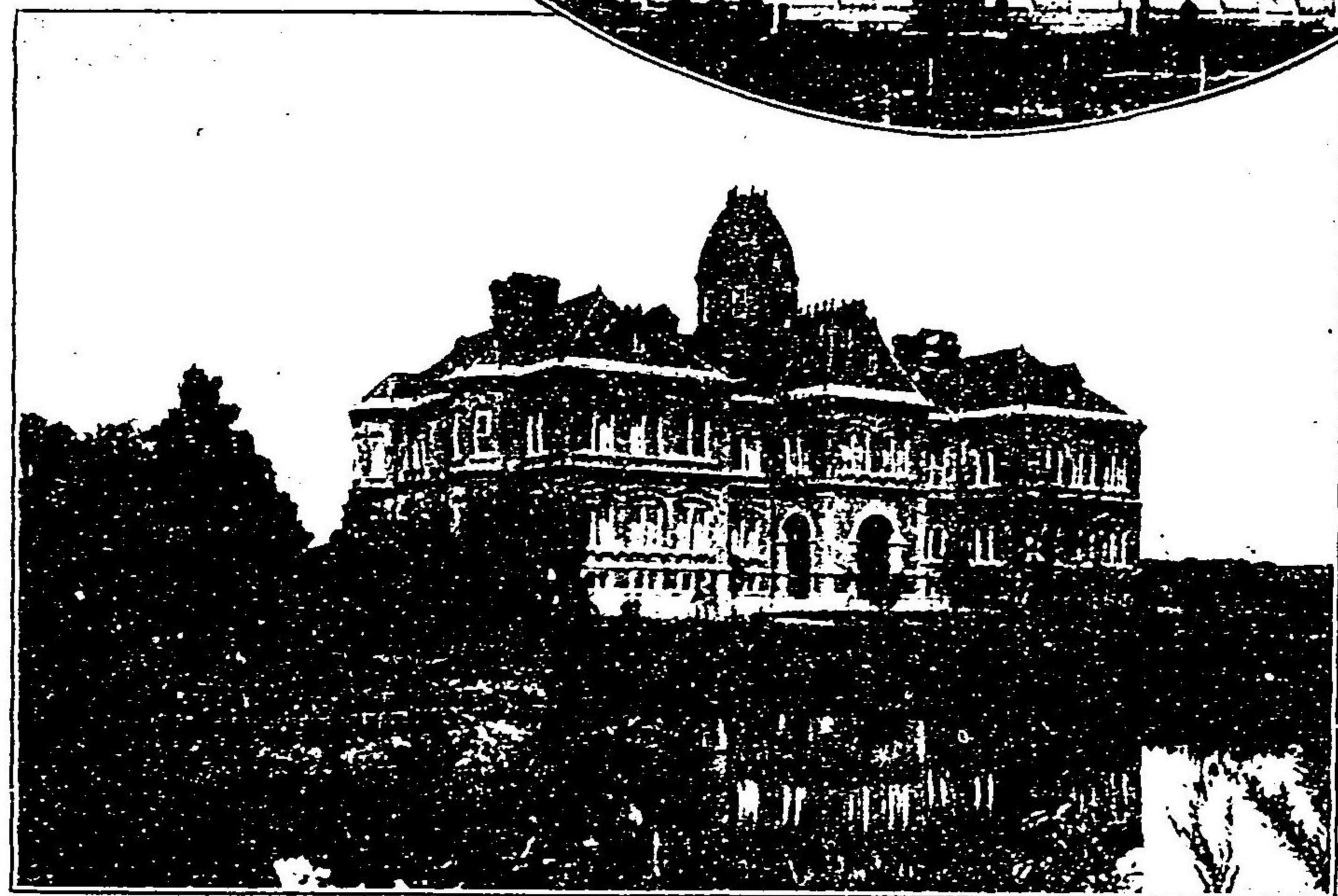
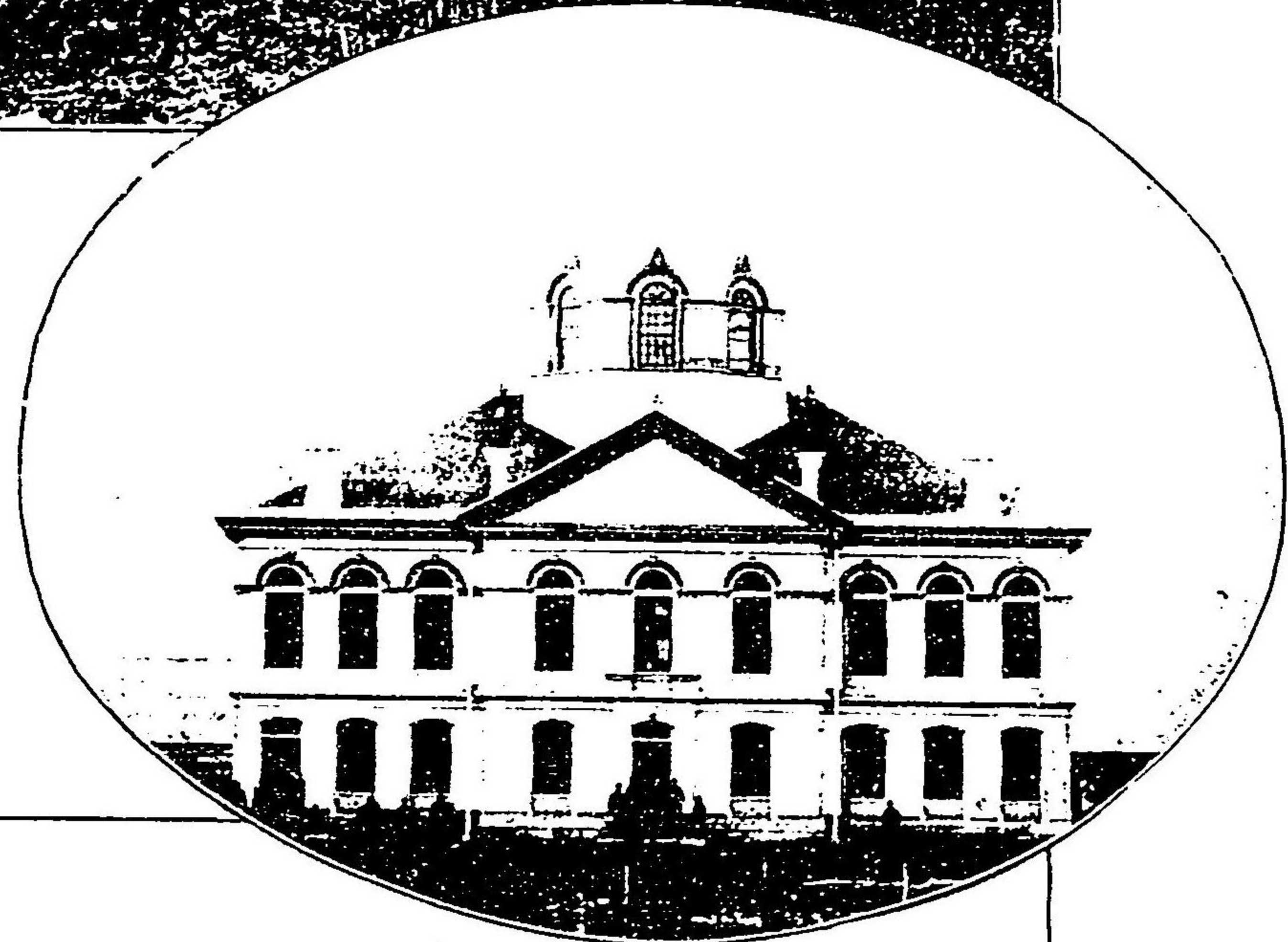


五稜郭廳舍(箱館奉行所)

開拓使假廳舎



開拓使廳舎



北海道廳々舎

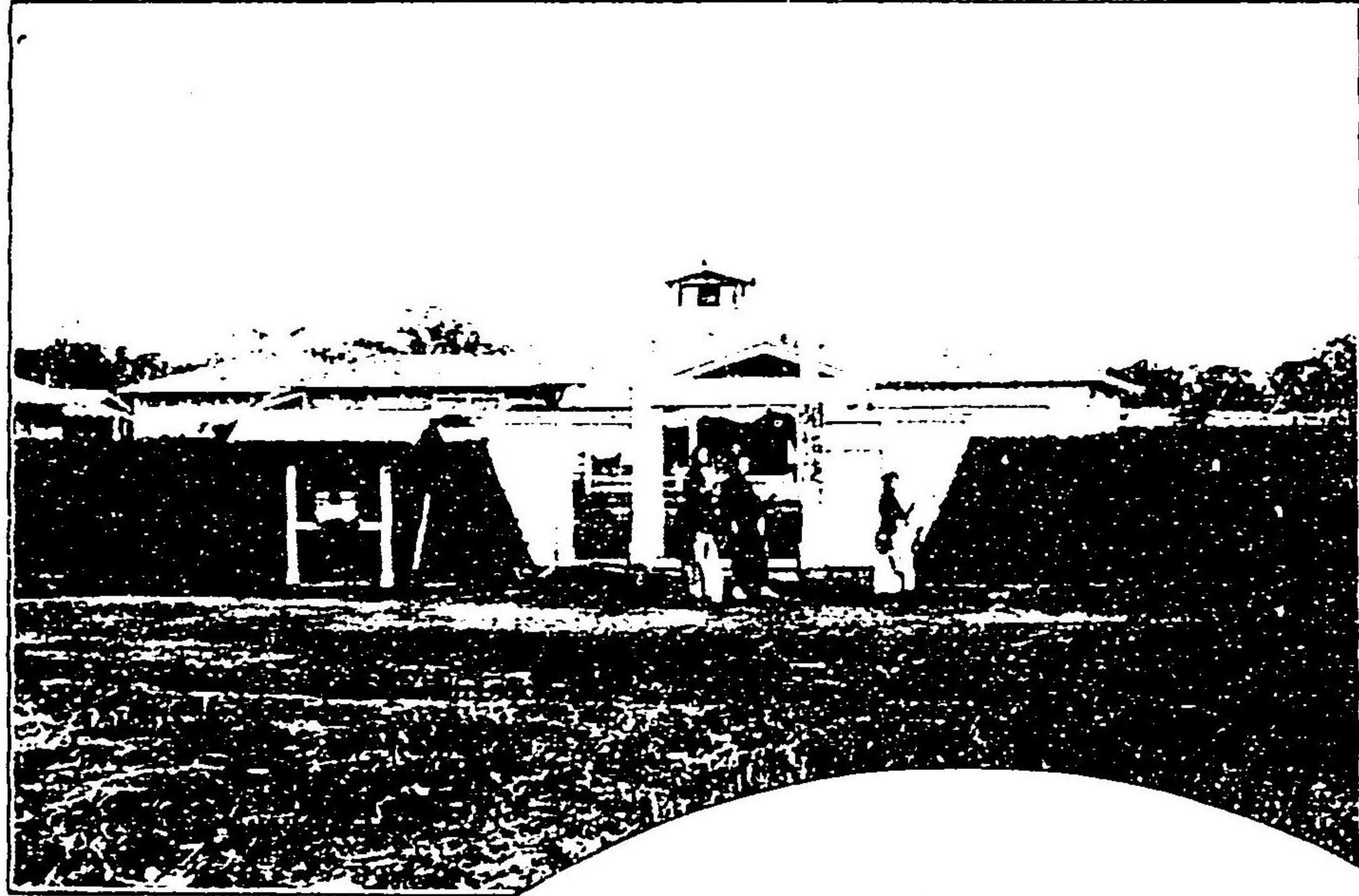
福山城

松前は昔と大館と稱し永正十一年武田光廣上ノ國より之に移り居城とす慶長五年松前慶廣新城を大館の南に築き福山城と名づく嘉永二年松前崇廣幕府の命に従ひ市川一學の設計により城壘新築に着手し安政元年落成す明治四年廢藩の後毀ちて市街及公園となすも三層樓及び大手の樓門は猶ほ依然として存し轉た其昔を偲ほしむ此圖は慶應三年の撮影に係ると云ふ

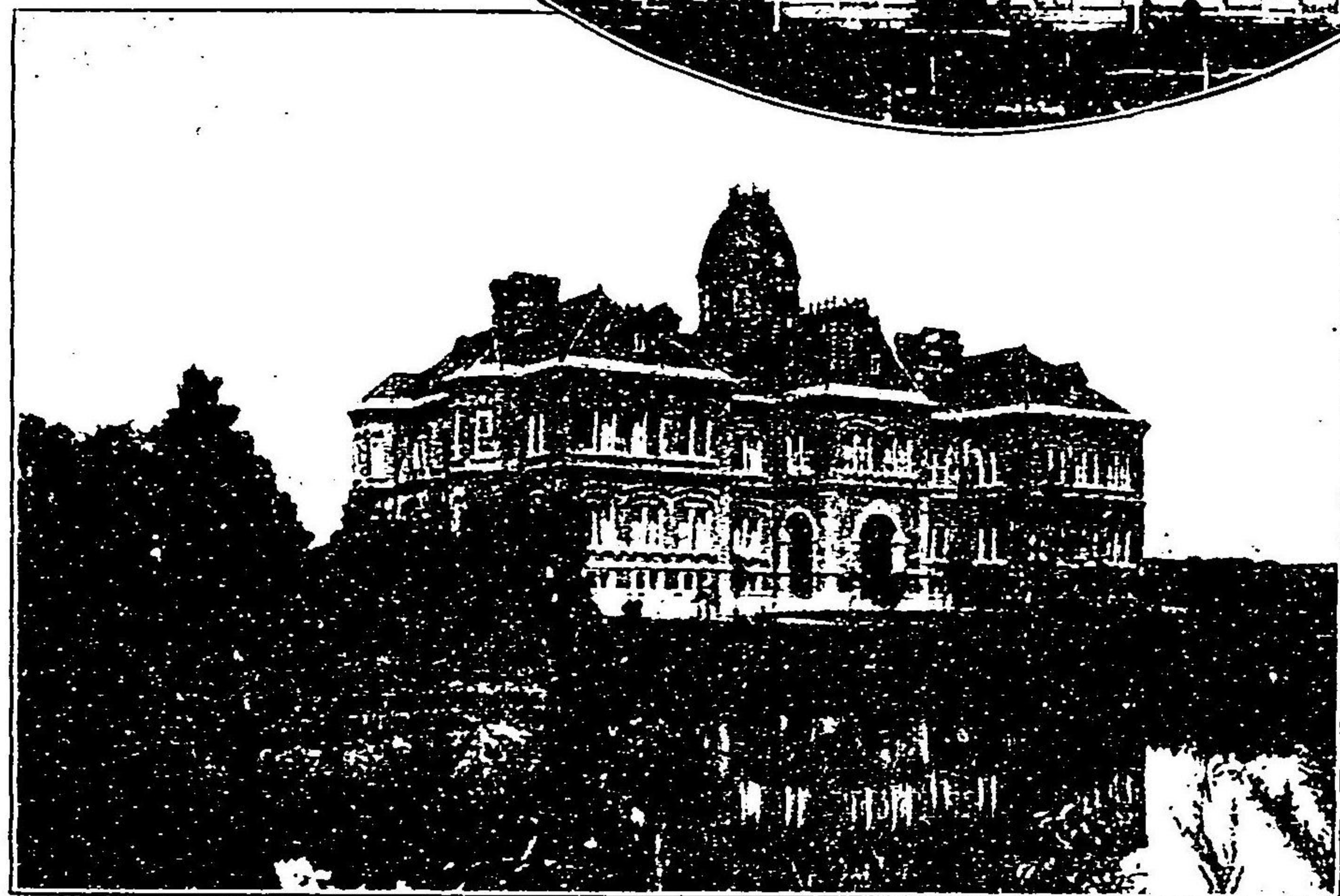
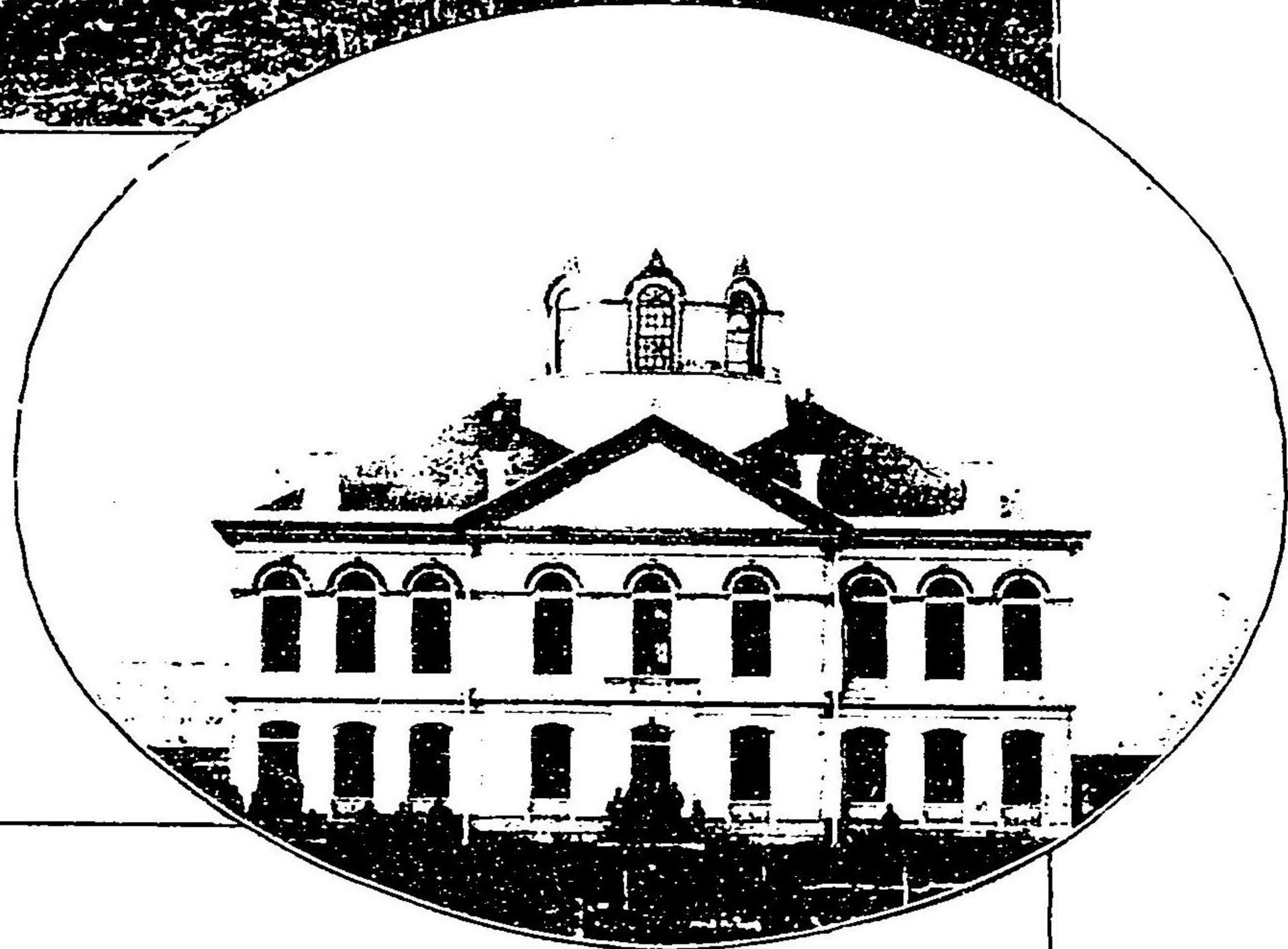
五稜郭廳舎

五稜郭は渡島國函館區の北端に在り安政二年函館奉行の政廳に充つる爲め築く所にして蘭學者武田斐三郎之を經營し元治元年に至りて成る嶮形五稜をなし濠を繞らす周圍約千九百間地積五萬四千百二十二坪内に廳舎を設く同年函館奉行移りて此に居る明治元年函館裁判所を置く尋て幕府脱走の徒の據る所となる明治五年廳舎を毀ち空郭を存す六年陸軍省の所轄と爲る

開拓使假廳舎



開拓使廳舎



北海道廳々舎

福山城

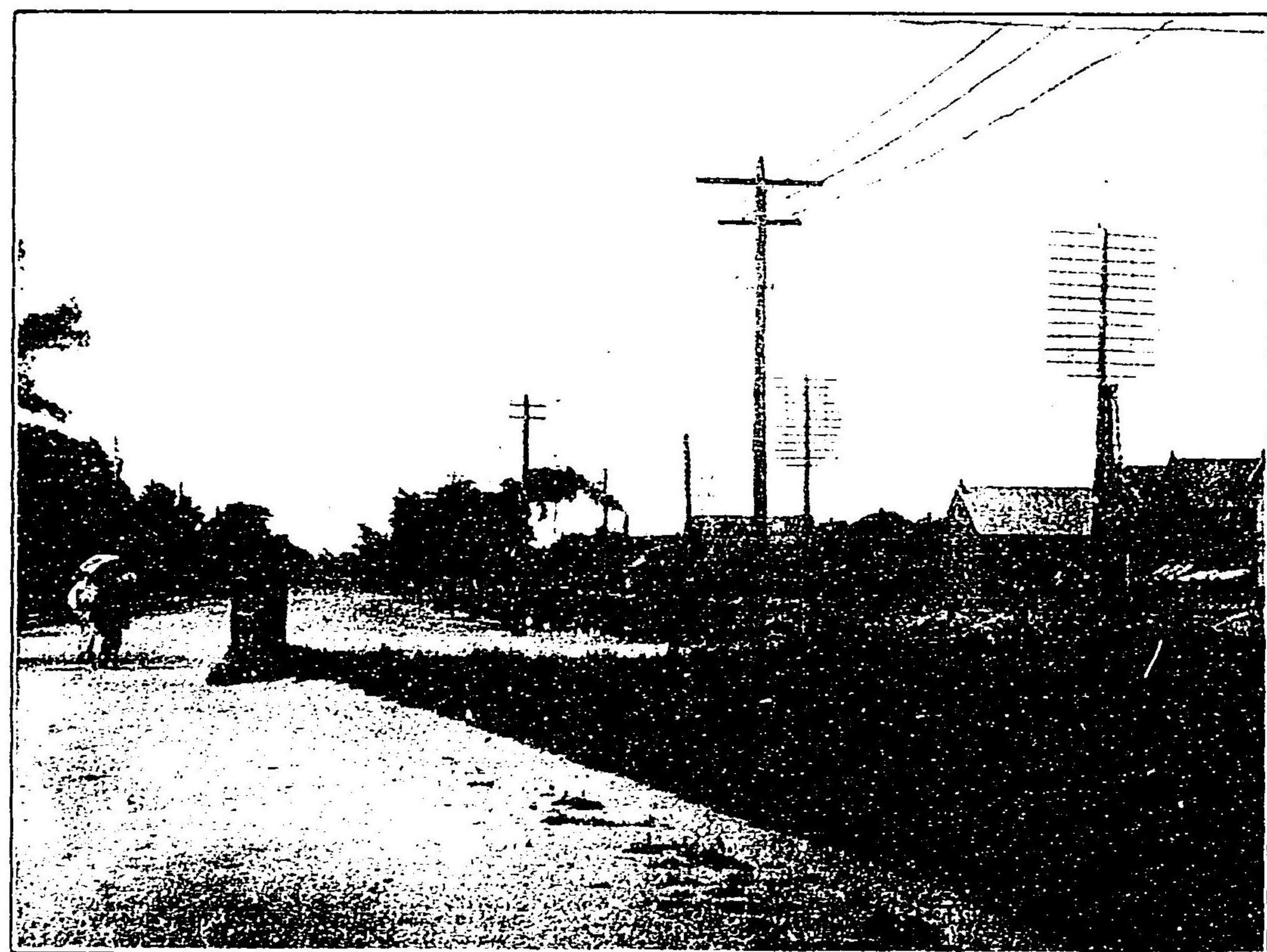
松前は昔と大館と稱し永正十一年武田光廣上ノ國より之に移り居城とす慶長五年松前慶廣新城を大館の南に築き福山城と名つく嘉永二年松前崇廣幕府の命に従ひ市川一學の設計により城壘新築に着手し安政元年落成す明治四年廢藩の後毀ちて市街及公園となすも三層樓及び大手の樓門は猶ほ依然として存し轉た其昔を偲はしむ此圖は慶應三年の撮影に係ると云ふ

五稜郭廳舎

五稜郭は渡島國函館區の北端に在り安政二年函館奉行の政廳に充つる爲に築く所にして關學者武田斐三郎之を經營し元治元年に至りて成る壘形五稜をなし濠を繞らす周圍約千九百間地積五萬四千二百二十二坪内に廳舎を設く同年函館奉行移りて此に居る明治元年函館裁判所を置く尋て幕府脱走の徒の據る所となる明治五年廳舎を毀ち空郭を存す六年陸軍省の所轄と爲る



昔の札幌(明治五年)



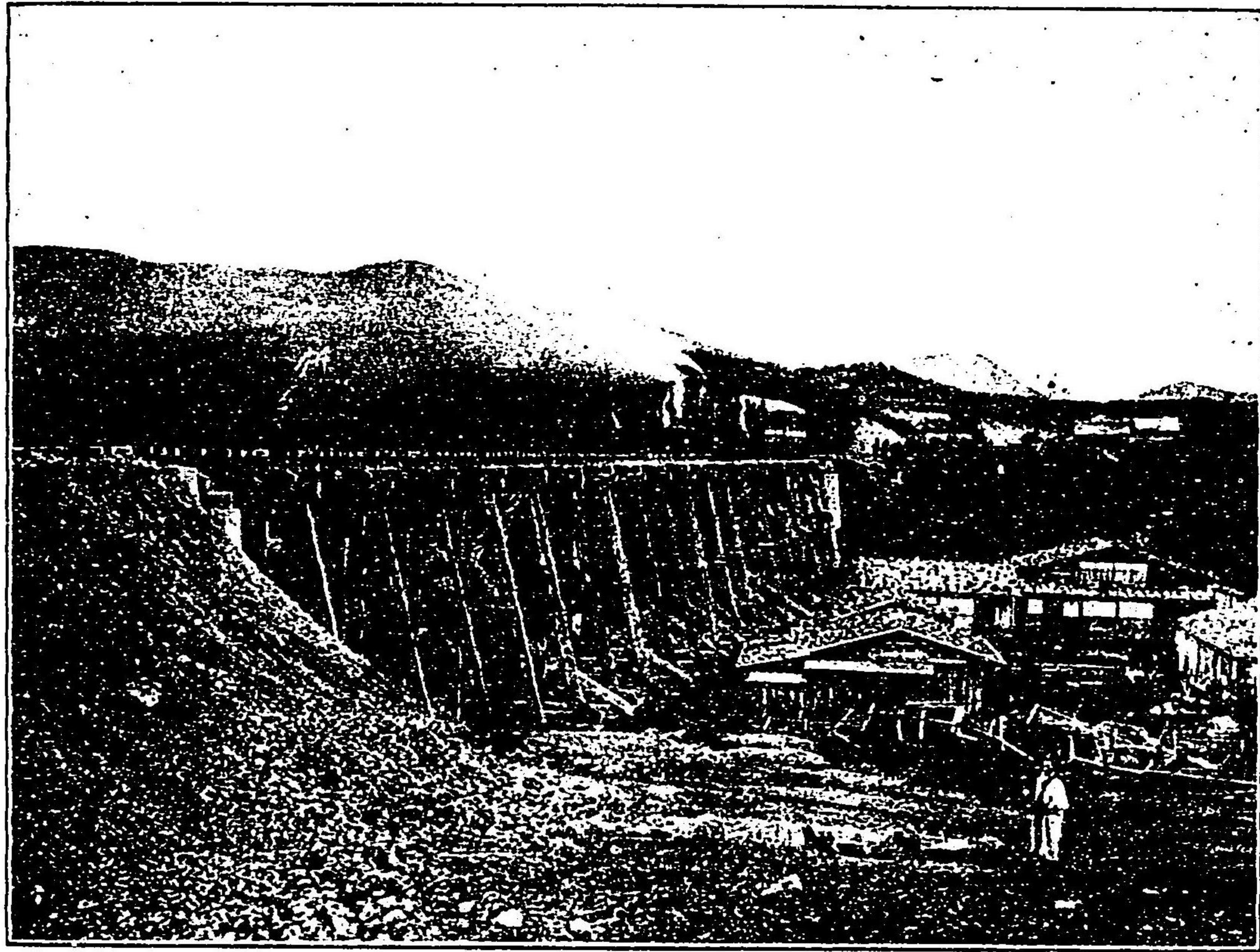
今の札幌(明治十四年)

開拓使廳舎

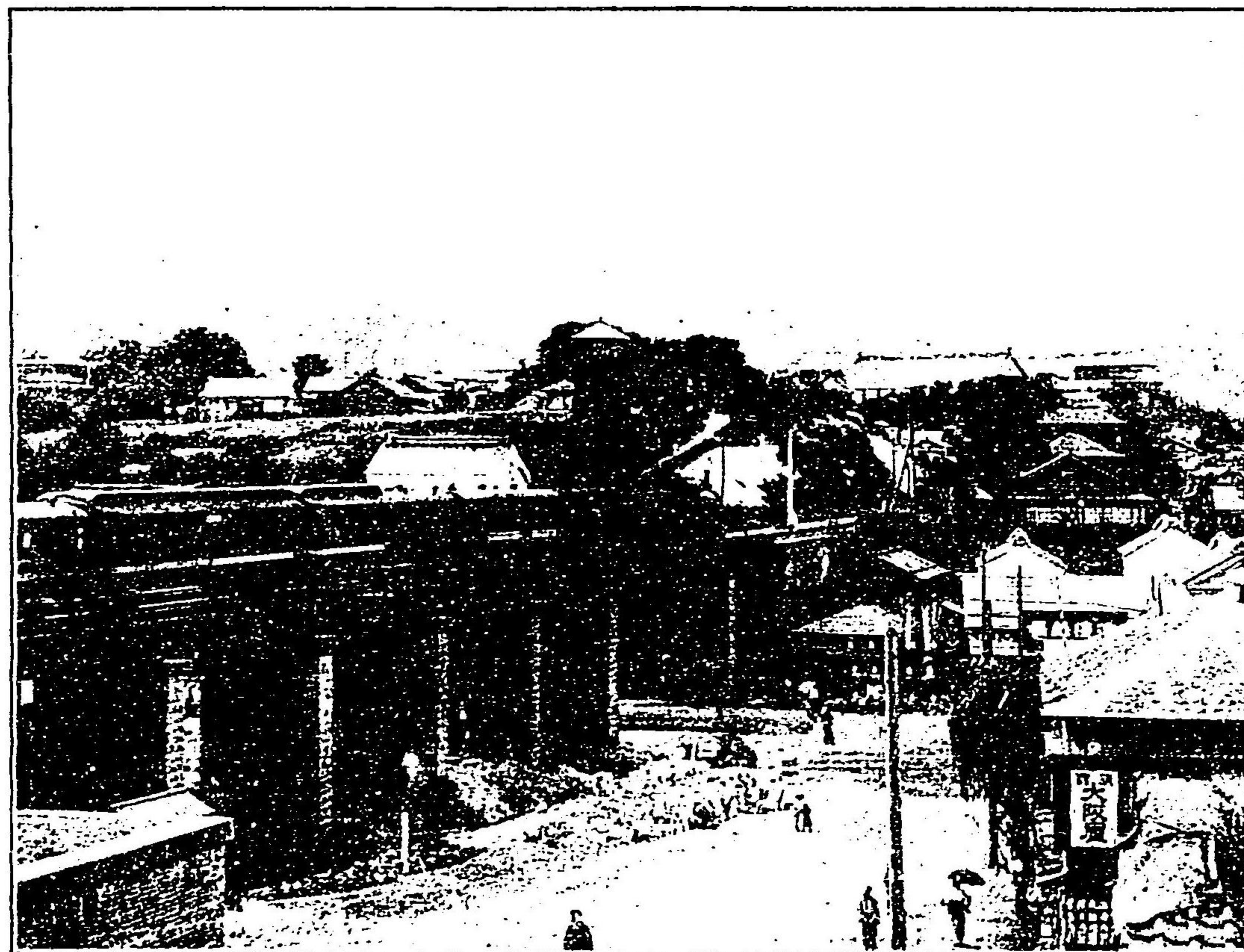
第一圖は明治四年札幌東創成通(今の北四條東一丁目)に建設せるものにして其構造の小且粗なるは開拓創始の際に於ける假廳舎なるに於る第二圖は雇米國人ケッロンの設計により明治五年七月建築に着手し六年十月竣工せる廳舎にして職工は東京より招募し之に従事せしめ其構造堅牢を主とす舎の廣六十八坪餘三層樓にして高十四間一尺經費金三萬二千餘圓なり

北海道廳々舎

本廳舎は明治十九年新築に着手し二十二年落成す構内坪數一萬八千八百九坪餘本舎は煉瓦石造、石板葺にして建坪五百五十一坪餘、階上階下、床下の三階となし室を二十五に畫し中央に八角塔を設く其高百八尺六寸とす後八角塔を除くす又附屬舎數棟あり材料中重要なるものは概日本道産を用ふ新築費總計十九萬四千七百四十六圓餘職工十九萬六千七百四十三人を要せり



(年四十治明) 樽 小 の 昔



(年九十三治明) 樽 小 の 今

札幌の今昔

明治二年開拓使判官島義勇下條を率ひ札幌に來り雪を冒し地を相し遂に官舎を建設す三年判官岩村通俊之に代り榛莽を伐り道路を開き四年市街を區畫し厚く保護を加へ商賈を募移したるを以て移住者多く六年には本籍戸數七百九、人口千九百四十九となり爾後逐年増進し殊に北海道廳となりし以來其進歩著しく昨三十九年には戸數九千九百十三、人口六萬二千四百九十三に達せり

上圖は明治五年下圖は本年共に同區南より北に向ひ創成川の畔を撮影したるものにして上圖の右方より二番目の橋は下圖の右端にあるもの即ち大通の橋なり上圖の兩畔に建てるは官舎にして下圖に在るは民家なり上圖の中央後方に小さく高く模糊として見ゆるは開拓使假廳舎の鐘樓にして下圖の中央後方に煙を吐きつゝあるは製麻會社の煙突なり

小樽の今昔

上圖は明治十四年小樽區入船町の鐵道橋梁近傍下圖は昨三十九年同所を寫せるものなり上圖に在りては橋側及右方の住初町より左方の永井町に至る一面の丘陵に數戸の荒屋を存し橋柱は木を用ひ汽車は二三の客車を牽引するのみにて如何にも蕭條たる光景なりと雖も下圖に於ては全く其状態を一變し大坂高樓空中に築へ橋柱の木は煉化を以て替へられ汽車は逶迤として幾十臺の客貨車を連れ人をして其變遷の甚しきを感じしむ小樽の地たるや石狩の沃野及び後志天鹽北見の漁場を控へ最も優勝の位置に在るを以て近年戸口を増加し商業旺盛に赴き昨三十九年に至りては八萬八千五十六人の住民を有し五千九十五萬餘圓の輸出入品を集散する帝國有數の大港市たるに至れり而かも尙ほ進歩の途上にあり其將來亦多望なりと謂ふべし



舊名寄(明治三十三年)



新名寄(明治四十四年)

名寄市街の新舊

此市街は天鹽國上川郡上名寄村に在り明治三十四年區畫して千八百十三區となし翌年競賣に付せし所なり將來北見國稚内に貫通すへき鐵道は目今此處に達し又北見國中部に通ずる縣道も控へ且つ他日敷設せらるへき名寄網走線も分岐點たり而して天鹽川上流沃野の要衝に當るか故に市街附近は勿論、上名寄風連より知恵文、美深、恩根内に至る諸原野の農産物昨年(價額約十六萬餘圓)並に木材(同價額約九萬圓)は此地に集散し又旅客の往來頻繁なるを以て新開地の市街として繁昌せり

上圖は去る三十五年、下圖は本年同市街の四四條通を寫せるものにして前者の時には戸數僅に六十餘にして其大部分は猶ほ草原なりしか後者に至りては店舖櫛を列ね戸數五百餘に達せり亦以て其進歩の速かなるを見るへし

北海道拓殖の進歩

第一章 總說

概說

北海道は其の本島面積五千七十二方里、屬島を合すれば六千三百三十五方里にして實本邦面積の二割以上を有し海は暖寒兩潮共に流れて魚族藻類に富み原野は廣大にして耕作牧畜に適し山は種々の礦物を藏し又千古斧斤の入らざる森林を以て其大半を覆はる而して此地拓殖の發端は七百年前にありと雖も其の初め進歩甚だ遅く松前氏の時に至り國威始めて全道に遍く次で徳川幕府は前後二回之を直轄して經營する所あり開拓使に至り更に其の規模を擴張し略ぼ拓殖の基礎を定め尋て三縣一局時代を経て道廳時代に移り茲に拓殖の事業に始めて順調となれり乃ち拓殖の現狀を視て其の由て來る所を探り以て將來の經營に資せんとする蓋し無益の業にあらざるへし

松前藩時代及其以前

移住の濫

本道は舊と「アイヌ」人種の住居する所にして渡島わたりしま又蝦夷島と稱す舊記に據れば和人の移住は今を距ること七百十八年前藤原泰衡滅亡の時にあり其の將士逃れて本島に入りたるものを以て嚙矢とす次て鎌倉幕府賊徒を捕へ本島に流せしことあり而して安藤氏津輕の領主たり併せて蝦夷を管領すと雖も其の管領は殆んど名のみにして止まりしものゝ如く施設經營の跡は今日之を認むること能はず然れとも商賈漁夫等の險を冒し利を射るもの若くは内地に於ける失意の輩間々移住したるものあるへく殊に嘉吉三年安藤氏下國氏とも稱すの裔南部氏の攻陷する所となりて蝦夷島に逃るゝや從ひ渡る者あり是に由りて康正長祿の頃四百五十年前は今の渡島國地方には十餘の館ありて下國氏其の他の豪族之に據り東は鶴川西は余市に至るまで和人の入込むものあるに至れり

松前氏の創業

康正長祿の際蝦夷叛亂して掠殺を擅にし諸館概ね其の陥る所となり和人は將に本島より一掃せられんとす此の時松前氏の祖武田信廣奮戦して蝦夷を破り以て僅に今の渡島地方を回復するを得たり爾後數十年間屢々蝦夷の叛亂ありて靜穩ならさ

松前氏の經營

りしか天文年間に至り全く之を平定し天正十八年松前慶廣京師に上り豊臣秀吉に謁し文祿二年蝦夷島を管する三條の制書を受く松前氏の本島に於ける權力茲に確定せり

松前氏の蝦夷を平定したるは本道拓殖上没すへからざる功績なりとす然れとも其の後同氏の經營を見るに東は龜田後函館西は熊石に番所を置き其の以内の地を以て和人の住居に充て其の以外は全く蝦夷地となし場所を區劃して家臣に給し或は藩主の直領となし各場所に請負人を置き之より運上金を徴するのみ而して請負人は唯支配人、通辭、番人等を遣はし「アイヌ」と交易し若くは「アイヌ」を使役して漁業を營み以て其の利を占むるを事とし復た他人の入るを許さず又松前氏は或は蝦夷地の砂金場を開き或は家臣をして全島を巡り地圖を作らしめ或は材木を伐出さしめたるか如き事ありしと雖も亦皆一時の業に過ぎざり斯くの如く松前氏の處置は姑息にして拓殖の業甚だ進歩せざりしと雖も場所の開發は國後樺太に及び一般の「アイヌ」は已に歸服したるを以て後の經營者の爲め裨益する所蓋し尠少ならざりき

幕府直轄時代

幕府の直轄

徳川幕府は天明五年吏を遣はして徧く本道を調査せしめ爾來漸次本道の事に着目し露人の千島を蠶食して南下しつゝある状況を知り終に本道の防禦と開拓の必要に迫り寛政十一年松前藩に命し知内以東東蝦夷地を上らしめ七年を限り假りに措置す乃ち東蝦夷地の請負人を廢して幕府の直捌きとなし會所を設け道路を通し官船を備へ六ヶ場所を廢して村並となし新に擇捉島を開き又南部津輕の二藩をして兵を出して要衝を警衛せしめたる等其の施設大に觀るべきものありき享和二年箱館奉行を置きて之を管し東夷蝦夷地を永久直轄とし尋て三寺を蝦夷地に設け函館附近の原野を開墾し有珠、虻田に牧場を開き文化四年遂に西蝦夷地を收め以て全道を直轄し箱館奉行を改め松前奉行となせり前年露人樺太に寇せしか是歲復た擇捉、利尻等に寇せるを以て幕府は之か警備に力を致し其の經費測られす其の後本道の事多く守成の方針を採り東蝦夷地の直捌きは之を廢して復た請負人に附し文政四年本道を擧げて松前氏に還し與へたり

松前氏の復領

松前氏復領の際幕府は同氏に命じ幕府創むる所の法制を遵守して違ふことなからしめしかは松前氏は守成を事とするのみにして復領より安政元年に至る三十餘年間は又記するに足るべきことなかりき然れとも漁業の如きは此の間に於て自ら進

歩せり

幕府の再直轄

嘉永六年露人來り樺太の楠溪くしゆんたんに據りて將に同島を呑噬せんとし又同年米國水師提督ベルリ浦賀に來り翌安政元年再以來りて函館開港の事定りければ幕府は吏を派し徧く本道を調査し又箱館奉行を置き安政二年には松前附近の外悉く本道の地を收めて幕府の直轄となしたり而して箱館奉行は寛政文化の例により西蝦夷地の道路を開き移住を奨励し函館附近を始め諸處の開墾其の他産業の發達に力を致せり幕府は又奥羽の諸大藩に命して本道を戍衛せしめ安政六年には南部、津輕、秋田、仙臺、庄内、會津の六藩に各々本道の一部分を割て之を與へ以て開拓を計畫し併せて本道警衛の任に當らしめしか明治維新の際に至り諸藩は悉く本道を引拂ひたり幕府の本道を直轄したるは前後二回にして其の拓殖事業は毎回龍頭蛇尾に終りたるの憾みなさにあらずと雖も之か爲め函館其の他各地の繁榮を増し移民は小樽、石狩地方にも土着するものあり道路は不完全ながら全道を一周して馬足を通し漁業は發達して産額を増したる等開拓使の經營の爲め素地を造りたるの功は没すへからざるものあり

幕府直轄の治績

開拓使時代

箱館裁判
所及箱館
府開拓使設
置

明治元年四月箱館裁判所を置き閏四月改めて箱館府と稱す箱館府は僅に施設に着手せるのみにして徳川脱走の徒の騷亂ありしかは終に爲す所なくして終りたり

明治二年七月開拓使を置き八月蝦夷を改めて北海道と稱し十一國八十六郡となし尋て本道を割て省府藩士族寺院の支配地を定む十月長官東久世通禧以下函館に航し假廳を同所に置き根室に出張所を設け札幌に治所を經營し移民を保護し拓殖を圖る四年廳所を札幌に定む

積極的經
營

是れより先き明治三年開拓次官黒田清隆洋行し四年六月米國人ホラシケブロン外三名を聘し開拓須要の器械、動植物等を携へて歸朝しケブロンの意見を參酌し本道開拓の方針を定め八月樺太開拓使を本使に併せ省府藩士族寺院の支配を罷めて本使に隸し以て全道を統一し明治五年以後十箇年間金一千萬圓を以て定額となす然かも其の初時施設すへきこと多くして歳額の之を辨するに足らざるを以て開拓創業費として兌換證券二百五十萬圓を發行し別に金百十萬圓を大藏省より貸與せらる是に於て海陸運輸の改良、廳舎の營繕、移民の保護、工場の新設、耕作、牧畜其の他産業

支廳

事業の緊
縮

の發達を企畫し殊に函館札幌間道路の開鑿札幌の經營等は多額の資金を要せり而して此等の大事業は明治六年に至り大略竣功せりと雖とも顧みれば事業の緩急を誤り或は誇大の弊あるを免れず若し此の勢を以て推移せんか徒らに經費を投するも拓殖の實効は之に伴はざるの患あり因て事業を緊縮し一方には雇米國人ライマシ等をして地質、鑛山其の他諸産物を調査せしめて興産の方法を講し一方には民政の利害得失を審査し人民をして安堵繁息を得せしめんとせり

明治五年九月本道を分て六大部となし札幌を本廳とし函館、根室、浦河、宗谷後留萌樺太と改む樺太を支廳と定む十月支廳主任を札幌に會し將來事業施設の方法を議す議論頗る激しく數日に亘りて決せず六年大に吏員の黜陟を行ふ後浦河、留萌の二支廳を廢し樺太支廳も亦明治八年樺太、久里留諸島の交換によりて廢せらる

明治七年以後は開拓使に於て緊縮の方針を採り大工事を起さざりしを以て一時工事の爲め繁榮せし場所は俄に衰狀を呈し殊に札幌は最も甚たしく市街並に附近の移民中離散するもの少なからざりしか使廳は種々これを安堵せしむるの方法を講し又耕種、牧畜の改良を獎勵し工業を盛んにし漁業其の他營業資本を貸與する等産業の發達に向て大に力を致せり明治十一年幌內炭山を開坑し其の運炭と沿道の開

拓とを兼ねて明治十三年手宮より鐵道を敷設し同年札幌に達し十五年幌内に達せり

經營の結

明治五年より十箇年を期とせる開拓事業は明治十四年を以て終了せんとせり而して其の成績を見れば海陸の交通より農牧製造の業に至るまで著しく發達し殊に米國風を折衷して規模の宏大なるは常に來遊の客に一驚を喫せしめたり然れども其の事業の觀るべきものは皆官營に屬し民業に至りては二十四萬の人口を有するに拘はらず微々として振はす蓋し當局者より之を見れば甚だ悲しむべき状態にして若し一朝之を放棄せんか多年の苦心經營は水泡に歸し去るべく察せられしなるへし是れ其の末路官有物拂下の舉ありて輿論の反對を招きし所以ならん然れども當時本道の開拓事業は漸く識者の注目する所となり官の保護を受けずして進んで之を計畫するものある迄に達したれば開拓の基礎は此處に定りたるものと稱して不可なかるへし

三縣一局時代

三縣一局の分立

明治十五年一月開拓使を廢し函館札幌根室の三縣を置きて本道を分轄し三月殖民

施政の不振

山林事務、七重勸業試驗場、札幌育種場、製煉場、博物場、製粉所、農學校は農商務省に其他の諸工場及び炭礦鐵道は工部省に屬し尋て工部省所管の諸工場を農商務省に移し十六年二月同省中に北海道事業管理局を置き炭礦鐵道を併せて之を管理せり是に於て舊開拓使の權限は三縣一局の分掌する所となれり

三縣を置きたる主旨は其の制度を他道と畫一ならしむるに在るに勿論にして三縣とも普通の地方政務を取扱ふに過ぎず而して其の事務は多く形式に拘泥し繁褥に流れ程度低き殖民地に適せず又北海道事業管理局は拓殖上特殊の事業を經理すと雖も亦僅に開拓使の遺物を保續するのみにして多く改良する所を見ず加之三縣一局に分るゝか爲め其の爲す所往々互に支吾滯滞して活氣を減殺せり

要するに三縣一局時代に於ける拓殖事業は開拓使の爲す所を踏襲し其の規模を縮小したるのみならず三縣一局の統一を欠きたるは本道拓殖上遺憾なりしと雖も當時は既に氣運進歩して人心稍々本道に向ひたれば世上一般不景氣の際なるに拘はらず進んで移住するもの少なからず暗々裡に拓殖の進歩を顯はしたり、

北海道廳時代

拓殖の業は年を逐て進歩せりと雖も其の施設は重みに札幌附近及び其の南西の地
 方並に海岸の地に止り荒蕪たる原野は殆んど住民なく生産の業未だ普く邊隅に及
 はされは規模の小なる三縣一局分治の制度にては全土を通して拓地殖民の實を舉
 ぐるに容易ならず因て政府は明治十九年一月三縣一局を廢し北海道廳を置き全
 道の施政並に集治監二十八年内務省直轄とす及び屯田兵開墾授産の事務を統理せしめたり
 北海道廳は從來の制度を改め普通の政務は簡易便捷を主とし務めて拓地興産の實
 を擧ぐるを以て方針となし其の初め函館根室兩支廳を置きしも明治二十年之を廢
 し水産税を輕減し出港税を廢止し官貸金開拓使以來官貸金の現に殘存するもの百
 十六人八郡八十八ヶ村一會社なりを徵收し徵收の見込みなきものは之を棄捐し以て人民の負擔を
 輕減し地形を測量し殖民地を撰定し水産、鑛床等を調査し交通の便を圖り手引草を
 發行し以て移住開拓に便し而して無資の細民を保護して移住せしむることは既に
 時宜に適せずとして之を廢し又永く官營の諸工場及び炭礦鐵道を保存するは民間
 の企業を妨害するものとなし之を拂下けたり是れ道廳の初期に於ける經營にして
 是に由りて本道の拓殖事業は復た活氣を帯ひ爾後著しき發達をなせり
 道廳官制は其の後明治二十四年改正ありて稍々規模を縮小したりしか明治三十年

復た之を改革して擴張せり郡役所を廢して支廳に改めたるも亦此の時なり其の他
 明治二十三年御料局支廳を置きたるを始めとし第七師團鑛山監督署、海事局、稅務監
 督局、鐵道出張所等漸次設置せられたり
 移住民は直接の保護を廢し十津川移住民は例外とす其の後汽車汽船賃の割引若くは無賃等の
 取扱をなすに過ぎすと雖も拓地殖民の趨勢は年と共に益々盛大に赴きたり
 未開地處分は殖民地を撰定し又之を區畫して貸下けたる以來事務の敏捷を増し移
 住は容易に土地の貸下を受くるを得て大に便利となれり而して其の處分に關して
 は時々非難の聲を聞かざるにあらずと雖も未開地貸付出願者は年を逐て増加し拓
 殖上一段の進歩を顯はせり
 農民は洋犁、耙耨等便利なる農具の使用に習熟し従前に比すれば多大の面積を耕作
 するを得るのみならず農作物の種類其の他改良する所あり又收穫物の販賣も容易
 なるに至りしを以て利益多く之か爲め年々著しく就業者の數を増し従て産額を増
 加せり牧畜も亦多年獎勵の効漸く顯はれ牛馬共に改良し聲價を博するに至れり
 漁業は古くより行はれ居たるか故に他の事業に比すれば顯著なる進歩を見ず殊に
 魚族によりては減少せるものなきにあらずと雖も漁船の改良、釣漁業の發達、養殖業

礦業

の進歩等觀るべきもの少なからず

礦業は著しく進歩せり石炭は幌内、幾春別兩炭山の拂下げありし後漸次發達して巨額の産出を見、硫黄は處々に採掘せられ金銀、滿庵、石油、鑛鐵石等も亦産出し殊に近時

工業

世人の着目する所となりて試掘採掘の數は未曾有の多きに達せり

製造業もまた著しく進歩せり道廳の初めに拂下げたる諸工場は其の後多く事業を繼續し、就中麥酒、釀造、製材等の業は著しく發達せり又新に製麻會社、セメント會社、酒精會社、船渠會社等の設立あり燐寸軸木、馬鈴薯澱粉、沃度、骸炭、澁液其の他種々の工業の起るあり近時の企業に係る製紙事業、水力電氣事業の如き觀るべきもの亦尠なからず

商業

商港として小樽は累年著しく進歩し既に函館を凌駕し又岩内、壽都、留萌、網走、室蘭、釧路等の諸港皆繁榮陸内に於ても旭川、岩見澤、帶廣其の他處々の市場を生せり而して従前の輸出品は殆んど皆水産に屬せしか漸次農産、鑛産、工産、林産を加へ其の額夥しく増加し内國商業は勿論、外國商業も亦進歩せり

交通

鐵道は明治二十五年炭鑛會社の線路竣工し三十一年瀧川、旭川間の官線落成し引續きて北海道鐵道敷設法に據れる線路の敷設に従事し三十七年北海道鐵道會社の函

自治制

樽線竣成せり而して近時私設線は皆な買收して官營となりたり道路は置廳の初め上川線の工事に着手せるを始めとし處々開鑿し殊に明治三十四年道路、橋梁、排水の十年計畫成りし後は大に成績の視るべきあり海運も亦補助航海の増加と民間航運の進歩とによりて其の面目を改め電信は擇捉島に通し電話局は札幌、函館、小樽に設けたり

教育

本道は一方には拓殖に努むると共に一方には漸次基礎を固めて自治の計を爲すの必要ありて従て其の方針を採りたる結果、明治三十二年函館、札幌、小樽に區制を實施せられ爾後一級町村制、二級町村制を施行せられたる町村百三十七に及へり又三十四年衆議院議員撰擧法改正に伴ひ議員を撰出し又明治三十四年北海道會法、北海道地方費法等の發布ありて道會を開設するに至れり。

小學教育は道廳の初め民力を培養する爲め經費を節減し規模を縮小せしか明治二十四年復た程度を高め府縣の制と均ふし唯資力の足らざる部落にのみ簡易教育明治三十一年簡易教育規程を定むを施せり札幌農學校開設は既に大學となり師範學校は三縣の頃函館、札幌の二校ありしを合併して改善し又明治三十四年北海道地方費法の實施ありし以來地方費を以て中學校、高等女學校、商業學校、商船學校、水産學校、根室實業學校

三十九年	三三、八三三	三〇、三三三	一〇、三六九	七、九二九	二、八四六	五、七七一
三十八年	二七、一七六	二五、一八八	一三、七〇一	七、八四六	九、八四九	三、九五六

備考 農産は重要作物の價額を掲ぐ又明治三十三四の兩年及び二十六年以前は果實の概價を缺く○林産は統計なきを以て假りに外國及び内國へ輸出したる高を掲ぐ但し三十九年内國輸出未詳に付外國輸出高のみを採る○工産は其初めに脱藩多く後に至るに従ひ精密なり



(代時使拓開)民住移の昔



(代時廳道海北)民住移の今

移住民の今昔

開拓使の初めに當りては拓殖の業甚だ困難なりしかば移民扶助規則を制定し募移及び自移の農夫に對しては家屋、器具、米鹽及開墾料を給與し募移工商には家作料、手當及び資金を貸給する等種々保護し以て繼に移住者を得たりしか其後世運の發展に伴ひ漸次保護の程度を減し北海道廳に至りては直接の保護を廢したりしか移民は却て増加の傾向を現はし昨三十九年の來住者は六萬六千七百九十七人の多きに達せり上圖は明治八年札幌本廳に於て桑園開拓の爲め酒田縣より募りたる士族、下圖は近頃小樽港に上陸せる移住民を撮影したるものなり想ふに前者の時代にありては奥羽地方の士族の移住少なからざれば腰に劍を佩き手に楯を採るか如き奇觀も聞々ありしか後者に至りては純然たる農民其他商工業者なり亦以て今昔の變を見るべきなり

第二章 戸口

松前藩時代及其以前

アイヌ

本道は舊と「アイヌ」人種の居住地にして其の遺跡並に習俗等によりて考察すれば其の人員は土地の割合には多からざりしものゝ如し蓋し彼等は魚獸野草等天然物によりて生活したれば其の食料に限りあるのみならず數多の小部落に別れ時々互に争鬪したれば多くの人口を増殖すること能はざりしならん

移住濫勝

和人の移住は蓋し漂流者又は漁夫商賈の險を冒すもの若くは陸羽の戦亂により逃竄せしものに始まりしものと察せらる舊記によれば文治五年藤原泰衡の滅亡せるとき其の部下の將士逃れて本島に入るものあり又東鑑に據れば文曆二年及び建保四年賊徒を捕へて本島に流したることあり降て嘉吉三年安東氏の津輕より本島に逃るゝや又従ひ渡るもの多し康正蝦夷亂の際東は鶴川、西は余市まで和人掠殺せられ又今の渡島地方に十餘の館ありしを見れば當時和人の戸口既に少なからざりしを知るへし

居住地の制限

旅人調査

戸口の増加

康正以來數十年に亘る蝦夷の騷亂か拓殖を妨けたりしは勿論なり幸に松前氏の力によりて平定し其後靜穩に歸したりしか同氏ほ拓殖に意を用ひず蝦夷地は悉く請負人に任し他人の濫りに入るを許さざりしかは和人は蝦夷地に移住すること能はず僅に今の渡島國地方にのみ居住せり而して他國より本道に渡來するものは松前江差函館三港の沖の口番所吉岡、當別にも沖の口ありしに於て族籍年齢職業等を調査し旅人帳に記入し且つ男子は袒せしめて身體を檢し引受人ある者は鑑札を渡し滞留を許し怪しき者又は引受人なき者は其の船にて直に歸還せしめたり旅人の役錢は男一人に付錢一貫二百文女一人に付六百文とし越年するときは尙ほ各々其の半額を徴せり

右の如く松前藩に於ては他國より來る者は皆旅人として之を取扱ひ別に移住に關する制度なかりしか旅人の取締りは嚴密ならざりしを以て終に土着永住するに至りしものあり又飢饉の際の如き奥羽地方より竊に渡航せるものありしもの、如し是を以て戸口は出産と移住との二者によりて増加せるものにして其の本籍を尋ねれば奥羽二州及び北陸道諸國の者多く又近江商人は特別の理由を以て移住したるものとなす今舊記に據り和人の戸口を示せば左の如し

調査年月	戸	口	男	女
元祿十四年九月	福山城下 六九六 東諸村 二、三〇七 總計 三、〇〇三	五、〇〇〇 一五、〇八六 二〇、〇八六	?	?
審永四年十二月	福山城下 六六四 東部二十村 八一三 西部三十六村 一、二八一 總計 二、七五八	四、〇七九 四、八九六 六、八七三 一五、八四八	二、一七二 二、六一三 三、七四四 八、五二九	一、九〇七 二、二八三 三、一二九 七、三一九
寛延二年	總計 ?	二一、一〇七	一二、四六六	九、三四一
寶曆六年九月	總計 ?	二二、六三二	一二、六二三	一〇、〇〇九
明和二年	福山城下 一、三五六 東諸村 四、六一〇 總計 五、九六六	五、八二六 二〇、七七八 二六、六〇四	?	?
天明八年	福山城下 一、五一九 東部四十一村 二、〇〇八 西部四十一村 三、一七八 總計 六、七〇五	六、三八五 九、三七八 一〇、八〇一 二六、五六四	?	?

備考 元祿十四年調査中各村の旅人抽入合計千八百三十三人を含む又天明八年調査

中旅人約千五百人を含む○寛保元年大島噴火海嘯を起し西都諸村の民千四百六十
七人溺死

寛政十一年幕府の東蝦夷地を直轄するや函館を以て根據となし拓地興産の爲め和
人の移住を奨励し又幕府旗下の士にして移住する者あり之を在住と稱す殊に八王
子同心の子弟等百人來りて鶴川、白糖の二箇所に在住せり鶴川白糖の在住は成續不
良數年にして離散少なき
す小安、戸井、尻岸内、尻札部、本茅部、野田追の六箇場所は松前氏の頃より和人の土着す
アイヌの
減少の
少し殊に痘瘡、麻疹等の流行により夥しく死亡したり

幕府直轄時代

移住奨励

文化年間
の戸口

西蝦夷地
の移住

移住奨励

るもの少なからざるを以て村並となす文化の初め函館附近原野開拓の爲め南部越
後等より農民を募移し保護して土着開墾せしむ然れとも文化四年西蝦夷地を合せ
直轉せし後は移住に關し多く力を盡さしりき故に當時戸口の増加したるは重もに
東部にして函館は文政の初めには既に約一千戸に達し其の近在には新に本郷、中野、
千代田、一本木、藤山、峠下の諸郷を生せり文化年間の調査に據れば和人戸數八千八百
餘人口三萬一千七百四十餘、アイヌ戸數六千三十餘、人口三萬六千八百餘なり
文政四年松前氏復領の後は復た意を拓殖に用ひず幕府在住の士等去りて一時却て
戸口を減せしか是より先き天明、寛政の頃福山江差地方鯨甚た薄漁にして住民生計
に困せしを以て追鯨として石狩地方に至る迄の各場所に出稼せしかば是に由りて
西蝦夷の漁業は漸次進歩し從て移住土着するものあり殊に天保飢饉の際に移住す
るもの多くして岩内の如きは數百の人口を見るに至れり然れとも舊來の習慣とし
て婦女子の神威岬後志國、積丹郡を越えて北するを許さしりしかは和人の土着は該岬以西
に止まりたり

安政二年幕府の再び本道を直轄するや在住を處々に置き又農夫を募移して開墾を
なし且つ富豪等に命じて開墾を計畫せしめたり今其の重なる場所を擧ぐれば函館

附近に於ては龜尾石川、島城山、清水、吉田、三好の諸郷今の膽振國に於ては長萬部、岩内地方に於ては堀株、幌似、石狩地方に於ては星置、發寒、元村今の札幌内、荒井村今の篠路内等とす而して其の農民は函館、奥羽、越後及び關東地方に募りたるものにして概ね家屋、農具、種子及び三年間の食料を給與したりしか當時氣運未だ熟せず官の保護盡くるや離散するもの少なからざりしと云ふ茲に一奇談あり箱館奉行所雇吏新井小一郎なるもの關東地方に於て百餘戸を募り長萬部に移したり然るに其の多くは土着せずして離散したりしかは奉行竹内政徳其の成績の不良を詰りしに小一郎平然として答て曰く募移したる民は假令一處に定住せざるも而も離散して亦本島内に在り夫れく適する所の業に従事し開拓を助けつゝあり亦以て目的を達したるものにあらずやと政徳笑て之を頷けりと云ふ

旅人役錢の免除
婦女始て神威岬を過す

開拓に要する器具其の他の諸品を輸入するに當りては沖の口番所に於て税金を免し又安政四年六月蝦夷地へ稼方として諸國より渡來する者は旅人役錢を免したり但し沖の口に於ける検査は従前の通りなりき

安政三年幕吏梨本綱五郎の妻子を伴ふて始めて神威岬を過くるものありしかは西蝦夷地に於ける婦女禁制の障害は全く撤去せられ漁民商民等進んで該岬以北に入り小樽内今の小樽区、石狩今の石狩市の如きは忽ち聚落を成せり因て慶應元年小樽内場所は請負人を廢して村並となしたり又其の前年、元治元年東蝦夷地に於ても山越及び長萬部は移民既に少なからざるを以て請負人を廢して村並となしたり

開拓使時代

移住奨励
移民扶助規則

開拓使は明治二年九月東京に於て農夫其他數百名を募り根室、宗谷、樺太島等へ移住せしむ同年十一月在住の士には歸農し開墾に従事すへきを諭し各場所出稼の者には漸次家族を伴ひ永住すへきを諭す同月假りに移民扶助規則を定め募移農夫には家屋、農具、家具及び三年間の食料並に開墾料一段歩に付金二兩、自移農夫には家屋、農具、家具及び開墾料一段歩に付金十兩を給與し、募移工商には家作料金百兩、三箇年手當金百五十兩を給し就産資金三十兩を貸與し自移工商には家作料金百兩を貸與す此の規則により同三年奥羽及び越後より札幌附近に募移せしめたる農民七百餘人翌四年又募移する所多し今此の規則による募移民中二十戸以上團體の分を擧ぐれば左の如し

年	月	募移民本籍	移住地	移住戸数	同一口
明治三年	四月	酒田縣	札幌郡圓山村	三〇	九〇
同	同	同	同	三〇	八八
同	同	同	同	三六	一二〇
同	同	同	同	二二	九六
同	同	同	同	四三	一八五
同	同	同	同	六五	二〇三
同	同	同	同	三九	一二九
同	同	同	同	二九	一二四
同	同	同	同	二四	?
同	同	同	同	二四	七四
同	同	同	同	二四	九三
同	同	同	同	一六九	六二六

備考 右は開拓使事業報告に據る○對雁村へ移住せる者の内明治六年十九戸は雁來に三戸は生振に轉す○會津降伏人は明治二年兵部省にて小樽に移したるを其の後開拓使にて保護し余市郡に轉移す

本道に拓地を分與せられたる省府藩士族寺院も亦概ね多少の人民を移せり其の内顯著なるものを舉ぐれば左の如し

支配者	支配地の内移住地	移住年	移住戸数	同一人口
伊達邦成	有珠郡	明治三年	三三	三九八
石川邦光	蘭別郡	明治三年	四四	五八一
片倉邦憲	幌別郡	明治三年	二二	二七〇
伊達邦直	厚田郡	明治三年	四三	六一
斗南藩	瀬田郡	明治三年	四五	一一六
仙臺藩	山越郡	明治三年	四七	一九三
稻田藩	沈流郡	明治三年	四二	一四六
佐賀藩	靜内郡	明治三年	三七	五四八
原岸藩	釧路郡	明治三、四年	?	三〇〇

備考 石川邦光は明治三年支配を罷免せられ其の移民は伊達片倉兩家に分屬す

右の外高知藩は明治三年八十餘人の移民を勇拂千歳二郡に送り彦根藩は其の支配中八十餘人を沙流郡東部に移し靜岡水戸其の他の諸藩も亦概ね多少の人民を支配地に移したるも此等諸藩の移民は明治四年八月支配罷免の後概ね退去したるを以て拓殖上の効果は殆んど言ふに足らざりき

漁場持及び篤志者にして私費を以て人民を移すものあり厚岸漁場持榊富右衛門は佐賀藩の告諭に基づき明治三年函館に於て各地の人民六十一戸男女百六十三人を

招募し厚岸濱中の二地に移住せしめ釧路漁場持佐野孫右衛門は明治三年自ら率先して籍を釧路に移し又秋田、青森、函館等の民百七十四戸男女六百三十八人を同地に募移し根室漁場持藤野喜兵衛は同年函館福山の民十一戸を募移し爾後年々募移して明治十一年迄に總計九十八戸、二百九人に至り柳田藤吉は明治三、四の二年南部、渡島等の民三十四戸、百十一人を根室に募移し函館物産掛は明治三年能登の民十二戸三十四人を募り根室國野付郡に移したり

開拓使の初期は右の如くにして本道に人民を移住せしめ又此の外にも自ら移住する者ありて戸口を増加せり明治四年九月永住人の拜借地は沾券地となし出稼人は從前の通り拜借地とす同年八月省府藩士族寺院等の支配を罷免するや其の支配所開拓掛の士族にして移江を願ふ者は開拓使貫屬に加へ支配所移住民と共に皆三年間の扶持を與へて之を保護せり此の時前に記したる伊達邦成、片倉邦憲、伊達邦直、稲田邦植等は主從共に土着したるのみならず邦成の舊臣は引續き有珠郡に移住し邦憲の舊臣は札幌郡白石、手稻の二村に移住せるか皆成規によりて扶助したり又曩に開拓使にて根室に移したる東京其他の人民は風土に慣れず生計をなすこと能はざるを以て明治四年六月其の大部分を札幌及び西部諸郡に移し釧路に於ける佐賀藩

移民扶助規則更正

の移民も亦右の理由を以て札幌本廳雇入の約をなし移轉せしめたり

明治五年從來施行の移民扶助規則中募移農工商等特恩に徂れ自然惰慢の弊あるを以て募移に係る扶助を廢す既にして自移農夫も亦其の弊あるを以て開墾料金十圓を減して二圓となす明治七年七月移民扶助規則を更正し移住農民給與規則となし自費移住の者は寄留を除くの外家作料金十圓、農具七種十點、種物料金一圓五十錢の給與し入籍後三箇年間に開墾したる土地は地價の上納を免す是に於て移民保護の程度大に低減せり然れども此の後特殊の移民に向ては或は十二箇月間或は十八箇月間の扶助米金を給與する等特恩を施せり又明治十二年四月北海道送籍移住者渡航手續を發布し送籍移住者は開拓使附屬船を以て無賃渡航せしむ

移住民の狀態

住移民の多くは農業者にして本道の風土に慣れず生活の狀態不良にして保護の期盡くるや或は退去し或は職業を變ずるものあり加之明治七年保護の程度を減したるを以て爾後移住者減少し戸口の増加遅々たるの憾みありき然れども移住民中熱心從事するものは漸次好成绩を奏し殊に伊達邦成、片倉邦憲、伊達邦直等の主從の如きは最初より鞏固に團結し絶て離散したるものなく其の顯著なる開拓の事蹟は漸く世に知られ開拓使の末期には府縣有力者の進んで拓殖事業を企圖するもの並に

拓殖氣運の進歩

團體農民の移住するものあるに至れり
 明治十二年阿波の國人百十七戸、三百六十六人後志國余市郡に移住し仁木村を開く
 爾後同國人の移住少なからず明治十四年舊長州藩主毛利元徳余市郡に開墾を計畫
 す是れ山口縣民の多く移住するに至れる濫觴なり明治十一年舊尾張藩主徳川慶勝
 膽振國山越郡に開拓を計畫し爾後連年舊臣を移し八雲村を開く是れ尾張國人移住
 の發端たり明治十二年以來開進會社は道中數箇所を開墾を營み廣島高知等の農民
 を募移す是れ廣島高知二縣人移住の嚆矢なり要するに従前の移住者は殆んど皆奥
 羽地方及び北陸道諸國に止まりしか今や進んで本邦西部の諸國より移住する者あ
 るに至れり

屯田兵新設

樺太土人の移住

以上は開拓使に於ける移住の概況なるか尙ほ此外特殊の移住二件あり屯田兵及び
 樺太土人の移住是なり屯田兵は封疆守禦及び土地開墾の目的を以て明治八年宮城、
 青森、酒田三縣及び本道の士民百九十八戸、男女九百六十五人を募り札幌郡琴似村に
 移す是れ本道屯田兵の嚆矢也同九年青森、秋田、置賜、宮城、岩手及び有珠郡の士民二百
 七十五戸、男女千七百七十四人を募り琴似、發寒、山鼻の三村に移す十一年江別村に十戸、
 十四年篠津村に二十戸を移す、樺太土人は明治八年領土交換の際本邦の版籍に歸せ

戸口の増加

んことを請ひたるものにして其の戸數百八人口八百四十一なり同年之を宗谷に移
 し九年更に札幌郡對雁村に移し厚く之を保護せり此の土人は其の後石狩に移り今では戸口著しく減少せり又領
 土交換の結果北千島の土人も本邦に歸したり
 開拓使を置きたる明治二年の現在戸數は一萬二千十七、人口五萬八千四百六十七人
 ありしに明治十四年には戸數四萬三千六百七十二、人口二十四萬三千九十一となれ
 り而して此の増加は生産と移住とに由るものなるか増加の大部は移住に屬し殊に
 明治六年以前に於て最も多數なりき明治七年以降は移住者を減せりと雖も十二三
 年以後從來移住者なき徳島、廣島、山口、福岡、高知諸縣より新に渡來するものあるに至
 りしは氣運一變の兆にして本道の戸口上一の重要事件たり

三縣一局時代

縣治の初めは開拓使定むる所の法規により移民を保護せしか明治十六年四月太政
 官布達を以て北海道轉籍移住者手續を定められ資力なき者に限り無賃渡航の便を
 與へ且つ陸一里に付一人五錢家作料一戸十圓營業器具代八圓五十錢別に農民には
 種子料一圓五十錢を給せり而して移民は明治十五、十六の兩年は稍々減したるも其

轉籍移住者手續

顯著なる
移住民

の後復た増加せり今其の顯著たる移住者を擧ぐれば石狩郡當別村に入りたる福岡縣人石狩郡望來村、札幌郡山口村、千歳郡島松村等に入りたる山口縣人、札幌郡廣島村、岩内郡發足村、老古美村、根室郡幌茂尻村等に入りたる廣島縣人、徳川侯爵の山越内郡八雲村に移したる愛知縣士族前田侯爵の企業により岩内郡前田村を開きたる石川縣士族鞏固なる團體を成して靜内郡碧葉村に移りたる兵庫縣淡路國人、河西郡帶廣村に入りて十勝原野開拓の先驅をなしたる靜岡縣晚成社の移民札幌附近に移住したる長野縣人等とす概して廣島、山口毛利侯爵の例外とす、移徳島、福岡等の移民は無資産の徒多く移住後忽ち糊口に窮し他の救助を受け或は離散したる者ありしか其の他は資力ある企業者の保護に係り若くは資力ある人民少なからざりき

移住士族
取扱規則

明治十六年三月三縣其の稟定する所の移住士族取扱規則を頒つ其の大意は府縣士族の最も貧困にして自費移住すること能はざる者は農商務卿の允可を得て一戸に付函館縣は三百十三圓五十錢、札幌縣は三百三十圓、根室縣は三百六十三圓を超へざる額を程度とし食料、農具、種子、家作料、運搬費等を貸與し滿七箇年据置き向ふ二十箇年賦返納の法を以て毎歳二百五十戸を移住せしめ農業に服せしむるに在り此の規則は明治十八年廢止せしか其の規則に由れる移住者は上磯郡木古内村、空知郡岩見

屯田兵

澤村、釧路郡鳥取村とす、木古内移住者は山形縣士族百五十戸にして明治十八十九兩年を以て移り岩見澤村移住者は鳥取山口以下七縣士族二百七十七戸にして明治十七、十八、十九の三年に跨りて移住し鳥取村移住者は鳥取縣士族百五十戸にして明治十七年より三年間に移住せり

屯田兵は明治十七年青森、秋田、山形、福島、四縣より七十五戸を募りて札幌郡江別村に移し十八年佐賀、石川、鹿兒島、鳥取、熊本五縣より二百十三戸を募りて札幌郡江別村、石狩郡篠津村に移せり

人口の増
助

三縣一局時代に於ける殖民政策は規模小なるのみならず統一を缺き事務敏捷ならざるの憾みありしと雖も明治十四年現住人口二十四萬餘に過ぎざりしもの四年の後即ち十八年には二十八萬六千九百四十一人となり其の増加輕視すへからざるものあり蓋し氣運の進歩自ら移住民を誘致したるに因るなるへし

北海道廳時代

開拓創業の際府縣人民の移住乏しき場合に於ては之を保護し移住せしむるは止むを得ることなるも既に進んで移住するものあるの時機に達すれば保護は之を廢

移住民保護の廢止

するも可なり况んば無資の細民を保護移住せしむるも其の結果は往々良好ならざるものあるに於てをや是を以て開拓使以來保護の度は漸次減少し北海道廳に至りては斷然北海道送轉籍移住者手續を廢し保護移住の主意を一洗し専ら運輸交通の便を開き殖民地を撰定し開拓興産の方法を調査し移住の利益を示し拓かすして民自ら集るの方案を採れり

拓殖に關する施設

殖民地の撰定は明治十九年より着手し殖民撰定地の區畫は明治二十二年より始めて此の撰定及び區畫は未開地處分を敏捷にし移民をして容易に土地を得せしめたるを以て拓殖上偉大の効果を奏せり又炭礦會社鐵道の敷設道路排水溝の開鑿其の他海陸交通の便を増したると及び移住手引草の發行は大に移住に便ならしめたり地形の測量地質礦物の調査水産税の輕減水産の調査等亦皆移民を誘致するに大關係あり然れども是等の事は着手して直に其の效果を見るを得べきものに非されは置廳後二三年間は移住者猶ほ多からず間々殖民の前途を杞憂する者もありきはに於て當時の當局者は大資本家大事業家を歓迎するの傾向を生し小地積の貸下の如きは却て之を疎にしたるか爲め世の批難を受くるの止むを得ざるに至れり因て明治二十四年大改革を行ひ努めて小民に土地を興ふるの方針を採り大に殖民地を

原野開拓の順序に亘る移民全道に亘る

内部の發達

區畫し之を貸下けたり而して其の結果小農に満足を與へたるのみならず確實なる大地積出願者にも亦土地を貸下くるを得るに至れり其の他拓殖上の施設亦漸次整ひたれば茲に移民は著しく増加して氣運一變せり
幕府直轄以來本道の拓殖は全道を開放し道廳の初期も又之に準し屯田兵の如き處々に移住せしめたるか移民を分散して各地に入るゝは移民の爲め不便なるのみならず官廳に於ても徒らに手数を要し拓殖上の不利少なからざるを以て明治二十六年舊制を改め一隅一方より移住開墾せしむる方針を採り先づ石狩國及び其の南西地方に於ける良好の原野より移民に貸下けせしか出願者甚た多くして明治二十九年には十勝國釧路國原野の各一部及び天鹽國沿海原野を開放し尋て各地の原野を貸付するに至れり是に由りて爾後本道内部の原野處々和人の戸口を見ることゝなれり

本道第一の沃野たる石狩原野は道廳の初めに於ては札幌附近に村落を見るのみにして其の他には縣治時代に士族を移したる空知郡岩見澤村及び集治監の所在地たる樺戸郡月形村等あるに過ぎざりしか爾後原野を區畫して貸下けたる等の爲め忽ち開拓して到る所部落あり市街あるに至れり十勝原野は道廳の初めに於ては僅に

晩成社の移民其の他數戸の和人を認むるのみなりしか其の後處々に入る開墾者絶
るなく從て之を開放して貸下けたるか爲め戸口蕃息せり天鹽の諸原野は明治二十
九年前は殆んど和人を認めざりしか同年以來海岸の諸原野を貸下け明治三十三年
以來天鹽川沿岸原野を貸付したる爲め今や人烟繁盛となり北見國の原野は明治廿
七八年の交高知縣團體民に貸付したるを始めとし爾後漸次貸下したる爲め年々移
住者あり釧路の諸原野は縣治時代に開けたる鳥取村の外和人なかりしか明治二十
九年開放以後亦漸次移住する者あり其の後膽振日高の諸原野何れも戸口を増加せ
り斯くの如く原野の人烟増加するに從ひ處々に市街を生し旭川岩見澤瀧川深川名
寄俱知安帶廣其の他大小の市街甚だ多きに至れり

海岸の發達

海岸は從來多く漁民等の住居するあり故に戸口の増加は内部陸地の如く顯著なら
すと雖も亦年々發達し殊に本道の咽喉に位する港灣は其の發達驚くべきものあり
小樽の如きは其の最も甚しきものにして室蘭釧路岩内留萌網走等之に次く唯福山
及び江差は時勢の變遷と近年不漁の爲め著しく其の戸口を減したり
移民の増加は本道の事情漸く府縣に知られ又府縣の人民か漸次進取の氣象を發
揮せる等によること大なり其の府縣に於ける經濟上の變動並に移民に對する官

移民の増加の原因

未曾有の移民

特別保護移民

移民の待遇

廳の施設等亦た移民に影響する所多く其の内經濟上の變動は時として移民を減少
せしめたることなきにあらす即ち府縣の景氣良好時期にして豐作續き又は内地事
業振興の際の如きは是なり又一方に於ては明治三十一年九月に於ける本道の洪水は
實に本曾有の災害にして一時慘狀を呈したれば其の事府縣に傳はり爾後數年間移
住心を萎縮せしめしことあり斯の如く殖民の趨勢時に盛衰ありと雖も近年に至り
ては大に人心を復興し昨年の如き移民者の數六萬六千以上に達せり實に空前の多
數なりと稱すへし尙ほ本年の顯象の如きは六月末日に於て既に七萬を超過す其隆
盛なるを以て前途を卜するに足るへし
直接移民を保護することは道廳の初め之を廢せりと雖も唯茲に一の特別處分あ
り大和國十津川郷民の移民是なり該郷民は明治二十二年洪水の災に罹り田宅資産
を失ひ甚だ慘狀を極めたるを以て北海道移民の志を起し政府は金十七萬五千餘圓
を支出して其の六百戸を石狩國に移し以て著名なる新十津川村を開きたり
移民に對する汽車汽船賃の割引及び無賃は北海道協會に於て其の營業者に交渉
し以て之を行ひしか明治三十一年以後内務省訓令を以て之を定めたり又明治二十
五年團體移民者に貸付地豫定存置をなすことを定め同三十年拓殖務省令を以て北

海道移住民規則三十一年七月内務省令を發布し府縣知事より移住の證明を下付する事
 團結移住者に貸付地豫定存置をなす事及び小作人募集の件等を定めたり又道廳に
 於ては本道の重要港灣に移住民取扱事務所を設け或は府縣數箇所の要港に吏員を
 派して移民旅行の便を圖れり

近時の移
住民の移

近時移住民の最も多きは北陸道奥羽地方にして徳島香川愛知岐阜東京兵庫廣島愛
 媛鳥取の諸府縣之に次く其の他の諸府縣も亦皆移住民を出さざるなし而して移住
 民の多くは先移住者に依頼して來るものにして多少の資産を有し極貧者少なけれ
 は復た昔の如く移住後甚たしき困難に逢ふもの稀なり

屯田兵

以上の外屯田兵の制あり該兵は明治十九年三百四十五戸、二十年三百五十六戸、二十
 一年百九十四戸、二十二年五百二十二戸、二十三年七百八十七戸、二十四年以降は年々
 五百戸を募移して以て明治三十四年に至れり其の移住地は札幌空知雨龍上川石上
 川鹽天室蘭厚岸根室常呂紋別の十一郡にして是れ亦本道戸口増加の一要素を成せり
 戸口の増加は重もに移住によること勿論なるか出産も亦其の原因を爲せり最近の
 調査に據れば本道の出産は人口千に付約三十七人、死亡約十九人にして差引十八人
 を増加し其の増加の割合は府縣に於ける割合よりも多し蓋し移住者は比較的健康

出産に因
る増加

人口の増
加

なる壯年者多きと本道の風土並に生活の状態か府縣に比して優る所あるに因るな
 らん某團體移民は語りて曰く郷國に在りて二人の小兒を産する間に本道に於ては
 三人を産すと此の團體は良好なる状態に在るものにして従て生産の割合多かるへ
 しと雖も亦以て他の移民の生産力を推知するに足るへし
 以上述るか如き狀況にて置廳の前年即ち明治十八年の現住人口二十八萬六千九百
 四十一人なりしもの二十一年後即ち三十九年には百二十九萬千九百九十三人となれ
 り即ち四倍五分の増加にして顯著なる成績を示すものとす

統計

全道戸口累年表

年次	本		現		住	
	戸數	人口	戸數	人口	男	女
明治二年	10,997	48,877	11,017	56,477	32,333	24,144
同三年	11,107	53,934	11,183	61,668	38,153	23,515
同四年	11,137	57,930	11,263	69,911	40,066	29,845
同五年	11,362	68,224	11,744	81,126	43,090	38,036

第二章 戶口統計

區	總計	男	女
室蘭	三九,三〇〇	一九,〇〇〇	四〇,〇〇〇
浦河	一五,二〇〇	三,〇〇〇	一,一九九
河路	二〇,〇〇〇	五,三〇〇	二,〇〇七
劍室	一八,七九九	六,九三三	一,五八七
根室	一〇,〇〇〇	六,九三三	二,四八六
網走	一〇,〇〇〇	五,〇〇〇	二,五三九
宗谷	一五,三九四	六,三三〇	一,〇〇一
增毛	二〇,四八七	六,〇四七	二,三〇七
札幌	一八,一九七	一,九三三	一,〇七七
小樽	三三,〇〇〇	二五,三〇〇	四,〇〇〇
函館	三六,七七七	一五,〇二七	八,一四四
總計	五四,三五五	二四,七七八	一五,五五四

四〇

全道移住民戶口累年表

年次	來		往	
	戶數	人口	戶數	人口
明治二年	七六	一,九七三	?	?
三年	一〇三	三,六八五	?	?
四年	一四七	八,五九八	?	?
五年	三三四	一三,七八四	?	?
六年	二四七	一〇,五五三	?	?
七年	六三	一,九三三	?	?

第二章 戶口統計

年次	來		往	
	戶數	人口	戶數	人口
八年	一三三	四,六六六	?	?
九年	二七	八,八三三	?	?
十年	六八	二,五七七	?	?
十一年	六〇	四,四八〇	?	?
十二年	三五	四,〇〇〇	?	?
十三年	六〇	三,六〇〇	?	?
十四年	一三	八,七〇〇	?	?
十五年	?	五,五三九	?	?
十六年	?	二,三六〇	?	?
十七年	一三五	四,六五六	?	?
十八年	二五〇	一〇,三九九	?	?
十九年	二四三	九,六〇九	?	?
二十年	二四三	九,〇三二	?	?
二十一年	二五七	八,五八六	?	?
二十二年	三〇七	一三,一一八	?	?
二十三年	四〇〇	一五,三九三	?	?
二十四年	四四一	一五,七三六	?	?
二十五年	二二六	四九,〇四七	?	?
二十六年	一四三	五五,二五九	?	?
二十七年	一五八	五九,六七一	?	?
二十八年	一五八	五〇,九九六	?	?
二十九年	一三二	六〇,三三〇	?	?
三十年	一五九	六四,三三〇	?	?

四一

殖民地の區劃測設

殖民地を處分するには多くは先づ技術員を各地に派し實地踏査の上適當と認めれば種々必要の調査を送けて之を撰定し又之に大中小の區畫を測設して貸付するを普通とす

本圖は本廳員か入夫を伴ひ測量器械等を携へ殖民地の區畫測設に従事せる所にして粗末ながら中畫の間に別分道路を作り又號線標道路幅標等も之を建てたり

殖民地の貸付

上圖の如く測量區畫したる地は之を貸付して開拓せしむ今日ば唯だ出願者に對し許可の指令を與ふるのみなれども區畫創始の數年間ば多くは本廳吏員願書を一括し之を携へて出張し實地に就きて適宜土地を引渡したり本圖は明治二十七年本廳員か春期積雪中の千歳原野に出張して區畫地を引渡す處にして出張員の展檢しつゝあるは區畫圖其後方なる幕營は出張員の起臥する所なり

第三章 未開地處分

松前藩時代及幕府直轄時代

松前藩時代の状況

松前藩時代に於ては今日の國有未開地に相當する土地に關しては定りたる取扱なく而して蝦夷地は總て和人の土着を許さず和人住居の地と雖も宅地海産干場耕地とも皆先占者の使用に任せたるのみ蓋し當時住民は重もに漁業によりて生活し農業の如きは僅に一小部分に行はれたるのみ尙ほ人民の耕作の情況を視るに適當の地を隨意に選定して之を開墾し作物の生育良好なる間は之を使用し地味瘠疲すれば之を棄て更に他を開墾せり故に畑の地積は年々異動ありて一定せず而して松前藩に於ては其の畑の段別を檢査し畑十坪に付銀三文の税を課したりと雖も其の檢地は年々之を行ふにあらず一回檢査すれば其の面積に據り幾年の間一定の税金を取立たり

幕府直轄時代の状況

幕府直轄時代には開墾を獎勵し募移民は之を保護して未開地を開かしめ又普通人民の開墾を希望するものには之を割渡したり而して安政年度に於ては募移民の開

きたる處は之を御手取場と稱し處によりては其の幾分を官にて開き與へ其の餘を開墾せしめたり又普通人民の未開地を開墾する者には開墾地一段歩に付金二分二朱、用悪水路掘割百間に付金一兩を貸付け十箇年賦返納せしめ新開地は五箇年の銀下を免し右年限中年賦金を取立て六箇年目取箇附の上は殘金を附與することゝなせり土地の租税は畑は松前藩の例により十坪に付銀三文として田は文化年度は一反歩に付百八十文と定め松前氏復領の後は之を免除し安政年度は取箇を定めて收税せり

放牧地及
草刈場

放牧地及び草刈場の如きは松前藩以來村の共同にて大抵一定し居たるものゝ如し蓋し多年使用の結果に依りたるならん

開拓使及三縣一局時代

開拓使當
初の取扱

開拓使に於ては其の初め厚く移民を保護し^{第二章}開墾を獎勵せりと雖も未開地の處分に就ては又規定の見るべきものなく唯相應の土地を割渡すと云ふに過ぎず明治三年十一月布達東地移住民取揚產物税則中に開墾地は七箇年免租の事を定め同四年九月各郡永住人從來の拜借地を沽券地となし出稼人は從前の通り拜借地とす

土地賣貸
規則及地
所規則

同五年六月札幌本廳管轄諸郡に於て開墾出願者には検査の上一戸に付十萬坪を限り割渡すへき旨を達す

明治五年九月北海道土地賣貸規則及び地所規則を制定す土地賣貸規則の要は山林原野等一切の土地官屬及び從前拜借の分目下私有たる地を除くの外都て一人十萬坪を限りて之を賣下け地券を渡し着手後十箇年間除租す賣下地價は千坪に付上等一圓五十錢中等一圓下等五十錢とし賣下の後上等地は十二箇月中等地は十五箇月下等地は二十箇月を過ぎ事業に着手せざる時は上地せしむ又採鑛漁獵等の見込みありて出願する者には其の方法を調査し年限を定め料金を徴して貸付し又諸工業の新發明或は水陸運輸の利を起したる者には功業の大小に準し若干の土地を附與し或は除租等の特典を與ふ又地所規則に於ては右の外永住者は勿論寄留人拜借地たりとも既に開墾營構等をなせし分は地代を徴せず私有地となし七箇年除租する事山林川澤の從來土人等漁獵伐木し來りし地と雖も更に區分を立て持主又は村請に改め十五箇年間除租する事永住者及び募移者にして一家の力を以て本年より三年間に開墾する土地は年々檢地の上地價を徴せず私有地とすること函館及び其の近傍の地の既に税則定りたる分は此限にあらざること等を規定せり該規則は三縣

地券發行
條例

三縣時代
の處分

は一隻に付制限坪數の半を増加し、餘差網は十枚毎に其の四分の一を増加するものとす。海産干場は割渡後一年間着手せず、又着手後中止するものは上地を申付け、又割渡後經營に着手せずして、賣買讓渡するを許さざるものとせり。同時に北海道地券發行條例を發行す其の要は土地の種類を宅地、耕地、海産干場、牧場、山林に分ち、官有地の外は人民各自の所有地とし、其の經界、步數を正し、地位等級を定め、地券を發し、地租を課するにあり。十二年二月北海道地所規則發布以前に割渡したる海産干場は本籍寄留を問はず、總て無代を以て其の所有地に屬せしむ。

同十五年二月開拓使を廢して、札幌、函館、根室、三縣の設置を見たり。爾後明治十九年二月北海道廳設置に至るまで、本道拓殖上、百般事業は寧ろ退嬰に傾き、土地處分に於ても亦著しきものなく、唯置縣の歲五月三縣令を以て公立學校維持の爲め、山林原野五十萬坪を限り、無代下付の制を定め、十六年六月移住士族取扱規則を發布し、其の一户の耕地は凡そ一萬坪とし、墾成したる地所は千坪五十錢以内の代價を徴して、私有地となす等のことを定む。當時公立學校維持の爲め、山林原野無代下付の舉は、其の成績今日に傳はり、現今渡島國內に於ける公有林の内、當代の資に出づるもの少なからず。

開拓使及
三縣の土
地處分額

前記兩時代即ち開拓使より三縣を通したる明治二年より同十八年に至る十七年間
の土地處分の總反別は、四萬七千七百三十六町五反步にして、内賣下二萬六千八百四
十八町五反步、貸下二萬一千二百二十町一反步、下與七千七百六十七町五反步とす。其の
年別は左表の如し。

年次	賣		貸		下與		計
	町	反	町	反	町	反	
明治二年	一	〇	一	〇	一	〇	一
同三年	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
同四年	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
同五年	一	三	一	三	一	三	一
同六年	二	六	二	六	二	六	二
同七年	五	一	五	一	五	一	五
同八年	一	七	一	七	一	七	一
同九年	一	九	一	九	一	九	一
同十年	四	六	四	六	四	六	四
同十一年	五	二	五	二	五	二	五
同十二年	一	二	一	二	一	二	一
同十三年	九	〇	九	〇	九	〇	九
同十四年	八	七	八	七	八	七	八
同十五年	一	七	一	七	一	七	一
同十六年	六	〇	六	〇	六	〇	六

明治十七年	六五三・八	二二八・三	三二四・七	一〇七六・八
同十八年	三五三・五	二五八・七	一六六・四	九七〇・七
合計	一〇〇七・三	四八七・〇	四九一・一	一九四七・五

而して之か賣貸料は合計二十九萬八千二百十八圓、内賣地料二十七萬三千二百十六圓、貸地料二萬五千二百圓なり

北海道廳時代

明治十九年二月三縣を廢して北海道廳を置設せられ其の六月閣令第十六號を以て北海道土地拂下規則を發布し從來施行の北海道地所賣貸規則及び其の他の布達を廢止す此規則は其の後多少の改正ありて明治三十年三月法律第二十六號施行に至るまで實施せられ未開地處分は凡て本則に依れり其の拂下面積は一人十萬坪を限ると雖も盛大の事業にして此制限外の土地を要するものには特に拂下することあり而して拂下に先ち必ず貸下くる事とし貸下出願者は事業の目的、着手の順序及び成功の程度、毎年配當の坪數等を詳記して出願し貸下期間は十年以内とし土地の景況事業の難易に依りて之か長短を定め耕地、宅地は毎年其の配當坪數の成功を點檢し又海産干場及び牧場は隨時其の事業の現況を點檢し耕地、宅地は其の年配當の事

土地拂下規則

土地拂下規則施行手帳

殖民地規定

業成らざるときは其の成功したる土地を除き其の他は總て返納せしめ海産干場及び牧場は成功の程度豫定の如くならざるものは悉皆之を返納せしめ返納地内に樹木伐採したるものあるときは相當代價を納めしむ素地代價は千坪に付金一圓とし成功の後ち拂下け其の翌年より十箇年を以て二十年間令第二十二號の後にあらざれば地租及び地方税を課せざるものとす尋て右土地拂下規則施行手續を定め貸下期間の標準は三箇年以上十箇年以内とし耕地は十萬坪以下は十年以内、六萬坪以下は八年以内、三萬坪以下は六年以内、六千坪以下は四年以内、宅地、海産干場は共に三年以内、牧場は十年以内とす

次て同年八月始めて殖民地選定の業を創始し民間起業者の便益を圖れり抑も個人に於て本道の如き廣漠の境に適當なる土地を選擇するは甚た至難のことにして殊に府縣より新來せるものゝ如きは徒らに其の選擇に迷ふて時日と資金とを費し又其の選擇を誤るの結果往々蹉跌するを免れず是れ茲に選定の業を起したる所以なり選定の方法は先づ其の選定すべき方面を豫定し技術員を派して實況を調査し殖民地に適するものは地勢、面積、土性、氣候、植物及び灌溉、排水、飲料水、水害、交通等の如何を調査して耕地、牧畜地或は大改良を要する地等に區別し地圖と報文とを作り以て

貸付處分の資となせり此の選定の業は明治十九年より二十二年迄に全道の大原野を査了し其の耕作牧畜に適する所九十五萬餘町歩、茲に本道原野の大體を知るを得て拓殖上非常の利益あり因て其の後復た各所の小原野を選定し十九年より三十九年迄に得る所合計二百萬四千三百十町歩餘に及へり尙ほ本年の選定は膽振、後志、石狩、天鹽、北見、十勝、釧路の七國に亘り約七萬町歩の豫定なり

殖民地區劃は明治二十二年十津川罹災民移住地に施行せるを始めとし爾後年々之を施行せり區畫は大、中、小に分ち大畫は九百間四方、地積八十一萬坪(二百七十町歩)中畫は大畫の九分の一にして方三百間、九萬坪(三十町歩)、小畫は中畫の六分の一にして縦百五十間、横百間、地積一萬五千坪(五町歩)とし普通一小畫を以て農家一戸分の貸付地と定む區畫測設の順序は先づ大畫を作り次に中畫を作り更らに小畫を作ると雖も地積小にして大畫線を要せざる處にありては中畫小畫のみを設く又劣等の土地にして急に農民を入るゝこと能はざる處及び牧畜適地にして土地整理の爲め區畫する所の如きは大畫或は中畫に止むるを例とす而して何れの場合に於ても各中畫間に幅六間乃至十五間の道路敷地を設け其の他地方の狀況により防風林を存置し市街公用地を豫定し以て他日の用に供せり、區畫測設の際地勢、土性、氣候、植物、水利、交

殖民地區畫

屯田兵土地給與規則

通等を調査するは大略選定の時に同しくして更に其の詳を悉すものとす此區畫は未開地貸付の處分を敏捷にし移住民をして容易に土地を得しむるの便あるを以て開拓上最も偉大なる効果あり明治二十二年以來昨三十九年迄に區畫する所合計七十一萬九千二百十六町歩而して本年の區畫は膽振、後志、石狩、天鹽、北見の五箇國に亘り此の面積約三萬六千町歩の豫定なり

二十二年六月法律第十八號を以て北海道開墾地にして明治二年以後有租地となりたる田畑及び郡村宅地は明治二十二年より同三十一年迄特に地租地方税を免除し其の現に開墾年期中のものは滿期の翌年より尙ほ十年間地租地方税を課せざる事となし翌年三年勅令第五十五號を以て北海道官有未開地の拂下貸下は従前の規則に依り會計法に規定せし方法を用ひざる事となす

二十三年九月法律第七十九號を以て屯田兵土地給與規則を定め屯田兵として北海道に移住するものは一戸に付凡そ一萬五千坪の土地を給與し下士は凡そ五千坪を増給し又一戸凡そ一萬五千坪に當る土地を兵村の公有財産として給與せり而して屯田兵竝に屯田兵村給與地は服役中及び其の滿期の年より十年間國税及び地方税を免除し又該土地は移住の年より三十年間は讓渡、質入、書入を無効とし且つ強制地

屯田兵に
關する處
分地積

行を施すことを得ざるものとし其の他管理沒收所有權の相續等を規定せらる後ち
二十八年十一月勅令第一百五十三號を以て右給與地取扱規則の制定あり是より先き
明治八年始めて石狩國札幌郡琴似村に琴似屯田を置き爾後三十四年に至るまで札
幌、空知、雨龍、上川、室蘭、厚岸、根室、常呂、紋別の各郡に於て三十六個の屯田兵村を設け之
に關する處分地は合計二億二千百萬餘坪にして内給與地一億萬餘坪官用地百萬餘
坪とす後ち三十九年法律第四號を以て該規則廢止せられ屯田兵村に屬する公有財
産は營造物事業及び權利義務は町村又は部落に歸屬し屯田兵及び屯田兵村に給與
したる土地に對する國稅の免除に係るものは仍ほ従前の例に依るものとせり而し
て該法律施行の結果官用地の返還又は公有地に編入せられたるものあり惟ふに屯
田制の本道土地開發に對する成績は各兵村に依りて異なりと雖も率先未開の地に
入り團結以て開墾に従事したるは決して没すへからざるなり
二十四年四月廳令第十五號を以て各便宜の地に地理課派出所を設け土地貸下拂下
及び官有地拜借人所有の建物賣買、讓渡、質入、書入の奥書に關する事等を取扱へり其
の後派出所の廢設及び名稱變更等の事ありて明治三十年十二月を以て全く之を廢
止せり

地理課派
出所

團結移住
者取扱

明治二十五年十二月團結移住に關する要領を定め各府縣知事に照會し府縣移住民
の三十戸以上團結する者には貸下停止中の區畫地と雖も殊に其の部分を貸付豫定
地とし三年以内存置す其の後二十八年二月該取扱上に就て又三十年四月廳令第二
十四號、三十一年五月同令第三十八號、三十二年二月同令第八號を以て團結移住に關
する規定を發したり而して該移住に關する現行規則は明治三十九年廳令第九十六
號にして其の要は二十戸以上の團結移住者にして府縣知事の證明を受け三箇年以
内に漸次移住せんとするものは貸付地豫定存置を出願することを得其の出願地は
殖民區畫地に限り又區畫施設中にして貸付告示前の土地と雖も出願することを得
出願せんとするときは二名以下の總代人を選みて之に委任し府縣知事の證明書、戸
籍謄本及び圖面を添ふること、移住期間二年なるときは列年に總戸數の二分の一以
上三年なるときは初年及び二年に總戸數の各三分の一以上移住すること等なり
二十六年三月廳令第五號を以て土地拂下規則施行手續を改正す即ち該施行手續第
一條に於ては規則第三條に依り貸下へき土地は區畫を施し毎年公告すること、區
畫外の土地と雖も豫め區域を指定して貸下くることあるへしと定め其他土地貸下
願に戸籍證明書を添付すること、制限外の大地積貸付出願には起業設計書を添附す

土地拂下
規則手續
改正

區畫外土地貸付に關する告示
十九年以前に關する規定

ること、貸下期限は翌年一月より起算すると等は其の要點にして次て右施行手續取扱順序を定む而して右廳令第五號發布前に於ける區畫は二十二年石狩國樺戸郡新十津川村を始めとし同國上川、空知、夕張、十勝國十勝、北見國紋別、常呂、宗谷の各郡に於て之を測設し發布後に於ては千島國を除く外全道各國に亘れり又區畫外の土地貸下は二十六年三月告示第二十號を以て同月より渡島、日高兩國一圓、後志、膽振、兩國は後志川沿岸の原野及び其の連續地にして洞爺湖に至る原野を除き、石狩國は「フラヌ」原野及び其の連續地にして北は「ピエ」ベツ「兩川」に至る原野を除く地を貸下くる事を定め其の後之に就て數度の改正あり次て右五箇國一圓を貸下くる事となし三十年十二月告示第二百八十五號を以て十勝、釧路一圓並に北見、天鹽兩國の大部分を加ふ即ち現今に於ては千島、根室兩國一圓、北見國の斜里郡並に宗谷郡、抜海村、宇チ川及び其の支流地方、天鹽國の天鹽、上川、中川三郡を除く外貸下くものとす從來は區域を定めずして全道隨處に貸下けたるも斯くては拓殖上不利なるを認め是に區域を制定し一隅一方より開拓する方針を取り區畫地並に區畫外地共に成るべく便利の處より着手せり

連絡圖調製

して成墾期限ある者は期限内に成墾したる年月及び反別を調査し戸長の證明書を添へて届出て又成墾期限を定めざるものは現に成墾したる其の反別を届出て未だ成墾せざる相當年限を定め貸下を出願せしめ以上の成功届又は貸下願を二十七年六月限り差出さるものは該割渡を無効となす次て右取扱心得を定む

二十八年四月廳令第三十六號を以て連絡圖調製の爲め土地境界面積等調査に付土地所有者其の他の立會方等を定む從來本道の土地に就ては専ら開墾を奨励するに急にして未だ土地整理を爲すの遑なかりしか爲め民間各自の開墾地錯綜交牙し往々紛擾を生し又官民有地の境界判明を缺くの虞あるを以て爰に連絡圖調製の業を起したるものにして是より先き之に着手したるも實地に就かすして圖面の調製に止りしか是歳始めて實地に就き精測することとせり其の後經費の多少により事業に伸縮ありと雖も三十七年迄之を繼續し翌三十八年時局の爲め經費の不足を生し遂に實地測量を中止せしか三十九年經費復活と共に再ひ之に着手し以て今日に至れり而して昨三十九年迄に完成したるは渡島、後志、膽振、石狩、北見の五箇國中百一箇村、六萬百七十七筆、三億三百八十六萬四千八百六十二坪にして本年は北見國禮文郡の内船泊、神崎兩村並に渡島國龜田郡の下湯の川、上湯の川、大中山、七重の各村に就き

調査中なり

二十九年四月官林解除に關する出願は北海道土地拂下規則に依り受理すへからざる旨を訓令す

國有未開地處分法
(現行法)

三十年三月法律第二十六號を以て北海道國有未開地處分法を制定し同年四月より實施せられ同時に十九年閣令第十六號北海道土地拂下規則及び此他本法律に牴觸する規定は廢止せられたり是れ即ち本道未開地處分の現行法律なり此法律は北海道國有未開地の賣拂、附與、交換及び貸付の處分等を規定し開墾、牧畜若しくは植樹等に供せんとする土地は無償にて貸付し全部成功の後無償附與とする制を取れり是れ本法の骨子と謂ふへし又公用若しくは公共の利益となるべき事業に供せんとする土地は直に賣拂、附與又は有償若しくは無償にて貸付することを得、市街地、市街豫定地、其の他土地の狀況に由り必要と認むる土地は競賣に付し直ちに賣拂ふことを得、素地の儘使用せんとする土地に有償若しくは無償貸付を爲すこと、土地貸付の期間は無償貸付、有償貸付に分ち前者は十箇年、後者は十五箇年とすと雖も植樹又は泥炭地の開墾に限り特に二十箇年以内の期間を以て貸付することを得等にして之れか制裁條項に就ては土地に對する豫定の事業は其の成功程度に従ひ隨時成否を點檢し

貸付地積の制限

未開地處分法施行規程

豫定の如くあらざるときは未成功の全部を返還せしめ、又此場合に於て拓殖上又は土地整理上支障あるときは其の成功地の一部若しくは全部を無償にて返還せしめ、貸付地にして公用又は公共の利益となるべき事業に供せんとするときは之を返還せしめ、又貸付中の土地を豫定の目的に使用せずして返還を命せられ或は自己の便宜により返還し得る貸付地の樹木を伐採したるときは相當代價を辨償せしむるものとし、此他取消、失權等に關し又擔保、賣買、讓與、訴願、行政訴訟等に關する規定あり、其の租税に關しては此法律に依り賣拂、附與、交換したる土地は其の民有地となりたる翌年より二十箇年の後に非らざれば地租及び地方税を課せざるものとせり、尋て同年四月勅令第九十八號を以て未開地處分法に依る貸付地の面積を制限し一人に對し開墾に供する土地は百五十萬坪、牧畜に供する土地は二百五十萬坪、植樹に供する土地は二百萬坪を超ゆることを得ず、會社又は組合に對しては右地積の二倍迄を貸付することを得る旨を定む、同月廳令第二十五號を以て未開地處分施行規程を定め、三十二年三月更に廳令第十九號を以て該規程中改訂し三十三年十一月廳令第一百號を以て規程を細則と改稱す、此細則は現行法にして諸願届の様式及び處分すべき場所、貸付及び其の他の期間、計算方、貸付地權利移轉並に土地處分に關する手續、小作人

募集の件、制裁、失權等、二十七年箇條に互れり、又同年五月訓令第九十二號を以て北海道未開地検査規則を定め、三十九年五月訓令第四十六號を以て之を改正し、四十年六月訓令第五十四號を以て又一部を改正したり、之に據る検査は北海道國有未開地處分法、北海道國有未開地處分法施行細則、同處分施行細則取扱手續及び貸付地豫定存置規則に依り實地に就き之を行ふものにして、検査を分て成功検査、着手検査、使用検査及び豫定地検査の四種とし、事業成功の程度、事業着手の有無、使用の如何を検査することを規定せり。

明治三十五年廳令第七十六號を以て支廳長委任事項を定む、其の土地處分に關する重なるものは北海道舊土人保護法に依り未開地下附の件、北海道國有未開地處分法及鑛業條例に依り未開地十萬坪以内處分の事、豫定地を除く、公用に供したる國有土地水面を五箇年以内の期限を以て使用許可の事、公用に供せざる國有土地水面を市街に在ては百五十坪以下、村落に在ては五町歩以下の箇所を賣拂貸付の事とす、初め二十年廳令第五十一號を以て未開地處分は一部分を除き三萬坪以内を郡長に分任せし、三十年十一月廳令第七十一號を以て之を改め三十萬坪以内の處分を支廳長に委任せしか、更に三十二年十二月廳令第九號を以て十萬坪となし、次て前記の廳令

第七十六號ありて今日に及へり

三十二年三月法律第二十七號を以て北海道舊土人保護法を公布し、四月一日より實施し、尋て同法施行細則を發布せらる、元來、本道舊土人は概ね水陸の天産物を食し、優に生活の道を保ちしか、拓殖の進歩は次第に生活の困難を來し、之を農業に導くのを認めたり、然れども未開地處分法に依り一般人民と均しく取扱を爲すときは舊土人の無智なる遂に他の誘惑に陥るの虞あるを以て、茲に保護法の公布を見るに至れり、保護法の要は北海道舊土人にして農業に従事する者又は従事せんと欲する者に、一戸に付土地一萬五千坪以内を限り無償下附することを得、下附したる土地は相續に因るの外讓渡することを得ず、質權、抵當權、地上權又は永小作權を設定することを得ず、北海道長官の許可を得るに非らざれば地役權を設定することを得ず、留置權、先取特權の目的とすることを得ず、又下附の年より三十箇年間は地租及び地方税を課せず、又下附したる土地は十五箇年を経るも尙ほ開墾せざる部分は之を沒收する等にして、該法に依る昨三十九年迄の下附地は總計五千五百十六町六反歩餘にして、之を國別にせば石狩五百二十五町一反歩餘、後志二百四十九町一反歩餘、釧路五百二十六町九反歩餘、日高千七百十六町五反歩餘、十勝千二百一十一町九反歩餘、釧路八百九

町制官設
及官廢
廢所
官廢
止の
際
於
地
分
土

貸付地
立
木
の
處
分

町二反歩餘、北見四百三町七反歩餘、千島七十三町九反歩餘とす
三十二年六月勅令第二百七十九號を以て本道一二級町村制實施に際し從來戸長役
場其他公用に供したる國有の土地建物物件にして不用に歸したるものを無償に
て其の事務繼承の町村に附與することを得る旨規定せらる、又三十六年三月勅令第
二十二號を以て官設驛遞所存立の必要なしとして廢したる場合には五箇年以上其
の驛に在勤し功勞顯著なるものに所屬物件を無償附與することを得る旨制定し同
月内務省訓令第七十一號を以て其の取扱方規定せらる

四十年二月道廳告示第九十五號を以て自今北海道國有未開地處分法第三條に依る
貸付地の立木は行政廳に於て之を處分する旨を定め、又同時森林原野產物公賣規程
竝に森林原野產物特賣規程の改正あり、又同時訓令第九號を以て北海道國有未開地
處分法第三條に依り貸付すべき土地の可用木は一町歩に付約三十尺縮の割合を以
て殘存し、其他は豫め之を賣拂ふへし、又新に區畫を施設したる土地は貸付又は豫
定存置の場合に在りては一區畫毎に開墾に適すると認むる箇所に於て全地積の二
割を除き、其他の地域に於ける可用立木は其の土地の貸付人に賣拂ふへし、但し貸
付の日より六十日を過くるも買受の出願を爲さざるときは他に賣拂ふことを得る

旨等を定む

殖民撰定地積及區畫地積累年表

年次	殖民撰定地	殖民區畫地	年次	殖民撰定地	殖民區畫地
十九年	九三、一五九、九七五	七二、三、五九八	三十年	六、九一六、六二一	五、七、三、五九八
二十年	一〇九、七三、八二〇	六、七、三、五九八	三十二年	六、七、三、五九八	五、七、三、五九八
二十一年	三、七〇、〇三三	三、八、八、〇四一	三十三年	三、八、八、〇四一	三、八、八、〇四一
二十二年	三、八、八、〇四一	三、八、八、〇四一	三十四年	三、八、八、〇四一	三、八、八、〇四一
二十三年	三、八、八、〇四一	三、八、八、〇四一	三十五年	三、八、八、〇四一	三、八、八、〇四一
二十四年	三、八、八、〇四一	三、八、八、〇四一	三十六年	三、八、八、〇四一	三、八、八、〇四一
二十五年	三、八、八、〇四一	三、八、八、〇四一	三十七年	三、八、八、〇四一	三、八、八、〇四一
二十六年	三、八、八、〇四一	三、八、八、〇四一	三十八年	三、八、八、〇四一	三、八、八、〇四一
二十七年	三、八、八、〇四一	三、八、八、〇四一	三十九年	三、八、八、〇四一	三、八、八、〇四一
二十八年	三、八、八、〇四一	三、八、八、〇四一	合計	二、〇、〇、〇〇〇	二、〇、〇、〇〇〇
二十九年	三、八、八、〇四一	三、八、八、〇四一			

國有未開地處分法第三條による貸付地現在表 明治三十九年十二月末日

支廳名	耕地	住宅地	牧地	場	海産干場	植樹地	計
札	一、六、四、七三	二町	六、八、八、三	三町	四、八、八、三	二、七、八、三	二、七、八、三
網	一、五、一、〇〇	五	一、三、九、七	五	八、八、八	七、七、六、六	七、七、六、六
館	一、五、一、〇〇	五	一、三、九、七	五	八、八、八	七、七、六、六	七、七、六、六
山	一、五、一、〇〇	五	一、三、九、七	五	八、八、八	七、七、六、六	七、七、六、六

總計	岩部	小岩部	上空	增上	宗谷	網走	室蘭	浦河	河川	網走	室蘭	浦河	河川	總計
三六八,四四五	九,二八四	一四,五九四	五,六七九	三,八八一	四九,六八三	一八〇,九九九	五,九九二	三,九六一	八,七五五	八,七五五	八,七五五	八,七五五	八,七五五	三六八,四四五
一四九	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	一四九
三六八,四四五	九,二八四	一四,五九四	五,六七九	三,八八一	四九,六八三	一八〇,九九九	五,九九二	三,九六一	八,七五五	八,七五五	八,七五五	八,七五五	八,七五五	三六八,四四五

國有未開地各年貸下及貸付地積累年表 明治三十年三月以前貸下 三十年四月以後貸付

年次	石狩	後志	渡島	膽振	日高	十勝	釧路	根室	千島	北見	天鹽	計
二十二年	10,920	1,266	1,735	1,433	1,055	1,855	44	131	4	397	110	19,900
二十一年	10,920	1,266	1,735	1,433	1,055	1,855	44	131	4	397	110	19,900
二十年	5,910	633	867	716	527	927	22	65	2	198	55	10,000
十九年	5,910	633	867	716	527	927	22	65	2	198	55	10,000

同上拂下及付與返還取消及失權地積累年表 明治三十年三月以前は拂下 三十年四月以後は付與

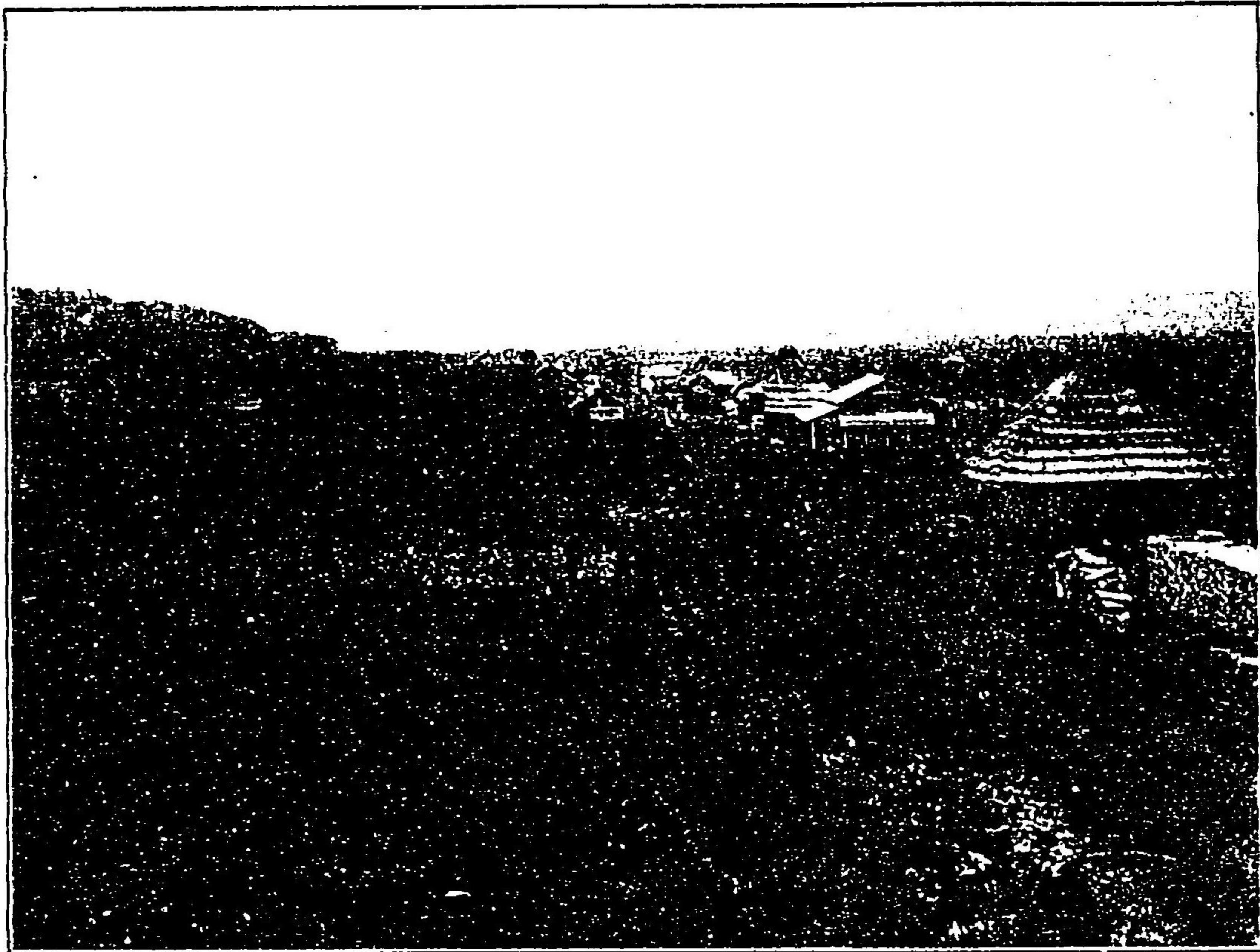
年次	石狩	後志	渡島	膽振	日高	十勝	釧路	根室	千島	北見	天鹽	計
二十三年	6,309	765	5,963	3,033	1,637	421	1,689	144	36	755	3,883	33,994
二十四年	1,391	916	3,376	7,914	2,814	1,145	2,000	23	23	273	1,443	14,057
二十五年	1,528	2,123	9,511	7,104	1,214	945	3,311	62	62	331	1,819	17,004
二十六年	2,650	2,721	11,521	4,114	990	328	1,711	33	33	403	1,959	27,459
二十七年	3,808	4,181	12,148	13,773	1,636	281	1,261	77	77	953	1,850	37,852
二十八年	2,533	8,236	7,533	17,355	2,443	103	2,331	93	93	1,150	1,850	36,930
二十九年	1,753	7,180	5,500	11,280	3,536	299	2,000	44	44	2,606	4,354	26,156
三十年	2,454	7,433	5,533	14,000	3,049	1,100	1,331	86	86	4,786	2,444	27,762
三十一年	4,088	6,778	7,322	13,565	3,446	1,000	1,331	133	133	4,057	1,433	34,777
三十二年	1,100	3,975	6,066	10,146	2,856	645	2,800	77	77	2,606	1,433	26,660
三十三年	3,333	8,996	8,668	16,889	2,733	1,600	1,433	61	61	1,844	1,100	33,181
三十四年	4,758	8,668	7,134	16,699	5,996	1,331	1,433	69	69	2,331	1,100	27,845
三十五年	2,570	9,983	5,404	26,853	5,554	4,000	3,331	77	77	3,331	1,100	47,000
三十六年	1,786	15,459	9,033	33,555	3,331	1,786	1,433	55	55	1,786	1,100	57,491
三十七年	2,226	16,336	4,758	26,554	3,331	1,786	1,433	55	55	1,786	1,100	57,491
三十八年	1,291	5,990	1,485	7,377	2,001	927	3,331	77	77	1,786	1,100	18,888
三十九年	1,528	5,166	2,814	3,000	1,637	421	1,689	144	36	755	3,883	18,888



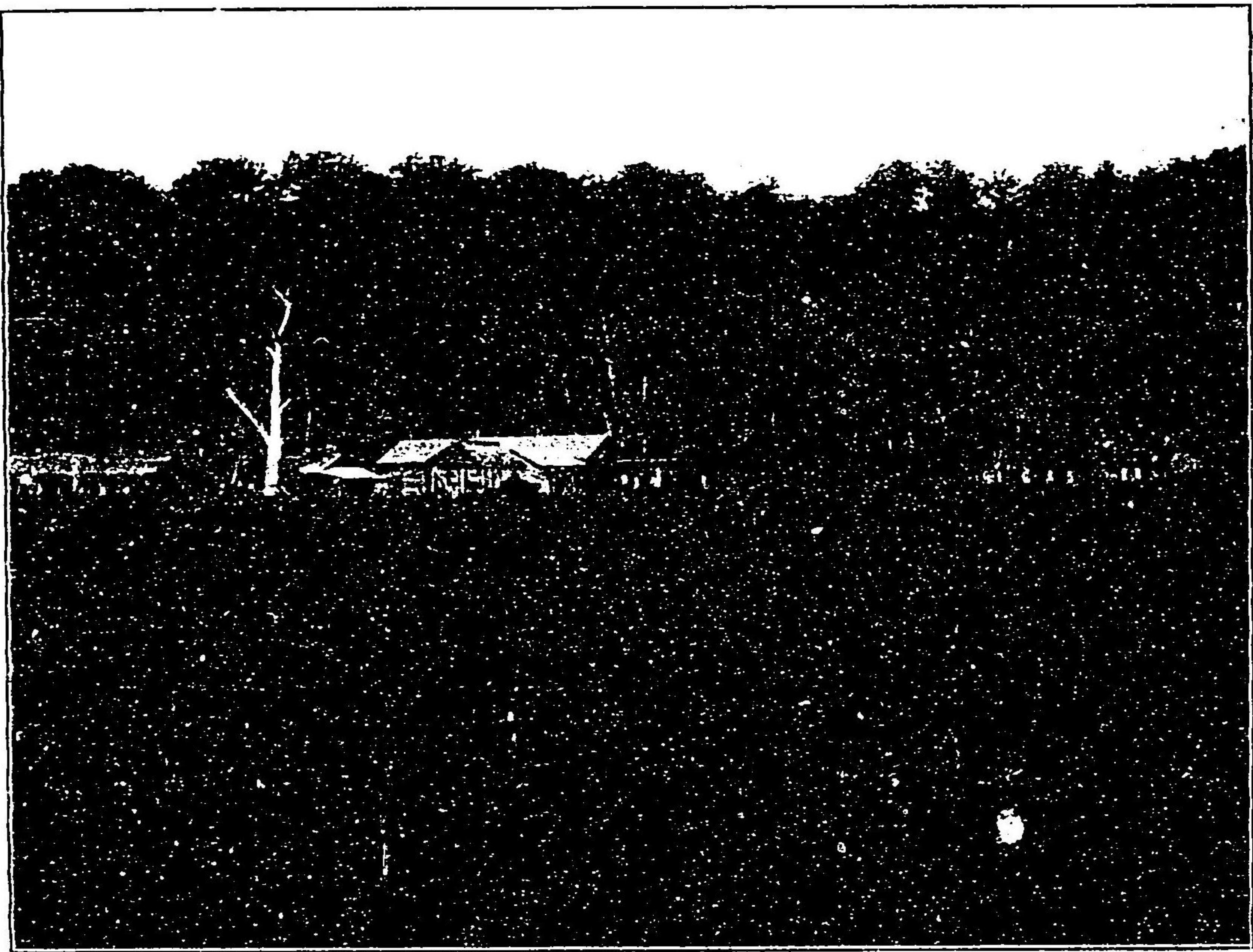
北海道農事試験場の水稲



燕麥の收穫



十勝の畑作



北見の薄荷作

地方農事試験場の水稻

本場は石狩國上川郡永山村にあり明治三十七年水田を開發し無肥料にて稻作を試みしに一反に付三石を收穫し翌年は地力減耗せしを以て過磷酸石灰を施し二石二斗の收穫三十九年は窒素質肥料を加用し二石五斗の收穫ありき想ふに上川原野は四方山を以て圍繞し地味肥へ灌漑の便あり且つ夏期温度高き爲め稻は能く豊熟す此圖は三十八年八月に於ける該試験田の景なり

燕麥の收穫

燕麥の馬匹飼糧として佳良なることに知られしより近年著しく耕作を増加し昨三十九年作付反別一萬七千八百八十五町七反歩、收穫高三十七萬七千八百九十石に達し一反歩の收量平均二石一斗一升三合なり而して今や農作物中重要な位置を占め本道特産として市場の注目を惹けり
本圖は札幌附近の一農家が燕麥を蒔り柄竿を以て其實を打落す所なり

十勝國の畑作

本國に十勝國中川郡淵寒村に於ける畑作を撮影せるものにして圖中の作物は大豆、小豆、馬鈴薯及び玉蜀黍等なり此邊は十勝川に近く地味肥沃なるか故に作物豊熟す十勝國の主産物は大豆にして品質佳良、收穫多量なるを以て世に好評あり去る三十九年同國大豆作付反別一萬千四百四十五町七反歩、收穫高十一萬二千六百十八石、價額七十七萬八千七百三十八圓なり

北見國の薄荷作

本道の薄荷栽培は明治二十四年山形縣より石狩國上川郡永山村に移植したるに始り更に之を北見國の湧別村に移植したりしか爾來年を追ふて栽培増進し殊に湧別地方最も盛況を呈せり昨三十九年全道の作付段別千九百五十五町八反歩、收穫高百一萬五千九百九十貫目にして其取卸薄荷は十二萬四千八百十斤、價額三十六萬九千九百八十圓とす此圖は湧別村の薄荷畑を寫せるものなり

第四章 農業

松前藩時代

農業の濫
鴉

本道農業の起原は今之を詳にすること能はずと雖も和人の移住土着するや蔬菜菽菽を耕種せることは之を想像するに難からず松前氏の時代に至り和人の戸口漸次増加せりと雖も其の土着せる地は今の渡島國に限り耕作は畑のみにして概ね漁業若くは樵業と相兼ねるものなり故に人民の常食たる米は皆之を他國に仰きたれば志ある人は勿論、松前藩に於ても亦米を作らんと欲し屢々之を試作せり今舊記中より米の試作に關するものを摘録すれば左の如し

米の試作

- 一元祿五年東部龜田に於て作右衛門なるもの新田を試み二三年にして廢す
- 一元祿七年東都邊切地ヘキキチに於て墾田を試むる者あり稔りて新米を藩主に呈す
- 一元祿十年出羽の人佐藤信景（不味軒と號す）同志數輩を率ひ農具種子を携へ釧路國に至り畑と田とを開き試作すること三年、初年は田一畝より粃一斗九升、二年目は二斗六升、三年目は三斗二升を收穫し終に松前に至り開拓意見一篇を上り

藩主の嘉賞を得て將に採用せられんとせしに會々權臣の沮む所となり國禁を犯すの故を以て逕放せらる

一元祿十三年頃西部江差に於て新田を開發し幾何もなくして廢す

一享保十七年再ひ江差に於て新田を試み稔熟して一苞米を藩主に呈す

一元文四年東部福島に於て新田を開發す十二月藩主其の開發の祝儀を行ひ家臣

悉く城中に宴す三年の後利潤なくして廢す

一明和の末より二三年の間東部及部に於て少しく水田を試作せしか間もなく廢す

一安永八年松前廣長藩主に告げ出羽國秋田の農夫成田彌助をして福島に新田を

開かしむ凶作にして彌助去り復た來らず翌九年更に津輕の農夫をして之を作らしめ米二十俵を穫しか三年目の凶作により遂に廢絶せり

斯くの如く米作は屢々試みて屢々失敗し終に好結果を得ず而して當時一般の農業は米を主とし米以外の耕作は殆んど農業と稱するに足らざる有様なりしかは世人は本道を以て全く農作に適せざるものとなし肥沃の原野も之を顧みるものなく唯漁利なき村落に於て之に従事するものあるのみ今其の農村と稱すへきものを擧ぐ

農村及農作物

耕作の方法

地租及檢地

アイヌの農業

れは東部に於ては木古内、濁川、文月、大野一ノ渡、七重、上山、錢龜澤の諸村、西部に於ては厚澤部、安野呂の諸村に過ぎず其の他は漁業の餘暇僅に耕作するのみ農作物は大小麥、大小豆、粟、稗、蕎麥、大角豆、胡麻、蘿蔔、胡蘿蔔、牛蒡、葱、其の他蔬菜等なりき

耕作の方法は甚だ疎雑にして「荒起し」を主とせり「荒起し」とは新墾の事にして大抵火を放ちて原野を焼拂ひ鋤又は鉄にて開墾し種子を播せり而して肥料を施さず除草も亦之を怠り殆んど作り放しにしり手数の多からざるを專一とし數年耕作の後地味瘠せて收穫を減するに至れば之を捨て更に他の地に荒起をなすを例とせり畑の租税は一反歩に付一箇年鑿九十文とし之を脚役と稱す又穀菽を以て納むるものあり數年毎に領主より檢地あり掉を打ち反別を調査せるも其の反別は常に異動あり殊に漁業の豊凶に由りて多少の差を生ず彼の天明後江差地方鯉凶漁の際の如きは農業をなすもの多かりき

本道南西部の「アイヌ」も亦少しく農業を解し粟、稗、蕪等を作りて副食物に充てたり然れとも場所請負人は農業の漁業を妨ぐる憂あるを以て之を好まざりしと云ふ

幕府直轄時代

文化年間
の開墾
の開墾
の開墾

寛政十一年幕府の本道東半部を直轄するや種々の救済を試作し水田も亦寛政十二年より之を試みしに年々成熟したれば文化二年より開墾を始め調役並山田鯉兵衛以下をして擔當せしめ其の外用達等にも各々受持たしめ諸國中農民多き處より希望者を移し函館附近に土地を撰定し小屋を作り農具を給し開墾せしめたるに初年成功する所田百四十町歩庚申、五十九町歩、堀川十五町歩、文月一町、五百歩にし其の經費は箱館奉行所官船收入の一部を割て之に充てたり次て處々開墾を企てたれば此時本郷庚申、千代田、一本木、峠下、藤山、中野等の諸郷を生せり然れとも其の後凶作に遭ひて開墾の業に頓挫を來し水田は荒蕪に歸し或は米を廢し稗を作るに至りたり

蝦夷地の
開墾

蝦夷地に於ては寛政十二年八王子同心千人頭原胤敦部下有志の者百名を率ゐ來り胤敦は五十人を以て白糠に弟新助は五十人を以て勇拂に至り開墾に従事し又各地在住の士も農業に就きしか皆好結果を得ること能はずアイヌの農業も亦之を奨勵し場所によりては農具を給して耕作せしめたるも著しき進歩を見ること能はさき

安政二年
耕作反別

安政二年幕府の再び本道を直轄するや當時函館地方の農作反別は田百十六町九反

安政年間
の開墾

五畝歩、畑百五十四町二反八畝歩なり(福山、江差地方は詳かならず)同年幕吏菴原菌齋龜ノ尾に開墾を企て農夫も増加し諸作成熟したれば之を御手作場官費開墾地を御手作場と稱すとなし又越後國松川辨之助に命し石川澤へ農夫を募移せしめ小屋掛料、農具代及び三年間の食料を給して開墾せしめ又雇吏新井小一郎をして長萬部に、雇吏新妻助惣大友新六等をして鶴野、木古内等に農民を募移せしめ又在住の士をして組合にて諸國より農夫を募移せしめ之を御手作場と稱したり

勤農の方
法

箱館奉行は斯く官費を以て開墾を企つる外中島辰三郎等を勸農方となし市中並に村落の有志者に農業世話方を命し以て人民を誘掖し土地を得んことを出願する者には之を割渡し出精開墾するものには褒賞を與へ又薄資の農民には開墾費用、悪水路掘割入費貸付け十箇年賦返納とし新開地は五箇年の鍬下を免し鍬下年限中年賦金滞りなく納むるものには殘金を徴することなく以て之を奨勵せり

新開農村

右の如く盡力せる結果、當時函館附近には新に龜ノ尾、石川、中島、鶴野、飯田、城山、清水、吉田、三好の諸郷を成し又蝦夷地に於ても長萬部、岩内、附近似、元村、孫路等に農民の部落を見るに至り又松前藩に於ても江差在に開墾を企て又安政六年領地を賜はりたる庄内外諸藩も皆多少開墾を計畫したり

水田の進歩

茲に當時農業の一進歩と稱すへきは稻種の稍々本道の南西部今の地方に適するものを得たることなり即ち白蠶しごひと稱するものにして良く成熟したれば是より同地方水田の業は稍々確實に永續するを得るに至れり然れとも開拓使の初期に至る迄は水田には米を作るよりも稗を作る方多かりしと云ふ

養蠶

養蠶業も亦箱館奉行所に於て奨勵し機織場を大野村に設け民間に於ても之に従事する者あり其繭は價を定めて之を買上げたり特に七重村及び城山郷に移住せる八王子同心は從來其の業に熟するを以て多く之を飼育したりしか明治維新の變亂により概ね退去したり

地租

租税は文化年度は田は地味の厚薄に拘はらず一反歩に付役錢百八十文、畑は舊により一反歩に付九十文と定めたり文政四年松前家復領の後田役は之を免除し畑役のみ取立てたり安政年度幕府の直轄に至り畑役は舊に依り田は現在反別百十六町九反五畝歩此の取米七十一石八斗一升六合に取箇を定め安政三年より三年間定取米納を命し同年の貢米は伊勢兩宮、禁裡、日光廟等へ進獻せり同六年右定取年季明に付檢地をなす筈なりしか人民の嘆願により更に七箇年間延期せり新開地は總て五箇年間の畝下なり

開拓使及三縣一局時代

移住農民の保護
保護移民の新開村
省府藩等の開拓

開拓使の本道を開拓するや種々の方面より之をなせりと雖も就中農業の方面に於て最も力を盡したりされは明治二年十一月假に移民扶助規則を定め募移農民には家屋、農具、家具、三年間の食料及び一反歩に付開墾料二兩を給し自移農民には家屋、農具、農具及び一反歩に付開墾料金十兩を給し厚く之を保護せり此の保護により移住開拓せる農村は札幌區の附近に於ては札幌、苗穂、雁來、丘珠、圓山、平岸、月寒、白石、手稻花、畔はら、生振の諸村とし其の農民は多く奥羽諸國及び越後國より募りたるものなり又舊會津藩土を後志國余市郡に置きて黒川、山田の二農村を設け肥前國彼杵郡、肥後國天草郡より農民を募り日高國浦河郡に移し西舎杵さいしよ杵白しらかの二農村を開きたり本道に土地を賜はりたる省府藩士族寺院中にも民を移し開拓を計畫せるもの少なからず就中伊達邦成の有珠郡に於ける、片倉邦憲の幌別郡に於ける伊達邦直の石狩郡當州に於ける、高知藩の勇拂郡に於ける、稻田邦植の日高國靜内郡に於けるか如き其の巨擘たり然るに明治四年八月省府藩士族寺院の支配を罷免するや其の移民は開拓使に於て尙ほ之を保護せるも其の全く土着したるは兩伊達、片倉、稻田の移民に

移住農民
保護の改
正

して高知其の他諸藩の移せる農民は多く退去せり
明治二年以來移民扶助規則により移住せる農民等特思の渥きに狃れ惰慢の弊ある
を以て同五年十一月募移に係る扶助を廢し自移農民の開墾料金拾圓を減して二圓
となす七年七月移民扶助規則を移住農民給與規則と更正し總て自移送籍者は毎戸
家作料金十圓種子料金一圓五十錢及び農具若干を給し自力を以て着後三年間に開
墾せし地所は其の地價を徴せず七箇年除租の法を設けたり但し此の後の移住農民
と雖も特殊の事情あるものは扶助米金を給して之を保護せり又十二年移住民渡航
順序を定めて開拓使附屬船には無賃にて移民の乗るを許せり

試作場の
設置

開拓使は右の如く移民を保護し農民の増殖を謀ると共に大に農事の改良を計畫せ
り明治四年六月黒田開拓次官の米國より歸るや米國人ケブロン等を雇聘し彼國の
農具、種子等を携へ來り同年札幌に官園試作場にして明治十を設け米國小麥、裸麥等
を試作し又五年東京に農事試験場を置き内國種と共に外國種を試作し同年試作は
大豆、米國種、燕麥、扁豆、玉蜀黍、蘋果、葡萄、櫻桃、梨等漸次之を北海道に移し氣候の適否を察し以て全道勸農の方
を謀らんと欲し六年渡島國七重村に勸業試験場を設け七年根室に官園を設け札幌
官園と共に本道農事改良の中心たらしめ爾後屢々歐米諸國より穀菽蔬菜、果樹の種

種子苗木
の輸入

苗を購入し内國種と共に之を栽植し其の本道に適するものは之を人民に分與した
り明治十三年西洋果樹蓋し本道は本邦中に於て氣候最も寒冷なるか故に本邦の農
の無代下付を廢す作物中には本道に適せざるもの少なからず是れ從來本道農業不振の一原因たりし
か氣候の略ほ相似たる米國其の他諸國より種々の新種を輸入し本邦種中適當の者
と共に之を作るに至り農業上の一進歩を顯はしたり唯根室地方は氣候最も劣り且
つ移民少なきを以て官園の成績不良なりき

獎勵せる
農作物

開拓使に於て獎勵したる農作物の重なるものを擧げんに大麻は明治四年朽木縣
より農民を雇ひ試作せるより其の望みを起し内外の種子購入して諸所に配布し栽
培製造の方法を傳習し札幌及び札幌に製網所を官設する等大に之を獎勵せり大豆、
小豆は能く成育し又洋種の大麥、小麥、玉蜀黍は其の品質佳良にして食料に適するを
以て皆一般に之を獎勵せり藍は靜内郡の移民之を作りたれば資本金を貸付して其
の獎勵を圖り次で有珠郡、余市郡の移民中にも之を作るものあり菜種は札幌附近及
ひ有珠郡に於て之を作り甜菜は有珠郡に於て之を作りり尙ほ官に於て以上の諸作
物を買上げ以て耕作者を保護せる等後に詳記すへし果樹は蘋果及葡萄を主とし明
治十三年迄は無代にて苗木を下附し又札幌に葡萄園を官設せり

農具の改良

札幌本廳に於ては又農具改良の爲め明治七年西洋農具貸與規則を定め同八年移民の壯丁を札幌官園に招集し十箇月間毎月金六圓を給し西洋農具使用法を教授す、七重試験所も亦同し之を農業現術生徒と云ふ同九年三月農業現術生徒取扱例則を定め生徒五十名を撰ひ卒業後五年間開墾に従事せしむ同十一年一月札幌本廳西洋農具貸與規則を更正して開墾略則と稱し人民の請に應じ農業現術生徒をして開墾の業を執らしめ其の實費の一部を徴收す十二年廢停九尋て函館支廳も亦開墾略則を定む本道に洋犁、耙、耨其の他西洋農具の使用せらるゝもの多きは開拓使の力を盡して獎勵したるによる所多し

農産物の買上

開拓使は以上の如く農業の發達に力を盡したりと雖も當時交通不便にして農産物の販路なく農民の生計困難なりしかは開拓使札幌本廳は明治五年八月管内各郡農産物中大麥、小麥、大豆、小豆、蕎麥の類年々價を定めて之を買上げ以て販賣の路を通し其の後大麻、玉蜀黍、藍、菜種等も亦之を買上げたり而して一方には味噌、醬油製造所、製粉所、製網所、製油所等を設けて之を消流し又内務省勸農局は有珠郡に製糖所を設けて郡民の甜菜を購入せり

養蠶の奨励

養蠶業は明治三年龜田郡に養蠶世話掛を置きたるを始めとし同四年札幌郡丘珠村に養蠶場を設け試育して之を人民に勧誘せしかは各郡の移民中にも漸次之を飼ふものあり因て明治七年生繭買上の法を定め同八年札幌に紡織場、蠶室及桑園を大野村に蠶室及び桑園を設けたり其の他養蠶條例を發布し桑園開設費を貸與し小學校生徒をして蠶業を學はしめし等勧誘する所少なからず

農民の困難

開拓使は右の如く農業に向て力を致せりと雖も時運未だ到らず農民は生計困難にして直接間接官の保護を受くるも尙ほ離散し他業に轉するもの少なからず蓋し彼等か貴重する所の米は渡島國の外未だ一般に耕作せられず便利なる西洋農具も其の使用に熟練せされは農業の規模小にして收入少なく生計を支ふること難し其の本道の農業を悲觀する亦決して理なきにあらず然れとも年を逐て本道の生活に慣るゝに至りては稍々安堵の心を生し殊に有珠郡の伊達邦成主従、當別村の伊達邦直主従の如きは最初より大團體を成して毫も離散せず以て純然たる農村を成すに至りたれば世人も亦漸く本道の農業に適するを知り開拓使の末期に及ひては府縣の有力者中本道の開墾事業を計畫するものあるに至れり即ち徳川侯爵の八雲村に於ける、毛利侯爵の大江村に於ける赤心社の浦河郡に於けるか如きは是なり、又開進會社は株式二百萬圓を募り其の利子を以て開墾に従事する計畫にして明治十二年着手

氣運漸く來る

し下湯ノ川、乙部、長萬部發足、下手稻等に土地を撰定し西洋農具を購入し農夫を募移して盛んに開拓せしか該社は其の基礎鞏固ならず之に加ふるに社長の死去を以てし數年の後遂に解散を視るに至れり

廢使置縣
による農
民の困難

開拓使廢せられて三縣分治となるや其の勸農の方針は概ね開拓使の舊套を襲き却て其の規模を縮小し殊に從來施行せる農産物の買上げを廢したるか故に農産物の販路忽ち閉塞し之に加ふるに世間一般の不景氣を以てしたれば農民の困難甚しく之か爲め小農は前途の如何を察せず或は漁業、或は商估等に其の業を轉せんとするの形勢を呈し官に於ては百方之を説諭し、又農産物の消流を畫策し以て之を安堵せせしむるに苦心せり

三縣時代
の移住農
民

明治十六年北海道轉籍移住者手續の發布あり其の移住農民の保護の程度は開拓使の行ひし所と大同小異なり而して三縣時代に於ける農民の移住は其の前に比して稍々減せるも廣島、山口、福岡、香川等より移住するものありて移住農民を出たす區域を擴張せり又十六年移住士族取扱規則の發布あり之によりて府縣の貧困士族を移し渡島國木古内、石狩國岩見澤、釧路國烏取の三農村を開けり又舊土人は開拓使の頃より漸次困難に陥り往々飢餓に迫ることあるを以て根室縣は十六年より札幌縣は

農作の狀
況

十八年より授産の爲め吏員を派し専ら農業を教授せり
各種の農作物は開拓使以來獎勵の結果と農民の増加とによりて概ね其の作付反別を増加せり米作は開拓使の頃に於ては渡島國に限り其の他は僅に一二篤志者の從事するに過ぎさりしも縣治時代に至りては札幌附近釧路村及ひ白にも亦水田を開拓するものあるに至れり大麻は販路閉塞し明治十七年製網所の業を縮小したるに
よりて作付を減少せり

天災

農業上の天災中著しきものを舉ぐれば明治元年氣候不順にして温度低かりしか爲め渡島國の米作は殆んど一粒を穫ること能はず其の後十餘年間著しき災害なかりしと雖も明治十三年八月十勝國に飛蝗發生して西方の諸國に蔓延し爾後年々發生して大害を爲し官に於て之か驅除に努めたるも同十八年の霖雨によりて僅に絶滅するを得たり同十六年六月中旬より八月下旬に至る間降雨なく非常の旱魃にて畑作物の被害夥しく同十七年は氣温甚た低くして米作甚た凶害を被りたりき

北海道廳時代

道廳は其の初め移住民に對する直接の保護を廢したりと雖も殖民地を撰定し又之

農民の増加

を區畫して貸付し道路を開墾し交通を便にする等拓地殖民に力を致したる一方には世間の氣運漸く進歩せるとにより農民の移住は當代に於て大に増加せり開拓使時代に於ける農民は多く奥羽地方より移住せるものにして其の末期より稍々徳島、愛知、兵庫、廣島、山口の諸縣より移住者を見るに至りしか道廳時代に至りては奥羽地方は勿論、北陸道地方、四國地方を始めとし愛知、岐阜其の他諸縣より多數の農民渡來し本道各地に散布し大に農業戸數を増加せり明治三十九年の調査によれば專業八萬七千九百二十一戸、兼業三萬三千五百四十戸にして之を明治十九年專業九千二百十四戸、兼業五千四百三十五戸に比すれば專業者に於て十倍弱兼業者に於て六倍強の増加なり

開墾の進歩

開墾の業は從來頗る困難を感じたる所にして從て耕地の増加も遅々たる狀況なりしか漸次簡便なる方法を案出し之に要する農具の如きも亦適當のものを使用することとなり終に困難を感せざるに至れり試みに開拓使の末期後志國、仁木村に移住せる徳島縣民の當時に於ける開墾成績を調査するに一人一日の功程僅に十二坪乃至二十五坪に過ぎず之を今日熟練せる農民の開墾成績に比すれば實に霄壤の差あり從て開墾の業は當代に於て大に進歩し農業の最大要素たる耕地は著しく増加せ

耕種の進歩

り而して置廳の前年なる明治十八年の耕地は僅に二萬五千八百二十六町歩なりしに三十九年に至りては三十八萬三千七百七十九町歩即ち約十五倍となれり前に述べたる如く以前は奥羽地方より移住せるもの多數を占め殊に有珠、當別の如きは模範農村と稱すと雖も士族の手に依りて開かれたる所にして耕種の業拙く又馬耕の如きも未だ廣く行はれざりしか道廳時代に至り全國各府縣より純然たる多數の農民移住し長短を取捨して改良を圖りし爲め耕種の業漸次巧みとなり加之洋犁、耙、耨其の他西洋農具の使用漸く習熟し終に一般に之を使用せるを以て耕種の業亦大に進歩し多大の面積を耕作し多額の收入を得るに至り本道農業の甚だ有利なること全く確實となれり

勸農の施設

道廳に於ては屢々獨逸米國其他各處より種々の農作種苗を輸入して之を人民に配布し或は農事に關する試験場を設けて稻作其他の試験を行ひ或は民間の篤志者に農事試験を囑托し或は農事技術員及び老農を各地方に派し講話及び實地指導をなす等農業の獎勵改良を圖れり

農事試験場

明治二十二年石狩國上川郡旭川に農作試験場を創設し試作及び種苗の改良を行ひ二十六年札幌郡白石村、同郡真駒内、渡島國龜田郡七飯村に稻作試験場

七飯は三十一年、白石は三十七年

後農事試驗場となしを設け石狩國幌向原野及び對羅村に泥炭試驗場を設け二十七年十勝國帶廣に十勝農事試驗場を設置す明治三十四年農事試驗場に改革を加へ國費を以て札幌に北海道農事試驗場を設け上川農事試驗場を地方費支辨とし北海道地方農事試驗場と改稱し十勝白石の兩農事試驗場白石三十九年廢止を其の分場とす三十六年膽振國勇拂郡早來火山灰農事試驗場を設け三十九年十勝國中川郡札幌原野に高丘地試驗場を設けたり

農會

農會は明治十四年民間の有志者相謀り勸農協會を設けたるに始まり後同會を北海道農會三十二年又北海と改稱すと改め明治三十三年農會法に依り法定の北海道農會組織成るや所有財産を舉げて之に寄附せり道農會は目下十七の郡農會百五十三の町村農會より成り會報の發行巡回講話病蟲害驅除豫防の指導耕耘種子等の改良農産物販路の紹介等をなし或は各地に開催する品評會に審査員を派遣し又三十五年度より簡易農事講習會を郡農會に開き講師を派遣し短期の講習をなし以て農業智識の普及に努つめあり

巡回教師

農業技術員及び老農を各地方に派し農事講習及び實地指導をなせしは開拓使以來の事業なりしか明治三十四年に至り專任巡回教師數名を置き三十六年全道を四區に分ち之を分擔せしめ又特に疊表製造教師を雇ひ冬期農閑を利用して傳習せしめたることあり又三十一年以來移住民の爲め技術員を各原野に派し開墾耕種衛生等の事を指導せしむ要するに本道の農業は府縣と其の趣を異にするもの少なからず且つ新開地の事とて多く粗放にして適當なる輪作種子の撰擇病蟲害の豫防肥料の使用等を忘るか故に此等に就き講話をなし指導をなすは甚だ緊要なることに屬するなり

病蟲害の驅除豫防

農作物の病蟲害は時々發生せり麥黑穗馬鈴薯疫諸作物を害する夜盜蟲苹果樹の諸病蟲害等其の重なるものにして鼠害も亦數回發生せり斯くの如き場合に當りては本廳は吏員を派して驅除豫防の方法を教示して之か實行を督勵せり二十九年法律第十七號害蟲驅除豫防法の發布あるや之に基づき田圃害蟲驅除豫防規則を設け尋て該規則を馬鈴薯疫病に適用する旨を定め三十六年度同規則を改正し又同規則に掲ぐる害蟲二十種類の驅除豫防方法を示せり又本道には水災多く殊に三十一年九月の洪水は未曾有の慘害を逞ふし一時農民の心を沮喪せしめたるか救助に力を盡せると其の後復た甚だしき水災なきとによりて人心恢復せり米の凶作は比較的多く殊に三十五年は一粒の收穫なきもの多數を占めしかは粃種を配付して其の耕作

洪水其他天災

施肥の奨励

を繼續せしめたり
 本道農業の一大弊害は肥料を施さずして耕作するに在り是れ實に舊來の習慣にして新移の農民も亦之に倣ひ開墾後數年間耕作し地味衰ふるも尙ほ施肥を怠り甚たしきは其の地を放棄するに至る數年間の調査に據れば一旦開墾せる地にして荒廢に委せるもの概算一割五分餘に上り其の原因は種々あるへきも肥料を施さるることに其の主因をなせるを以て本廳は巡回教師等をして施肥の必要を講話せしめ又農家に家畜を飼育して肥料を獲せしむるの方針を探り之を奨励しつゝあり是を以て近年肥料に意を注ぐもの稍々多く人造肥料の輸入額の如き年々増加を見るに至れり

農作物の状況

此處に農作物の状況を見るに米は本廳に於て稻作試験場を設け之を奨励せる結果人心大に之に傾き爾來石狩、後志、膽振の諸國に於て巨額の費用を投し灌漑溝を開墾するもの續出し急劇の進歩を爲し三十九年には作付段別一萬九千八百町歩となり之を十九年に比すれば十倍餘の増加なり大麥は麥酒醸造用及び食料、小麥は製粉及び醬油味噌の原料裸麥は食用として共に益々耕作せられ此三種の三十九年作付段別四萬千百町歩にして十九年に比すれば十八倍の増加なり燕麥は日露戰爭の際馬

匹の飼料として陸軍省の需用多かりし爲め著しく作付を増し三十九年は稍々減するも尙ほ一萬七千八百餘町歩を作れり大豆小豆は重要なる府縣輸出品たるのみならず大豆は味噌其他の原料として益々盛んに栽培せられ三十九年作付段別大豆は四萬三千九百餘町歩小豆は三萬八千七百町歩にして十九年に比すれば大豆は二十倍、小豆は二十二倍餘なり玉蜀黍は人畜の食料たるのみならず酒精の原料に供するに至り三十九年作付段別一萬四千町歩にして十九年に比すれば五十五倍なり馬鈴薯は食料の外澱粉及び酒精製造の業起りたると生塊の儘輸出の道開けたるとにより三十九年には作付段別二萬二千八百餘町歩に達し亞麻は製麻業の發達に伴ひ需要多くして三十九年には五千五百餘町歩を作り莖莖は府縣輸出品中重要なるもの一として逐年耕作者多く其の作付段別十九年僅に二十七町歩なりしもの三十九年には一萬八千九百餘町歩となり菜豆、玉葱、苹果の類は輸出品として産額を増し其の他の諸作物も亦皆作付段別を増加し薄荷、杞柳、蘭等は新に栽培せられ殊に薄荷は著しく發達せり唯甜菜は製糖會社の解散によりて殆んど廢絶し藍は其の後一度盛んなりしか價格の下落によりて復た不振の状況に陥りたり粟稗大麻は比較的多く耕作せられす其三十九年の作付段別を以て十九年に比すれば粟稗は各三倍大麻は

蠶業の奨励

農民資力の増加

二倍餘の増加に過ぎず
 養蠶業は本廳の大に奨励したる所にして明治二十一年養蠶巡回教師を置き二十二
 年札幌養蠶所を廢して札幌蠶業傳習所後北海道農事と改稱を設け三十四年稚蠶共同飼育
 場簡易養蠶傳習所桑苗親木圃生繭殺蛹乾燥場器械製絲場に對し補助金交附の規程
 を設け三十九年模範桑園を設け又座繰法による共同製絲組合の設置を補助せり其
 の他年々桑苗及び蠶種を配布する等奨励殆んと至らざる所なし而して民間に於け
 る實況は進歩遅々たるの憾みを免れずと雖も三十九年の收繭額七千三百七十八石
 にして之を十九年の産額四百七十二石に比すれば十五倍餘の増進なり
 農民の資力は著しく増加せり家屋の改築家畜の増加其他生活程度の上進に由り證
 して明かなり又耕地の價格は年々逐て騰貴し殊に近年最も甚たしく今日の價格を
 以て數年前に比すれば實に約二倍の騰貴なり是れ農業の利益漸次増加するに因る
 と雖も亦一つは農家の資力増加し競て之を購ふによるなり試みに石狩原野に於け
 る現況を見るに最上市街附近最下丘陵及低地等を除き畑は一反歩に付十圓より四十圓に
 至り田は二十圓より六十圓に達す其の他の諸國は之に比すれば多少劣ると雖も其
 の騰貴せる程度は略ぼ相同し唯渡島國は從來米作を主とせるに近年凶作相續きた

を以て農家困弊し耕地の價格數年前に比して少しく下落の傾あり要するに全道の
 大體に就て言へば農業の發達は顯著にして農家の資力を著しく増加したるものと
 斷言するを得へし

統計

農家戸口累年表

年次	戸數		人口	
	専業	兼業	専業	兼業
明治三十一年	六四、八四三	一〇、七三三	二七〇、六五三	四三、一〇六
同 三十二年	六七、二七六	一七、〇〇四	二九五、三三三	一〇一、九五三
同 三十三年	七〇、三三三	二八、四四五	三二〇、〇〇〇	一〇七、九七九
同 三十四年	七三、四三三	三六、七〇〇	三三三、四三三	一一〇、五七九
同 三十五年	七五、四三三	四六、三三三	三三九、四三七	一二〇、三三三
同 三十六年	七五、三三三	三三、三三三	三三三、三三三	一一三、三三三
同 三十七年	七三、三三三	三三、三三三	三三三、三三三	一一三、三三三
同 三十八年	八一、六九七	三三、八八八	三八八、五一一	一二八、二九〇
同 三十九年	八七、九三三	三三、三三三	四一八、三三三	一三三、三三三

備考 明治三十一年の兼業者の次に比し少なきは他業を主とする者の調査に漁業のみを調査せしに因る

農家支應別戸口表 明治三十九年末現在

支應及區役所	専業		兼業		平均人員	専業戸數百ニ付兼業戸數
	戸數	人員	戸數	人員		
札幌	10,673	54,973	1,327	6,710	5.18	2.39
空知	3,035	10,177	1,675	12,642	4.00	1.23
上川	1,200	7,971	1,271	5,975	4.84	6.26
小樽	2,547	14,430	1,940	11,430	4.00	3.67
岩内	8,044	48,946	1,052	5,613	5.28	3.88
壽都	2,264	11,441	1,052	5,613	5.13	1.00
檜山	3,849	22,000	1,932	12,642	5.13	3.88
函館	27,077	130,000	6,142	30,000	4.37	1.94
室蘭	27,077	130,000	6,142	30,000	4.37	1.94
浦河	7,676	41,121	1,728	8,477	4.37	1.94
河路	15,151	77,282	3,456	16,954	4.37	1.94
根室	15,151	77,282	3,456	16,954	4.37	1.94
網走	15,151	77,282	3,456	16,954	4.37	1.94
宗谷	15,151	77,282	3,456	16,954	4.37	1.94
増毛	101	500	101	500	4.37	1.94

小樽	函館	總計
2,547	27,077	29,624
8,044	10,673	18,717
2,264	3,035	5,299
3,849	1,200	5,049
8,044	27,077	35,121
27,077	27,077	54,154
27,077	27,077	54,154
7,676	15,151	22,827
15,151	15,151	30,302
15,151	15,151	30,302
15,151	15,151	30,302
15,151	15,151	30,302
15,151	15,151	30,302
101	101	202

田畑累年表

年次	田	畑	計	年次	田	畑	計
明治二年	3,331	4,819	8,150	同十八年	1,631	2,197	3,828
同三年	3,331	4,819	8,150	同十九年	1,631	2,197	3,828
同四年	3,331	4,819	8,150	同二十年	1,631	2,197	3,828
同五年	3,331	4,819	8,150	同二十一年	1,631	2,197	3,828
同六年	3,331	4,819	8,150	同二十二年	1,631	2,197	3,828
同七年	3,331	4,819	8,150	同二十三年	1,631	2,197	3,828
同八年	3,331	4,819	8,150	同二十四年	1,631	2,197	3,828
同九年	3,331	4,819	8,150	同二十五年	1,631	2,197	3,828
同十年	3,331	4,819	8,150	同二十六年	1,631	2,197	3,828
同十一年	3,331	4,819	8,150	同二十七年	1,631	2,197	3,828
同十二年	3,331	4,819	8,150	同二十八年	1,631	2,197	3,828
同十三年	3,331	4,819	8,150	同二十九年	1,631	2,197	3,828
同十四年	3,331	4,819	8,150	同三十年	1,631	2,197	3,828
同十五年	3,331	4,819	8,150	同三十一年	1,631	2,197	3,828
同十六年	3,331	4,819	8,150	同三十二年	1,631	2,197	3,828
同十七年	3,331	4,819	8,150	同三十三年	1,631	2,197	3,828

年次	大豆	豌豆	粟	黍	稗	玉蜀黍	蜀黍	蕎麥	燕麥
明治三十一年	六,四三九	四三・四	〇・七	四,八九九	八,三四〇	三,八九九	三,八九九	一九,八九九	三,八九九
同 三十二年	八,三四三	四九・一	八・一	五,九四四	一〇,二八六	八,二九九	二五,七五九	二九,〇五五	五,二七七
同 三十三年	八,六〇七	五三・〇	八・二	六,四七〇	一〇,七五〇	九,一〇〇	二九,四七七	三〇,三七七	九,五九九
同 三十四年	二,一八一	七七・三	二六・三	六,九三三	一四,七三六	六,二八二	四二,四七六	三三,九八八	六,五七七
同 三十五年	五,六二七	八七・九	一六・三	七,五六九	一三,六〇二	七,三三六	四二,四七六	三三,九八八	七,一一一
同 三十六年	一五,五二七	六八・六	一・五	八,八〇九	一七,八八六	七,九八八	四九,二七四	四四,四七〇	六,三六八
同 三十七年	一七,一五三	六九・〇	〇・三	一〇,五九七	一七,七三三	七,九八八	四九,二七四	四四,四七〇	七,三四三
同 三十八年	一八,六三九	七六・〇	〇・四	一〇,五〇〇	一七,七三三	七,九八八	四九,二七四	四四,四七〇	八,〇二八
同 三十九年	一八,〇〇七	九〇・三	〇・四	一一,八九三	一九,九七三	九,二七七	四九,二七四	四四,四七〇	八,三〇〇

農産物作付段別の二

年次	大豆	豌豆	粟	黍	稗	玉蜀黍	蜀黍	蕎麥	燕麥
明治十八年									
同 十九年									
同 二十年									
同 二十一年									
同 二十二年									
同 二十三年									
同 二十四年									
同 二十五年									
同 二十六年									
同 二十七年									

年次	大豆	豌豆	粟	黍	稗	玉蜀黍	蜀黍	蕎麥	燕麥
同 二十八年	三・一	四〇四	五,四九六	一,八一八	九六二	四,四三三	一三九	五,五五八	九八三
同 二十九年	三・〇	四八七	七,〇二七	二,三三六	一,〇九七	四,〇六八	一三六	六,一九五	一,六四三
同 三十年	一・五	九〇八	八,三九八	三,三六七	一,三二八	四,六七七	三七八	六,〇九一	一,八〇四
同 三十一年	一・八	一,〇三〇	九,九二六	七,四六七	二,四七八	六,五〇六	四〇二	八,五六八	四,五六九
同 三十二年	三・三	一,〇〇四	九,三三三	二,七三三	二,三三三	九,〇一〇	七四九	八,八八八	五,三三三
同 三十三年	四・六	一,四三三	七,四四一	二,七三三	二,四三三	九,〇一〇	四一五	一〇,一七〇	五,三三三
同 三十四年	二・九	一,六三〇	四,八八八	二,七三三	二,四三三	九,〇一〇	五三六	一一,二七二	七,九八七
同 三十五年	三・〇	二,〇二二	七,三三三	二,八七八	二,四三三	一〇,四三三	五三六	一一,三三三	九,七三三
同 三十六年	一・五	二,三三三	四,八八八	一,四三三	二,六三三	一〇,六三三	四三三	九,四三三	一四,四三三
同 三十七年	一・四	二,七三三	五,〇三三	一,三三三	二,六三三	一〇,六三三	四三三	九,四三三	一四,四三三
同 三十八年	三・三	二,九三三	四,七三三	一,三三三	二,七三三	一〇,三三三	六三三	一一,五六八	三,四三三
同 三十九年	一・四	三,〇三三	四,八三三	一,三三三	二,七三三	一〇,三三三	六三三	一一,五六八	三,四三三

農産物作付段別累年表の三

年次	蚕	玉葱	甜菜	馬鈴薯	藍	薄荷	荏	大麻	苧麻
明治十八年	一七・三		一〇,五五五	三,五九九	一七八			一一九	一五九
同 十九年	一七・三		一〇,五五五	三,五九九	一七八			一一九	一五九
同 二十年	一七・三		一〇,五五五	三,五九九	一七八			一一九	一五九
同 二十一年	一七・三		一〇,五五五	三,五九九	一七八			一一九	一五九
同 二十二年	一七・三		一〇,五五五	三,五九九	一七八			一一九	一五九
同 二十三年	一七・三		一〇,五五五	三,五九九	一七八			一一九	一五九
同 二十四年	一七・三		一〇,五五五	三,五九九	一七八			一一九	一五九

年次	亞麻	烟草	牧草	闊	杞柳	苹果	梨	葡萄	合計
明治二十五年	八五九・二		一八〇・三	五、〇九六	三六・八			四八・六	二七〇・一
同 二十六年	八三五・八		五三・九	五、〇九四	四三・五			六三・四	三三三
同 二十七年	七六六・五		六六七・七	五、九四三	八五・六			九三・四	五三〇
同 二十八年	一〇七六・〇		一七四・一	六、三九八	五八・一			一四三・三	五三〇
同 二十九年	二、六三三・五		四八・六	七、六六三	一四一・七			一六〇・八	三、三三三
同 三十年	三、六七六・三		〇・四	一〇、三三三	八八・七			一三七・六	一、七六六
同 三十一年	五、八三四・四		一・〇	一五、五三〇	七四・〇	〇・六		九九・五	四三
同 三十二年	七、七四八・八		二・六	一六、三四一	八八・〇	二・三		二五〇・二	四三
同 三十三年	一一、九四三・三		一・八	一六、三四一	一〇八・三	〇・五		一六三・七	三六八
同 三十四年	二〇、〇四一・一		一七・七	一七、三五六・七	五〇七・三	一〇・〇		五四三・七	三三〇
同 三十五年	一九三三・九		一・〇	一九、二六三・五	五〇三・八	七七・三		七二・六	一三一
同 三十六年	二〇、〇六四・〇		一六・二	一九、九二二・三	四三三・〇	一四一・三		五〇八・一	一四二
同 三十七年	一九、五七七・一		四・〇	三三、二四四・五	三三三・〇	一、六四三・三		三八九・四	一三〇
同 三十八年	二〇、四八二・八		二、五五八	三三、二五九	二九五・六	九八八・三		二〇五・四	一三二
同 三十九年	一八、九二二・九		三、五三三	三三、八六七	二二二・九	一、〇九八・八		二四四・五	九七

農産物作付段別累年表の四

年次	亞麻	烟草	牧草	闊	杞柳	苹果	梨	葡萄	合計
明治十八年	?	?				?	?		一七、五三〇・〇
同 十九年		一〇・一				?	?		二、三三八・五
同 二十年		九・三				?	?		三、六二一・八
同 二十一年		九・六							

年次	米	札幌	空知	上川	小樽	岩内	釧路	都	檜	山	函	館	室	蘭	浦	河
二十二年	同	三、七六八														三、〇三三・九
二十三年	同	三、四〇六														三、九五一・七
二十四年	同	三、四〇六														二、八六五・九
二十五年	同	四、三五一														三、八七三・三
二十六年	同	四、八一四														四、〇三三・〇
二十七年	同	二、〇三三・八														五、三五六・五
二十八年	同	二、〇三三・八														七、九二六・一
二十九年	同	四、〇三三・八														九、八四九・九
三十年	同	六、〇九七・九														一〇、四七三・六
三十一年	同	一九、九七〇・〇														二、九〇〇・〇
三十二年	同	一、二六〇・三														一、三三八・六
三十三年	同	二、七三三・〇														四、三三三
三十四年	同	二、七三三・〇														一、九一九・一
三十五年	同	四、〇六六・七														三、四九三・〇
三十六年	同	四、〇六六・七														二、四二八・四
三十七年	同	三、七九一・三														二、四〇五・一
三十八年	同	三、八二〇・七														二、六八二・九
三十九年	同	四、一〇三・三														二、八二二・七

明治三十九年農作物作付段別 其一

種別	河	西	劍	路	根	室	網	走	宗	谷	增	毛	札	幌	區	小	樽	區	函	館	區	合	計	
糯米	六八八																							四一五・四
大陸米	三二五																							一三三・一
裸米	三二五																							四一五・四
小麥	三二五																							四一五・四
大麥	三二五																							四一五・四
粟	三二五																							四一五・四
黍	三二五																							四一五・四
燕麥	三二五																							四一五・四
蕎麥	三二五																							四一五・四
胡蘿蔔	三二五																							四一五・四
甘藷	三二五																							四一五・四

種別	河	西	劍	路	根	室	網	走	宗	谷	增	毛	札	幌	區	小	樽	區	函	館	區	合	計	
玉葱	二六六																							二六六
菜菔	二六六																							二六六
苜蓿	二六六																							二六六
草種	二六六																							二六六
胡蘿蔔	二六六																							二六六
除蟲菊	二六六																							二六六

明治三十九年農作物作付段別 其二

種別	河	西	劍	路	根	室	網	走	宗	谷	增	毛	札	幌	區	小	樽	區	函	館	區	合	計	
糯米	二六六																							二六六
大陸米	二六六																							二六六
裸米	二六六																							二六六
小麥	二六六																							二六六
大麥	二六六																							二六六
粟	二六六																							二六六
黍	二六六																							二六六
燕麥	二六六																							二六六
蕎麥	二六六																							二六六
胡蘿蔔	二六六																							二六六
甘藷	二六六																							二六六

支廳及區役所	苹果	梨	葡萄	桃	梅	杏	櫻桃	小果類
札幌	50,487	5,633	3,055				187	1,075
空知	76,885	7,186	1,071				8	1,823
上川	3,077	15	48					355
小樽	24,697	2,877	1,440	2,240	655	1,600	24	397
岩内	17,358	3,197	276	79	25	14	15	77
壽都	24,208	930	83	457	3	6	3	6
檜山	8,456	481	375	478	33	19	3	10
函館	23,308	1,543	1,683	478	2	19	18	30
室蘭	33,666	3,330	1,818		0	3	2	8
浦河	10,204	780	18					101
河路	5							5
劍室								17
根走	18,933	1,058	15					45
網走	3,433		95					90
増毛	75,666	6,356	216	20				50
禮毛	57,516	1,577	270		16		33	69
小樽	2,916	695						
總計	298,855	12,356	43,516	3,886	844	448	755	2,659

養蠶製絲桑園累年表

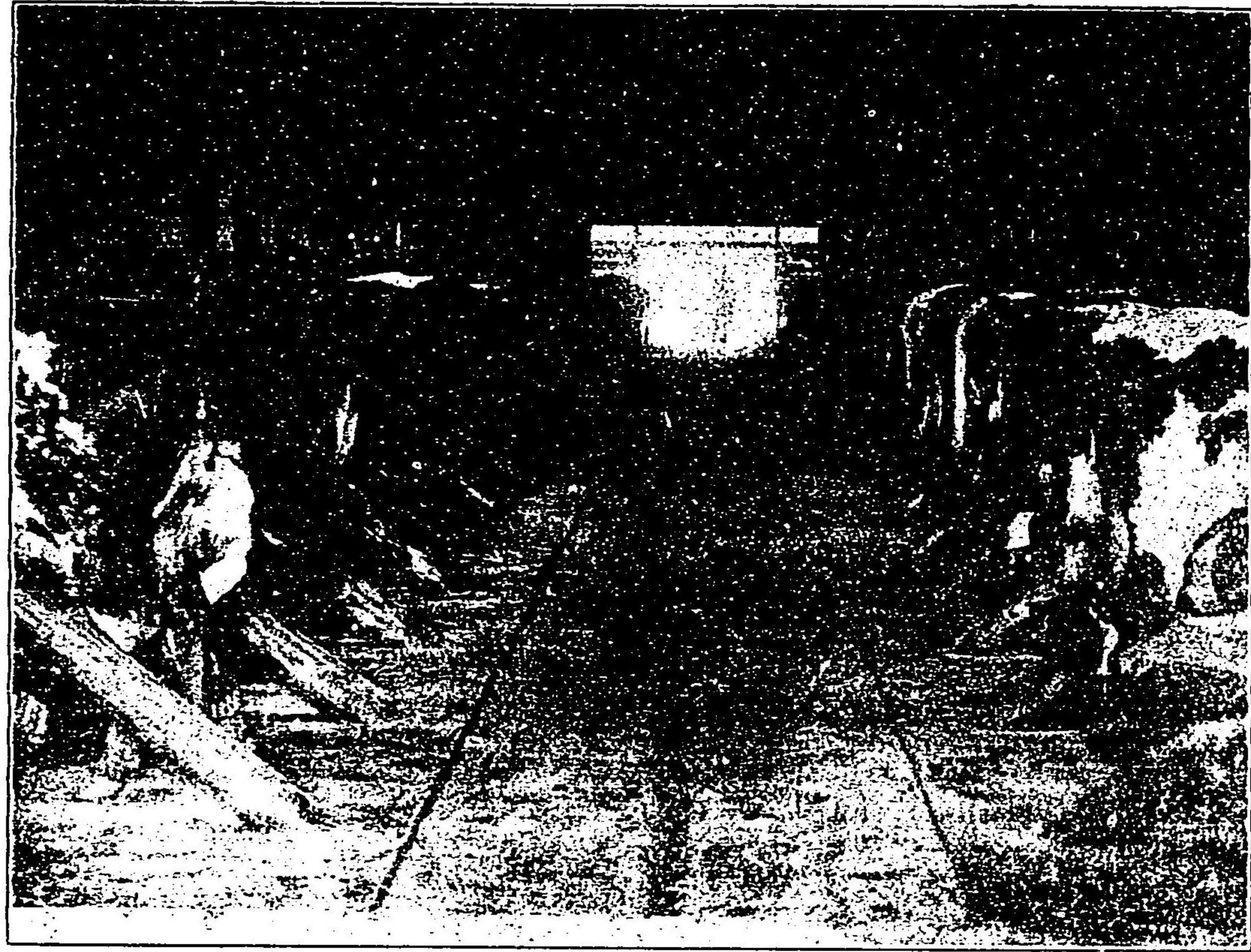
年次	養蠶戶數	收購額	蠶絲製造額	蠶種製造額	桑園反別
明治六年	?	65	6	?	10町?
同 十年	?	150	65	?	14町
同 十五年	?	158	113	?	?
同 十九年	?	455	141	5,331	?
同 二十年	?	736	218	5,857	?
同 二十一年	?	732	218	2,746	?
同 二十二年	?	732	218	2,746	?
同 二十三年	?	732	218	2,746	?
同 二十四年	?	732	218	2,746	?
同 二十五年	?	732	218	2,746	?
同 二十六年	?	732	218	2,746	?
同 二十七年	?	732	218	2,746	?
同 二十八年	?	732	218	2,746	?

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	明治二十九年
三十九年	三十八年	三十七年	三十六年	三十五年	三十四年	三十三年	三十二年	三十一年	三十年	二十九年	
二,四〇七	七,九七五	二,三二一	八,三五一	三,六九五	六,九九五	八,五二一	五,四六四	四,四五一	四,四七五	五,九七五	一,八六四
一,四二二	五,九六七	一,九〇〇	六,二〇六	二,三六四	五,三六六	二,三八四	八,三三四	四,三五六	四,七二七	五,七二七	一,九一七
二,七二一	二,二二七	一,八五七	一,八五三	八,五九	八,六九	七,九一	一,四七	一,四七	一,四七	一,四七	九,三三〇
五,三〇九	六,四六六	二,四九三	九,六四三	二,四九三	九,六四三	二,四九三	九,六四三	二,四九三	九,六四三	二,四九三	七,六九九
一,四〇一	九,〇一	一,二二七	七,六六	一,二二七	七,六六	一,二二七	七,六六	一,二二七	七,六六	一,二二七	四,四二一

收繭及蠶種產額

明治三十九年

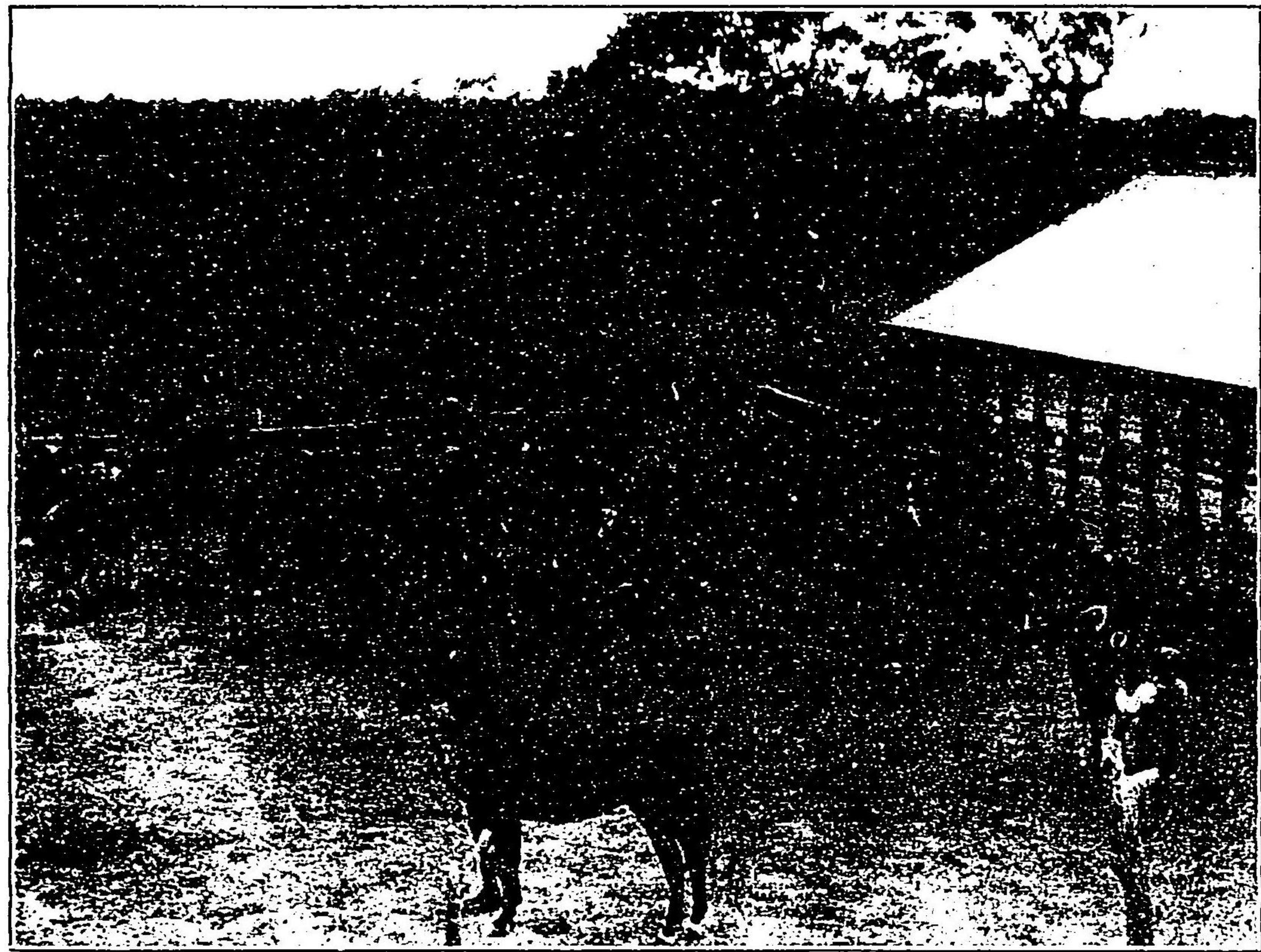
支廳及區役所	春		夏		蠶種製造高
	飼養戶數	掃立高	飼養戶數	掃立高	
禮 幌	六七	六五	二五七	三二	三,九九五
空 知	二,八九九	三,四七九	一,二五五	一,〇九一	一,六三二
上 川	四七	五三	四七	四	四,六七〇
小 樽	四四六	四八	四	〇	二,八三
岩 手	一七	一〇	一〇	一四七	六,八〇
森 田	二一〇	二〇〇	一一	三〇	三,四九三
檜 山	五,六五	五,〇〇	一六	一六	八,二九
函 館	七〇	六〇	一九	一九七	一,七六
室 蘭	七〇	六〇	一九	一九七	一,七六
浦 臼	七〇	六〇	一九	一九七	一,七六
河 西	九四	一六	三	二	二,八四
釧 路	一〇	一六	六	二	一,四六
網 走	三三	三三	三	三	六五
宗 谷	六六	七	二	二	一
增 毛	三六	三三	二	二	五三
札 谷	三六	三三	二	二	七,八九
小 樽	三三	三三	二	二	六七
小 樽	三三	三三	二	二	六七
總 計	七,九七五	八,二二一	二,四〇七	三,三三三	一〇,五八六



舍牛乳場牧梅東田柳



場酪製場牧梅東田柳



豊島牧場の馬匹



藤野牧場近文分養豚

柳田東梅牧場の乳牛舎及製酪場

此の牧場は根室國根室郡和田村大字厚別村宇古丹東梅に在り明治二十六年根室町柳田豊の創始する所なり牧場の總面積二百萬坪内開墾地四十五町一段歩更に之を細別すれば牧草畑二十五町一段歩、葎葎根菜畑二十町歩にして建物六百九十七坪なり經營の方針は牛馬を并飼するにあれども牧場經濟の必要より主として乳牛及び乳用種牡牛造成に力を注ぎ現在牛數百四十九頭内「エアシヤイア」種種牡牛二頭、「エアシヤイア」種及び改良種牝牛二十七頭馬は七十頭内種牡馬半血種一頭、洋種牝馬七頭あり

上圖は其乳牛舎(二百十二坪)に於て搾乳する處、下圖は其製酪場(十六坪)なり一頭一期の泌乳量は最多十六石、最少七石にして製酪は昨三十九年五月之を創め年未迄に二千封度を製せり其一封度に要する牛乳の割合は六升五合弱とす

豊島牧場の馬匹

豊島牧場は釧路國釧路郡の別保原野及び其附近にあり面積四百萬餘坪にして明治十三年の創業に属し持主は釧路町の豊島庄作なり此牧場は種馬及び乗用の馬の蕃殖を目的とし現に百九十八頭あり本圃は交尾の爲めに牽來れる馬匹を撮影せるものにして前面の中央に立たる馬は「アラブ」種第五「エックス」種、其右方なるは「ドロッター」種第二「チャレー」種「ライド」號、共に種牡馬なり

藤野牧場の養豕

旭川町附近に於ては近來神谷酒請會社の豊饒にして廉價なる酒滓を買ひ之に少しく他物を混して飼料に充て以て豕を飼養するもの多し藤野牧場近文分場の如き亦其一なり此圃は同場に於ける豕の群集せる所を撮影せるものにして其の飼養頭數は數百の多きに上り種類は「ヨークシャー」種「ポークシャー」種にして其の成育良好なり

第五章 牧畜

松前藩時代

馬に關する舊記

馬の飼育及使用

牛に關する舊記

「アイヌ」は牛馬を飼養せざりき其の之あるは和人移住の後に在り寛文九年シヤクシヤイン叛亂の時征討に赴きたる松前藩士中馬に乗りたるものありと云ふ又享和四年三月幕府の命により上ノ國村産する所の馬二頭を献せしことあれば本道中和人住居の地には當時に至りては既に馬の少なからざりしを知るへし

天明寛政頃の記録に據れば馬の飼養法は極めて簡易にして周年山野に放牧し極寒の候雪大に積り食物絶えて海岸に出て來れば豫め貯へ置ける乾草少許を與へて飢を凌かしむるのみ馬の形は小なれとも剛健にして勞苦に堪へ之を使役するに轡沓を用ひす尙ほ峻阪荒磯等を行歩して疲勞すること少なし當時道路甚た悪しく交通不便なりしかは陸上の運搬は重もに馬によれり而して寛政の頃は東蝦夷地中長萬部まで馬を通し次て有珠に馬を廻はし様似まで通行せしめかり

牛の記事は貞享元年四月白牛東部白神海岸に漂着すとあるを以て始めとするも牛

を飼育したる濫觴は之を知ること能はず天明寛政の頃は錢龜澤等に於て之を飼育せるか其の飼育法は馬と同じく四季放牧し唯冬期少しく手當をなすのみなりき鶏も亦古くより之を飼育せり又天明年間の記録に據れば鶯も亦之を飼養するものありたり

幕府直轄時代

牛馬を東蝦夷地に

寛政十一年幕府の東蝦夷地を直轄するや運搬の用に供せんか爲め馬六十頭、牛四頭を陸奥國南部より購入し之を各場所に配布す馬の奥地に入りし時アイヌは始めて之を見て驚怖して敢て近つかさりしか後には使用に馴れ大に悦ひしと云ふ尙ほ享和元年松平信濃守等の幕府に呈出せし書類中左の記事あり

去申年寛政十一年蝦夷地に差配置申候荷馬の儀都合百八十七疋の内追々子馬も出來仕候處支配人番人等世話行届かす斃馬二十三疋御座候得共子馬六十七疋出來仕差引四十四疋程の増に相成申候當年より右不手當無之様重々申付置候得は此後粗略の儀御座ある間敷奉存候馬斃死追々相増候得共東地の分は御役人始め其外旅行も容易に相成夷人跡も相減し夷人の助にも相成可申儀に奉存候牛の儀も去

馬を西蝦夷地に送る鶏豚

虻田有珠牧場創設

々未年寛政十一年藤右衛門三橋世話仕追々數も相増當時八疋に相成居申候當年箱館にて又々買入仕追々數多可相成奉存候右地にて遣ひ方未だ相馴れず候儀に御座候得共追々相覺申候様世話仕候儀に御座候

文化四年幕府の西蝦夷地を併せ管するや白糠より綱走へ道路を通し馬を西蝦夷地に廻はし宗谷、天鹽、苫前、留萌等に配布し以て運搬の用に充てたり又寛政十一年鶏及び豚を東蝦夷地に入れたること記録に見ゆるも其の結果詳かならず箱館奉行戸川安倫馬術に長す東蝦夷地産の馬に試乗するに往々駿足なるものあり因て享和三年江戸に上る際三頭を牽行き將軍の閱覽に供し尙ほ歸任に臨み種牡馬の下附を請ひしに文化二年森越栗毛、八戸白栗毛、黒谷鹿毛の三頭を下附せられたれは南部及び仙臺より牝馬を購ひ同時南部藩より献したる馬を併せ虻田有珠に牧場を開きて之を飼養し蕃殖を圖れり牧場は分て四牧となす

- 富川牧 虻田場所辨邊より虻田邊まで約一里半餘の間
- 岡山牧 虻田場所虻田より有珠場所ワツカライ迄約一里餘の間
- 平野牧 有珠場所ワツカライより紋鼈迄凡一里餘の間
- 豊澤牧 有珠場所紋鼈よりチマイベツ迄凡三里半の間

牧馬の飼
育法

右牧場には牧士觸頭一名、牧士約十名及び手附土人約十人を置きて管理せり飼育の法は周年放牧にして冬期馴馬は長流川沿岸宇智籠の草生佳良なる處に放ち野馬ハはハは雪多く積りたる時雪少なき地へ追廻はせり唯種牡馬及び二歳牡馬三頭は毎年十月より翌年三月十五日迄舎飼し三月十五日に至れば胤付すへき牡馬を追下げ來り種牡馬を添へて復た放牧するを例とせり種牡馬は松前藩復領の後は藩の厩より撰擇して送りたりと云ふ此牧場の馬は漸次蕃殖して天保の末頃は千七百餘頭に達せしも其の後は五百頭乃至千頭の間在り牝牡數の割合は概ね牡一に對する牝二乃至三とす

浦河牧場
を設く

安政二年幕府の再び蝦夷地を直轄するや牧馬の改良を圖り更に牧場を増設せんと欲し地を浦河場所に相し元浦河よりシリエトに至る海岸長八百二十間、面積四十二萬餘坪を畫し靜内より幌泉に至る各場所備馬の内より各數頭を出さしめ之に様似等樹院の僧か献納せるものを合せ五十餘頭を以て牧場を開きたり此牧文久二年には牝七十七頭、牡四十九頭ありき

場所備馬
の取扱

各場所の備馬は官より場所請負人に預托し置けるものなるか漸次蕃殖して多數となりしかは取扱に困し冬期の手當等甚だ粗略にして雪中斃死するもの少なからず其の他熊若くは犬の爲め害せらるゝもの亦少なしとせず因て箱館奉行は請負人の冬期の飼草を刈取り置くべき事懷妊中の牝馬慘酷に使役すへからざる事止むを得されは犬を撲殺するも苦しからざる事等を達せり然れとも當時東蝦夷地の各場所の如きは概ね數十頭を有し多きは百頭以上に達せるを以て周到なる手當は到底之をなす能はさりしなり

馬數

人民は多く馬を飼育せり是れ其の周歲放牧して飼育の容易なると當時陸路の運搬は専ら馬に依りたるを以てなり安政四年の調査によれば函館地方民有馬數五千七百四十頭に達す其の外安政元年有珠、虻田牧場の官馬七百四十二頭、東蝦夷地各場所備馬千二百三十六頭虻田外五場所を除くあり松前、江差地方及び西蝦夷地の分は詳かならず

馬市

文北年間には虻田に於て年々馬市を開き牧場の馬を拂下けたれば松前、江差、龜田地方より多數の人來り拂下けを受けたりと云ふ安政四年閏五月箱館奉行は龜田に馬市を設け官民の馬を集めて糶賣せり其の官馬は牧馬三歳の牡にして之を午前ハに拂下け午後ハは民有の馬を賣買せり此馬市は爾後幕府直轄の間年々之を開き松前、江差其の他諸村の者多く集りたり

牛の飼育

牛は峠下村石崎村等にて飼育したりしか當時外國船の函館に入港するもの肉牛を
需要し其の供給足らざりしかは箱館奉行は安政五年軍川今の龜田七飯内郡の牧場を開き
牛を南部より購入して蕃殖を圖りたり然れとも管理飼養其の宜しきを得ず殊に冬
期斃死するもの多かりしかは遂に之を廢するに至れり又寛政年間東蝦夷地に入れ
たる牛は其の後勇拂場所千歳邊にて飼育し終に蕃殖して數十頭に達し又岩内場所
に於ても安政年間牛を飼ひて運送に使役したり

綿羊の嚙
矢

安政四年五月江戸より綿羊十頭を函館に輸し來り米人ライスに飼育方を聞き之れ
を飼育す是れ蓋し本道に綿羊を輸入せし嚙矢ならん同五年巢鴨藥園廢止に付該園
の綿羊を箱館奉行に下付する旨達あり豕も亦官費を以て之を飼育せり羊豕飼育の
結果は詳かならずと雖も其の後に傳はらざりしを見れば不成績に終りしものゝ如
し

開拓使及三縣一局時代

馬數既に多しと雖も南部種の退却せるものにして形小に力弱し牛も亦處々に飼育
すと雖も體小に乳量乏し是を以て開拓使は洋種を輸入して之か改良を圖らんと欲

洋種馬
の輸入

し着々實行せり

明治四年種牡馬米國種流星號を渡島國七重開墾場に用ゆ是れ本道洋馬輸入の始め
なり五年牡一頭牝二頭米國に求め東京青山試験場に飼育し六年其の牡一頭を七重
開墾場に移し兩場に三春、南部等の良牝馬を購入す其の状況を視るに同七八兩年に
産出したる十頭の兒馬は稍々改良の効を顯はせり八年洋馬牝牡二頭、雜種牝一頭を
青山より七重に移し九年雜種牝牡各二頭を札幌官園に牝一頭牡三頭を七重に移し
又更に種馬牝牡各一頭を米國に購ひ十年之を札幌に移す十二年南部産種馬十頭を
購入す同三年米國前大統領より寄贈せる牡一頭を七重に移す十四年又南部産牡馬
數頭を購入す以上は開拓使か馬匹改良の爲め種馬を輸入せる來歴なり唯開拓使に
次ける三縣一局時代か守成を事とし絶て洋種の種馬を輸入せざりしは遺憾とする
所とす

洋種牛
の輸入

明治五年馬と共に牛牝牡八頭アホル種四頭を米國より購ひ青山試験場に飼育し
但馬産牝牛九十四頭を求め之に配し良犢數十頭を得たり六年又牝牡四十七頭ハム
種二十頭、ハイク種二十五頭を米國に求む同年流行病に罹り和種雜種殆んど全數斃死したる
も洋種の殘れたるものは僅に二頭のみ其の後雜種十餘頭を得て體格、乳量等を檢し

其の遙に本邦種に勝つたるを知り七年以後數次洋種雜種を七重、札幌に移し又七年九年及び十年の三回米國より種牛を輸入し十一年浦鹽斯德より牝牛五頭を輸入せり而して三縣一局時代には終に種牛の輸入を見ず

綿羊の輸入

明治五年又牛馬と共に綿羊「メリノ」、「サウスダウンス」、「コッツウォールド」の三種牝牡合計九頭を米國より購入青山試験場に飼育し六年米國より「サウスダウンス」種牝牡八十八頭七年同種二頭八年「コッツウォールド」種四十五頭を購入す而して七年以降青山より七重、札幌に送附し蕃殖を圖る十二年「コッツウォールド」種二百頭を米國に購ひ七重、札幌に分送す

豕は明治五年「サフフォーグ」、「バークシャイア」の二種六頭を米國より輸入し青山試験場に飼育し大に蕃殖す六年其の一部を七重に移し八年札幌に移す十四年札幌農學校「チェスターホワイ」種三頭を米國より輸入す

官立牧場の開設

幕府時代の開設に係る有珠、虻田、浦河の牧場は明治三年之を廢すと雖も七重農事試験場後數次名稱を改め十六年七重農事務所とす及ひ札幌官園に牧場を設けて牛馬羊豕を飼育せり五年新冠牧馬場を設け八年牧羊場を渡島國桔梗野村に設く九年眞駒内牧牛場、札幌牧羊場、札幌養豕場十五年場名を廢す根室牧畜場を設く此諸牧場は明治十五年廢使

牧草の播種

置縣の時農商務省農務局の管理に移し十六年同省北海道事業管理局の所轄となり其の内新冠牧馬場は十七年宮内省の管轄に附し御料牧場となれり種畜改良と相俟て牧草栽培の必要あるを以て開拓使は明治七年牧草種子「チモシー」外十七種を米國より購入し七重試験場に播種す後屢々同種子を輸入して各地に播種し忽ちにして全道に擴まりたり

牧畜の獎勵

右の如く開拓使に於ては官業として牧畜を經營すると共に民間の牧畜を獎勵し明治三年在來の官馬は多く各地人民に賣付し又は開墾篤志者に下付し九年牝馬去勢の件を布達し十一年牛馬羊豕貸付假規則を設け又官馬を以て民有牝馬に交尾を許す同年現術生徒を各地に派し官民の牝馬を去勢する者四百四十餘頭なり而して當時人民は尙ほ多く舊慣に泥みて改良を好まず殊に去勢の如きは一般に之を嫌忌するを以て終に之を行はざるに至れり然れとも志ある者は其の間に在りて着々改良を圖り日高國波惠牧場、工藤牧牛場其の他日高膽振の諸國に於ては數個の民設牧場を見るに至り又明治十二三年の交馬の價格騰貴し本道産馬の函館より輸出十二年九頭、十三年十頭、十四年五頭、十五年七頭、十六年十二頭するもの少なからざりしか如き馬種改良の効益々顯著なり三縣時代に及びては其の獎勵開拓使の如くならざりしと雖も亦牛馬選種鑑定假

手續家畜治療手續、牛馬貸與規則等ありて民間の牧畜改良を誘掖せり

北海道廳時代

官設牧場の改革

明治十九年北海道廳は北海道事業管理局の所管に屬せる官設諸牧場を引繼ぎ從來の組織を改め眞駒内牧牛場を種畜場となし米國より新に洋馬十二頭を購入し札幌牧羊場の羊、札幌種畜場の豕を移し合せて之を飼育し七重農場も亦二十三年種畜場となし右二個の種畜場を以て本道牧畜改良の中心となし根室牧場、桔梗野牧羊場は民業に移し札幌牧羊場は之を廢せり二十六年七重種畜場を分場となし二十七年同場を廢止せり三十四年眞駒内種畜場を北海道廳種畜場と改め地方費支辨となす同年種畜場飼養の牛を「シヨルトホルン」「エアシャイア」の二種馬を乗用、農用の二種となす而して種畜は明治十九年米國より乗用種四頭、農用種六頭、雜種二頭を輸入したるを始めとし二十二年米國より種牛三頭を購入し三十六年米國より種馬「ツロッタ」「種一頭」「サラブレット」「種二頭」米國より種牛「エアシャイア」種六頭「シヨルトホルン」種二頭、豕「パークシャイア」種四頭、綿羊「サウスダウン」種四頭を輸入せり又三十九年農商務省より濠洲産「サラブレット」種「クライデスター」種牡馬各一頭、同洲産牝馬三十頭

種畜の輸入

種畜場

を貸付せられ陸軍省より露國産牧馬二頭を配付せられたり

種畜場は良好なる牛馬羊豕を飼育蕃殖し種牝牛馬貸付規則により之を民間に貸付し或は之を拂下け以て家畜改良の資に供し其の貸付數現在馬百四十二頭、牛九十二頭あり又明治三十九年種馬交尾施行規則を定め種畜の餘勢を以て民有牡馬に交尾を行ひ年々出張交尾の區域を擴張し三十九年は種牡馬三十三頭を以て七支廳管内に之を行へり又當場に於ては數年前より牛酪「コンデンスマルク」「バム」等を試製し牛酪の如きは毎年數十斤を製出するに至れり蓋し當場は本道畜産の原動機關にして本道牧畜の發達は多く當場の活動に因ると云ふも不可なからん

牛酪乾酪等の試製

民有種畜

種畜場の種畜改良と共に民有種畜も亦漸次改良せり民有種牧馬は明治三十三年法律第十二號種牡馬検査法により翌年第一回検査を施したる當時合格馬數僅に四十八頭なりしに爾後年々増加し又三十六年種牡馬検査法細則を改正し證明書の有効年期を二箇年となせし爲め三十九年現在種牡馬の數六百頭となり其の多くは雜種にして洋種之に次けり又種牡牛は三十七年廳令を以て種牡牛検査規則を定め同年第一回検査を施したるに合格數僅に四十五頭なりしか漸次増加して三十九年には八十一頭となり其の多くは洋種なり又三十八年産牛馬組合補助規程を設け組合の

産牛馬組合補助規程
規程と補助規程
規程と補助規程

馬匹の去勢

産牛馬組合

民有牧場

購入する種牡馬に對し價格の五割迄を地方費より補助し以て善良なる種牡馬を備ふるを奨励し又輸入牝牛補助規程を設け田畑四町歩以上を耕作する永住者にして牝牛を輸入する者は一戸二頭に限り一頭に付金拾圓以内を補助し以て母牛の増加を圖り殊に本年より外國産牝牛を輸入する者は一ヶ年五十頭に限り一頭金百五十圓を補助し以て牝牛の改良を圖れり

開拓使の時一度行ひたる馬匹去勢は其の後久しく廢絶せしか道廳は三十七年以來農商務省令の規定に基づき之を勧誘し技術員を各地に派遣して施術せり其の去勢数は三十七年千四百六十七頭三十八年二千六百六十七頭三十九年千三百八十八頭に於て之に基づく廢斃馬は三年間僅に入頭あるのみ其の成績頗る良好なりとす而も去勢を好まざる風は今尙ほ減退せず

産牛馬組合は明治三十三年以來漸次設置し今や其の數十七に達せり然れとも其の規模或は稍々大なるも實力の之に伴はざるもの少なからざりしを以て道廳は模範的定款案を示し組合の地區は特別の理由あるもの、外各支廳の管轄區域に依らしる方法となせしに漸次此標準に従ひ改善するものあり

開拓使及び三縣一局時代には民有牧場の數甚た少なかりしか道廳時代に至りては

漸次増加し殊に明治三十三年頃より牧場目的を以て未開地貸付を出願するもの著しく増加し其の許可地積は年によりては耕地目的の許可面積を凌ぐに至れり但し其の受貸付人の多くは真正に牧畜を營むものにあらずりしかは成績甚た不良なれとも而も其の内には漸次成功するものありて牧場の數は大に増加せり又從來の牧場にして改良を加へたるもの少なからず今著名なる牧場を擧ぐれば左の如し

著名牧場	畜種	所在地
園田牧場	牛馬	渡島國龜田郡龜田村字桔梗野
品川牧場	馬	同國爾志郡乙部村
石川牧場	馬	膽振國山越郡八雲村字山崎
前田牧場	牛	石狩國札幌郡篠路村字茨戸
旭牧場	牛	同國上川郡字ベベツ
藤野牧場	牛馬	同國同郡近文原野及美瑛原野
田中牧場	馬	同國同郡美瑛原野
波惠牧場	牛馬	日高國沙流郡波惠村
赤心社株式會社牧場	牛馬	同國浦河郡荻伏村

幌泉産馬組合牧場	牛馬	同國幌泉郡幌泉村
晩成社牧場	牛馬	十勝國廣尾郡當縁村
豊島牧場	馬	釧路國釧路町別保原野
山縣牧場	牛馬	同上
三田牧場	牛馬	同國厚岸郡後静村
山縣牧場	牛馬	根室國根室町
柳田牧場	牛馬	同上
成田牧場	馬	同上
藤野牧場	牛馬	北見國網走郡網走町
嘉多山牧場	牛馬	同國同郡能取村

牧場以外に於ても牛馬の改良蕃殖を圖るもの漸次増加し少數を飼育するものにして往々良畜を産するものあり而して牛は從來頭數少なかりしかは道廳は之か増殖を圖るを急務となし三十八年輸入牝牛補助規程等を設けて之れか飼育を獎勵せると近年牛の價格騰貴せるとにより之が飼育は漸く盛ならんとするに至れり三十九年全道牛數一萬三千五百十二頭に於て之を十九年の千三百三十九頭に比すれば十

牛の蕃殖及改良

馬の改良

綿羊

獸醫其他講習

倍餘なるのみならず十九年には内國種三割三分二厘を占めしに三十九年には内國種は僅に六分六厘に減し餘は悉く雜種洋種となり品質に於て著しく上進せり其の種類は「エッシュアイア」、「シヨルトホルン」を主とし「ハイグレイド」、「ゲルンジ」、「ホルスタイン」等之に次く牛乳は良好にして牛酪の製造漸く盛ならんとす又馬は十九年四萬三千六十六頭に於て三十九年十萬七千九百三十六頭なれば僅に二倍半の増殖に過ぎずと雖も品質に於て大に改善し今や雜種洋種は總數の二割を占むるに至れるのみならず内國種も亦從來體格小に力量弱かりしもの漸次改良の成績を見るに至れり開拓使の時有望なりとして輸入せる綿羊は民間に於て未だ飼育するに至らざるも道廳は其の有利なるを認め種畜場に於て之を飼育し三十六年三十九年の二回英國より種畜を輸入し改良を圖れり但し從來同場に於て専ら蕃殖しつゝありしか本年より之を民間の志望者に拂下くることゝなせり豕は漸次飼育者を増し其の種類數種あるも「バクシヤア」を主とせり養鶏は農家の副業として一般に飼育し亦漸次發達せり

道廳は又獸醫蹄鐵工の不足を補充し併せて畜産技術者を養成する必要を認め明治三十八年地方費を以て之を實行するに決し獸醫蹄鐵工並に畜産講習規程を定め志

巡回教師

望者を募り六箇月の講習をなせしか三十九年より修業期間を二箇年となせり又三十九年専任巡回教師を置き各地に出張して講話及び實地指導をなさしめつゝあり

牛馬市

本道の牛馬は改良の結果種馬種牛及び乳牛として年々府縣各地に輸出し聲價を博せり牛馬市は年を逐て増加し三十九年には各地に於て定期及び臨時に開きたるもの十六回、販賣数は牛四十四頭、馬二千五百七十二頭なり殊に日高馬市は明治二十一年の創立にして毎年静内郡下下方に開き御料牧場を始め良馬の出るもの多く甚た著名なり

新冠御料牧場

尙ほ茲に特記すへきは新冠御料牧場、軍馬補充部釧路支部、日高種馬牧場、月寒種牛場なり新冠御料牧場は明治二十六年其の經營の方法を革新し牧場經濟の獨立を謀り益々飼育管理を周到にし高血馬匹の増殖に力を盡し大に其の面目を改め畜に本邦牧場の模範たるのみならず其の産馬は本道の内外に賣行き因て一般の産馬改良に貢献する所多大なり、軍馬補充部釧路支部は明治三十三年の創立にして毎年民間より二歳駒を購買するにより其の價格を高め間接に馬匹の改良を奨励するの効少なからず又月寒種牛場は三十九年に設立し、日高種馬牧場は九州種馬牧場の移轉せる

軍馬補充部支部

種牛場及種馬牧場

ものにして本年の設置に係り共に創始日尙ほ淺しと雖も其の將來本道の牛馬改良上偉大の効果を與ふるは期して待つへき所なり

統計

御料及官公有牧場 明治三十九年末現在

名 稱	所 在 地	總 面 積	牛 頭 數	馬 頭 數	羊 頭 數	家 畜 頭 數
新冠御料牧場	日高國靜内、新冠兩郡	110,177.00 坪	103	1,193	2,533	1
軍馬補充部釧路支部	釧路國白糠郡	47,366.14 町歩	?	?	?	?
札幌農學校農事部	石狩國札幌區	20,119	?	?	?	?
北海道廳種畜場	同國札幌郡豊平村	79,643.33	?	?	?	?
月寒種牛牧場	同上	?	?	?	?	?

民有牧場累年表

年 次	全 面 積	牛 頭 數	馬 頭 數	羊 頭 數	家 畜 頭 數
明治二十八年	41,047.00 坪	2,151 頭	3,067 頭	3,300 頭	3,000 頭
同 二十九年	36,570.36 坪	2,230 頭	3,471 頭	3,600 頭	3,000 頭
同 三十年	50,211.22 坪	2,742 頭	3,730 頭	4,000 頭	3,000 頭

年次	牛	馬	豚	羊
明治三十二年	五,九二六,九七三	二,八八二	四,二六〇	三三
明治三十三年	六,八四〇,五三三	三,九九四	五,三三六	四〇
明治三十四年	九,三六九,三六四	二,八九九	六,六三三	五〇
明治三十五年	九,八三四,九四六	二,七五三	六,一七六	六六
明治三十六年	一,六八三,六八六	三,一四四	七,二九六	二九六
明治三十七年	一,四三三,〇八三	三,〇六二	七,四一六	二六五
明治三十八年	二,四六二,七二五	三,一六四	九,四一六	一六
明治三十九年	三,一〇三,五九九	三,一六四	一〇,八三三	三三
明治四十年	三,〇三三,五九九	三,一六四	一〇,八三三	三三
明治四十一年	二,七五八,二七二	三,〇三九	一〇,八三三	三三
明治四十二年	二,七五八,二七二	三,〇三九	一〇,八三三	三三

備考 本表は現に牧畜を有する分のみを掲記せり

家畜累年表 毎年未現在

年次	牛	馬	豚	羊
明治五年	二〇八	二,九二五	二,八八二	三
明治六年	一八四	二,九二五	二,八八二	三
明治七年	二二二	二,九二五	二,八八二	三
明治八年	二二二	二,九二五	二,八八二	三
明治九年	二二二	二,九二五	二,八八二	三
明治十年	二二二	二,九二五	二,八八二	三
明治十一年	二二二	二,九二五	二,八八二	三
明治十二年	二二二	二,九二五	二,八八二	三

年次	牛	馬	豚	羊
明治十三年	五,八六	一,四四四	三,〇〇二	一五
明治十四年	五,八三	一,四四四	三,〇〇二	一五
明治十五年	五,八三	一,四四四	三,〇〇二	一五
明治十六年	五,八三	一,四四四	三,〇〇二	一五
明治十七年	五,八三	一,四四四	三,〇〇二	一五
明治十八年	五,八三	一,四四四	三,〇〇二	一五
明治十九年	五,八三	一,四四四	三,〇〇二	一五
明治二十年	五,八三	一,四四四	三,〇〇二	一五
明治二十一年	五,八三	一,四四四	三,〇〇二	一五
明治二十二年	五,八三	一,四四四	三,〇〇二	一五
明治二十三年	五,八三	一,四四四	三,〇〇二	一五
明治二十四年	五,八三	一,四四四	三,〇〇二	一五
明治二十五年	五,八三	一,四四四	三,〇〇二	一五
明治二十六年	五,八三	一,四四四	三,〇〇二	一五
明治二十七年	五,八三	一,四四四	三,〇〇二	一五
明治二十八年	五,八三	一,四四四	三,〇〇二	一五
明治二十九年	五,八三	一,四四四	三,〇〇二	一五
明治三十年	五,八三	一,四四四	三,〇〇二	一五
明治三十一年	五,八三	一,四四四	三,〇〇二	一五
明治三十二年	五,八三	一,四四四	三,〇〇二	一五
明治三十三年	五,八三	一,四四四	三,〇〇二	一五
明治三十四年	五,八三	一,四四四	三,〇〇二	一五
明治三十五年	五,八三	一,四四四	三,〇〇二	一五

明治三十九年家畜數及生產斃死支應別表

支廳及區役所	牛		馬		家	
	年末現在	年內出產同斃死	年末現在	年內出產同斃死	年末現在	年內出產同斃死
札幌	九五三	二五	七九三	四七三	一六九	二六七
上川	四七	五九	三三	七	九八	六
小樽	九八〇	二七	八五	三	一八八	二八
岩手	一七三	一四	八	五	二二	四〇
壽都	四	一	三	一	二	一
檜山	四九	一	一	一	一	一
函館	一四六	三	一〇	一	一	一
室蘭	三	一	一	一	一	一
浦河	六〇〇	三	一	一	一	一
河川	一四九〇	三	一	一	一	一
釧路	一五〇〇	四	一	一	一	一
根室	一八三	四	一	一	一	一
網走	一九五〇	四	一	一	一	一
宗谷	一八〇	二	一	一	一	一
增毛	三〇〇	二	一	一	一	一
札幌	三九二	一	一	一	一	一
小樽	九六	一	一	一	一	一
上川	一六四	一	一	一	一	一
岩手	一〇	一	一	一	一	一
壽都	一	一	一	一	一	一
檜山	一	一	一	一	一	一
函館	一	一	一	一	一	一
室蘭	一	一	一	一	一	一
浦河	一	一	一	一	一	一
河川	一	一	一	一	一	一
釧路	一	一	一	一	一	一
根室	一	一	一	一	一	一
網走	一	一	一	一	一	一
宗谷	一	一	一	一	一	一
增毛	一	一	一	一	一	一
札幌	一	一	一	一	一	一

總計	二五三	二六	二〇	一〇七	一三	二七	九	二〇〇	一〇
----	-----	----	----	-----	----	----	---	-----	----

明治三十九年牛馬種別及牝牡割合支應別表

支廳及區役所	牛				馬			
	內種	雜種	外種	計	內種	雜種	外種	計
札幌	二五三	九七	五七	一〇〇	八〇	一八	〇・六	一〇〇
上川	三・三	二・七	三・〇	一〇〇	八・七	一〇・三	〇・一〇	一〇〇
小樽	三・三	七・七	二・三	一〇〇	九・七	六・四	〇・三	一〇〇
岩手	五・六	九・〇	四・〇	一〇〇	一〇・四	一〇・四	〇・一	一〇〇
壽都	一・九	七・〇	四・〇	一〇〇	九・〇	六・八	〇・三	一〇〇
檜山	一・九	四・〇	四・〇	一〇〇	八・九	九・七	〇・三	一〇〇
函館	〇・四	八・九	九・六	一〇〇	一・三	一・三	〇・三	一〇〇
室蘭	六・六	八・四	三・一	一〇〇	七・五	二・九	〇・七	一〇〇
浦河	三・〇	八・四	〇・六	一〇〇	三・二	四・九	一・八	一〇〇
河川	三・八	九・三	一・七	一〇〇	七・八	二・三	〇・三	一〇〇
釧路	一・三	九・三	一・五	一〇〇	八・四	一・四	〇・七	一〇〇
根室	一・三	九・三	一・五	一〇〇	七・八	一・四	〇・七	一〇〇
網走	一・三	九・三	一・五	一〇〇	七・八	一・四	〇・七	一〇〇
宗谷	一・三	九・三	一・五	一〇〇	七・八	一・四	〇・七	一〇〇
增毛	一・三	九・三	一・五	一〇〇	七・八	一・四	〇・七	一〇〇
札幌	一・三	九・三	一・五	一〇〇	七・八	一・四	〇・七	一〇〇

總計	小樽區	小樽區	小樽區	小樽區	小樽區	小樽區	小樽區	小樽區	小樽區
六六五	〇・五	六五・四八	三三・〇一	一〇〇・〇〇	三三・〇一	八〇・〇〇	一・九三	〇・六六	七三・三三
八五・二	九四・七九	五・三三	一〇〇・〇〇	一〇・三三	九〇・五六	四・四四	一	一〇〇・〇〇	五九・五九
八・三四	九八・三	九〇・二八	一〇〇・〇〇	九八・三	八七・六	一・九三	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	四七・五〇



(松夷蝦) 林 然 天 の 國 鹽 天



(杉) 林 造 人 の 國 島 渡

天鹽國の天然林

蝦夷松は本道到る處に産し大概楡松と共に大林をなし樹幹は全長十四五間直徑五尺餘に達するものあり材質は緻密にして能く水濕に耐へ建築造船及び帆船等に供用せられ又水箱を製すれば最も強し蓋し本道の針葉樹中第一の良材なり

此圖は天鹽國天鹽郡天鹽村字トイカンベツの御料地に於ける蝦夷松林にして雪中伐木する所を撮影せるものなり

渡島國の人造林

本道は千古の良林到る處に蒼鬱たれども渡島國の如き古來人煙繁く其材木の需要盛んなる所に於ては漸次森林の荒廢を來したるを以て自ら造林の必要を感し數十年來之を栽植をなすものあり近年殊に盛なり

本圖は同國松前郡吉岡村字寺ノ澤に於ける人造杉林にして樹齡約七十年其生長頗る佳良なり近時伐採し挽て板となし函館に輸出せり

第六章 林業

松前藩時代

森林の概況

本道の山野は千古斧斤の入らざる所謂原生林にして其の植物帯は山毛櫸帶より偃松帶に跨り針葉樹には蝦夷松、楡松、琪瑠樹以上各地、羅漢柏渡島國、五葉松渡島國、濶葉樹には桂、厚朴、菩提樹、黄蘗、槭、檜、榧、榆、山胡桃、樺木、赤楊以上各地、山毛櫸以、南七葉樹、栗本道、西部、其の他數種ありて到る處鬱葱たる深林なりき而してアイヌは樹木を使用すること甚た少なく和人移住の後に至りて家屋に船舶に薪炭に漸次需要を増し又木材輸出の利を知り初めて山林を伐採するに至れり

今を距ること二百二十九年、延寶六年松前藩始めて江差の檜山を開き羅漢柏を伐採し檜山奉行を置きて之を掌らしむ其の檜山と稱するは蓋し方俗羅漢柏を呼んで檜といふに由るあり今其の制度の大略を記せんに厚澤部川より天ノ河に至る間羅漢柏多き所七箇所を畫して留山となし山師の出願あれば伐採石數伐採期限及び運上金等を定めて之を許可し而して普通人民には羅漢柏の小木たりとも之を伐採す

るを禁止し且つ其の皮を剥取るへからざる事、野火を放つへからざる事、山師は無斷にて山子より材木を買取るへからざる事等を令達し最も嚴に之を取締を爲せり又右檜山七箇所の外に散在する羅漢柏は期節を限らす運上金を徴して山師に伐採を許す之を陪山と稱す凡て山師の伐採せる木材は多く大坂、江戸其の他各地に輸出して甚た聲價あり従て檜山の運上金は其の額少なからずして藩の一財源たりしか良木漸く盡きて數十年の後は終に收入を減するに至れり

松前藩は檜山のみならず又時々蝦夷地に於ける椴松、蝦夷松の伐採を山師に許可したり其の場所は厚岸、石狩及び尻別後志川なりしか何れも永く繼續せず其の内厚岸に於ては直航の許可を得て同所より直に江戸に輸送したるも難船多くして廢止したりと云ふ

和人の住居地に於ては檜山の外隨意に伐木するを許し合船役其の他少計の薪役、材木役等の税金を取立つるのみにして取締の方法もあらざれば濫伐の弊を免れず且つ野火屢々行はれたれば之か爲め松前、江差、函館地方に於ける海岸附近の林相は大に荒廢し曾て江差に來遊せる一旅客は此地山林先づ荒廢せんと云ひたる由なるか遂に知言たらしめたり

幕府直轄時代

植樹

寛政十一年幕府の本道東部を直轄するや函館附近林相の荒損せるを見て之を憂ひ濫伐を許さざりしかは人民は之に對し不平を唱へたるも説諭の上遂に之を實行せり尋て植樹を奨励し一ノ渡村に杉苗圃、漆畑を設け七重村に栗千五百本を植ゆ又辨財船以上の製造は函館附近の樹木を以てするを禁し六箇場所の内林相檢分の上材料の伐出を許し船の大小に應し苗木代を納めしめ例へば苗木百二十五本の類其の代金を以て苗木を求め之を函館山等に植栽せり又文化五年市在に令して樹木を植栽せしめたり

文化年間七重村に卯之助なるものあり函館山及び七重に合計數萬本の杉を植えたり其の植樹に就きては或は部分木に據れりと云ひ或は官の苗木を植えたりと云ひ判然せずと雖も先年函館山の杉林に付卯之助の後裔より道廳に對し當時に在りて訴訟を起せし際は半官半私の部分なりと判決あり能く之を經營したるは奇特なる人物と謂はざる可らず其の後七重の杉林は伐採して今日殘るもの少なしと雖も函館山の杉林は依然存在して本道植樹の模範となれり又膽振國千歲地方に今日樹齡九十餘年の赤松林あり是れ勇拂場所請負人山田文

右衛門か當時植栽せるものなるへしと云ふ

松前藩復領の後は復た山林に注意せず濫伐と野火と共に行はれて林相を損したるか安政二年幕府の再ひ本道を直轄し箱館奉行を置くに及び林業の必要を認め屬僚中斯業に熱心なる者をして杉其の他の苗木を奥羽地方より輸入し或は種子を購入し函館近傍の山間數所に苗木仕立所を設け苗木を作り之を民間に配布せしめ又七重の藥園に於て苗木を栽培し同じく民間に配布し以て植樹を奨勵し又松、杉、櫻、楓を路傍に、漆、桑、楮を田畑の畔及び家屋の周圍等に植えしむ而して奉行所に於ても五稜郭附近、函館、山等に松、杉等を植えたり

當時本道の一隅を領せる松前藩に於ては藩士中に杉の献植を出願するものあり之を試植せしに生育良好なりしかは藩の事業として福山附近數所に杉を栽植し且つ領内の人民に向つて植樹を奨勵せり又蝦夷地に於ても幕吏並に領士を賜はりたる奥羽諸藩の植樹を試むものあり即ち膽振國虻田場所虻田の栗林今該地小學校は同地に在勤せる幕吏の植ゆる所、室蘭場所ベッキリウダの杉林は南部藩の植ゆる所、白老場所白老の赤松は仙臺藩の植ゆる所なり

右の如く官に於ては植樹を奨勵せりと雖も人民は概ね之を以て迂遠の業となして

少しも歡迎せず唯官に對し面目を保つか爲め植栽するに過ぎず而して官の植樹も亦限りありて小部分に止まりたれば其の發達に就きては觀るに足るべきものなかりしと雖も然かも當時植栽せる各所の小森林は其の生育甚だ良好にして開拓使時代に至りては鬱葱たる林相を成し終に一般植樹の模範となりて偉大なる効果を奏したり

此の時代に於ては江差の檜山は既に良木を滅し又其他の地方に於て材木の拂下げを出願する山師極めて稀なりしかは文政年中尻別にて伐採せる外大規模の伐木業を見ざりき

開拓使及三縣一局時代

開拓使は拓地殖民を以て主眼となすと共に又大に森林に注意し濫伐を禁し野火を戒め各種の苗を札幌函館に移植し森林監護及び山林原野調査條例を定め各郡に山林係派出所を設け委員を派して所在の山林を調査する等森林の養護を努む

開拓創始の際勢ひ樹木の濫伐を免れず是に於て明治六年札幌本廳は官道兩側の樹木は家屋電線に支障あるもの、外伐採するを禁し八年石狩川其他大川兩岸一里

森林の保護

植樹

内に於て伐木するを禁し又伐木規則を定め根室支廳は七年尙ほ濫伐の弊ありしかは更に諭達を發して訓戒する所あり聞く札幌開拓の際樹木を濫伐するや黒田開拓次官之を愛ひ禁伐林を設けしめたりと亦以て森林保護に重きを置きたるを察すへし明治四年琪楠樹、刺楸樹、槐櫻、桂、椴松、桑七種の伐採を禁し同年札幌本廳火藥用白楊の伐採を禁す、十年椴松、落葉松、蝦夷松、五葉松、琪楠樹、王桂、厚朴、胡桃、刺楸、栗、巖楓、石櫟、山櫻、山桑、谷月柱の十六種は家屋、船車、橋梁其の他必用の良材たるを以て濫に伐採し薪炭用となすを禁す、十三年開拓使官林中の白楊及び柳の兩種は火藥及び燐寸製造用の外伐採を許可せざる旨を達す

開拓使は天然の樹木を保護すると共に又植栽に心を用ひ置使の初め松、杉、檜、楸等の苗を札幌、函館に移し試験場教育種場に改むに植え尋て栗、漆其の他種々の樹種を播し遞年之を諸方に頒ち植栽せしむ十二、十三の兩年函館谷地頭町、福山、壽都郡湯別村、檜山郡乙部村に種藝場を置く十一年部分木仕付條例を定む十四年に至る間、同使の移栽せる各年現數を掲ぐれば左の如し

年	移 栽 數
六 年	四、三、六、六
七 年	九、三、八、五
八 年	一、一、一、三、五
九 年	一、五、一、七、〇
十 年	一、八、五、三、七
十 一 年	二、三、〇、六、六
十 二 年	二、四、七、七、六
十 三 年	二、〇、三、〇、〇
十 四 年	二、一、三、〇、〇

備考 十一、十二年は札幌の移栽數を欠く

明治六年函館支廳山林假規則を設け野火濫伐を禁し植樹毎戸二十をなさしめ且つ五本ついでをなさしめ且つ植樹地を出願する者には低價を以て賣下或は貸與す十一年開拓使森林監護假條例を設け山林の取締を嚴にし又同時山林原野調査假規則を定め吏を派して反別、林相等を調査せしめ官林を分て一等、二等、三等及び禁伐林となす同年山林監守人規則を定め各地に監守人を置く十三年札幌本廳山林係派出所を各地に設く右の外林木拂下規則、炭燒營業規則等あり

明治十五年廢使置縣の際、山林事務は悉く農商務省の主管に移り尋て之を三縣に委任し吏を派して官林を調査し其の結了する迄樹木を伐採せんとせば先づ稟議を要すること定む十七年札幌縣山林係派出所管轄區域を廢し更に林區並に事務所名稱等を定む其の他諸規則に多少の改正あるも一々茲に記せず

以上述る如く開拓使に於ては山林の養護に努めたりと雖も民間の實況を視れば一

般に愛林の志想乏し、濫伐と野火とは開拓の進歩に伴ふて益々盛んに行はれ而して植樹の如きは多く行はれざりしと雖も漸く同使の末期に至りて函館附近の村落には間々進んで植栽をなすものあり三縣一局時代を通して植栽者稍々増加せり

北海道廳時代

明治十九年北海道廳を置かるゝや農商務省に屬せる山林事務は道廳の主管に屬せり爾後官林の境界を査定し苗圃を設け斫伐案調査手續を定め又官林種別調査をなし殊に近年は林業に重きを置き官林監護を嚴にし或は各地方に獎勵苗圃を設け或は教師を置きて木炭製造の改良、椎茸の培養等を傳習する等大に努むる所あり國有林の面積は明治十九年六百七十四萬餘町歩なりしに二十三年二百萬町歩を割き之を御料林に編入し二十七年御料林の内約百三十七萬町歩を國有林に還付せらる又年々殖民地として國有林内を解除し又三十九年一部を割て地方費模範林を設けたれば現在に於て國有林面積は四百七十二萬餘町歩となれり御料林は目下石狩、膽振、渡島、天鹽、釧路の五國に亘り面積六十一萬五千町歩あり御料局札幌支廳に於て之を管し地方費模範林は渡島、後志、膽振、石狩、天鹽、北見、日高の七國に散在し面積十八

森林面積

萬八千七百七町歩あり道廳之を管理す

明治二十一年全道十八箇所に林務課員派出所を置く後變更あり其の事務を郡區長に委任するに至りて廢す三十年森林監守駐在所を五十三箇所に置く三十五年復た林務課派出所を三十箇所に置き同時に九十九箇所の保護區員駐在所を設く森林監守駐在所三十九年地方費森林監護員を置く目下林務派出所十六、分所十三、保護區員駐在所百二、地方費森林監護區十九あり

明治二十一年官林境界査定調査の業を起し今尙ほ繼續しつゝあるも大部分は既に查了せり三十二年官林種別調査に着手す其の林種は別て四となし第一種林は將來國有林として保存經營すべきもの、第二種林は將來公有林として經營すべきもの、第三種林は將來私有林として經營すべきもの、第四種林は將來農耕牧畜用地として開放すべきものとす

明治二十八年斫伐案調査手續を發布し保安林以外の森林に對し施業案を編成し伐採面積及び伐採材積を定め森林の保続的收穫を得るの基礎を確定せんとす現今使用する施業案是なり而して偏に擇伐作業に依り天然下種を以て森林の更新を爲さんとするものなり三十二年該手續を改正し専ら固定林に對し施業案を編成するこ

森林の種類

苗圃

と、なし今尙ほ調査中に屬す
明治二十五年札幌に苗圃を開設し二十九年之を小樽附近に移し小樽苗圃と稱す先
つ高島小樽二郡内の國有保安林に對し造林の計畫を立て年々植栽す三十三年膽振
國勇拂郡安平村字トアサ、北見國網走郡網走町字ヨビトウに白楊樹造林試驗地を設
け該樹の人工造林及び天然下種造林を試む又三十一年以來全道十六箇所に試験苗
圃を設け各地に適する樹種生育の状況を試験すると共に一般人民に養苗の實地を
目撃せしめて之を指導誘掖し且つ其の造成苗木を無代下付して植樹を奨励せり其
の成績は統計の部に示す

造林

民間の造林業は漸次進歩せり其の顯著なるは渡島國にして殊に龜田郡を以て盛な
りとす同國の造林は大企業者にあらず其の地に住する人民か各自小地積の未開地
を出願し植栽するものにして成績甚た良好なり渡島國に次くは後志、石狩、膽振の三
國にして個人若しくは會社にて之を經營し就中北海道造林合資會社、北海道炭礦汽
船株式會社の成績を可とす造林合資會社は石狩國札幌郡手稻村にあり明治三十一年
年創立し貸付地二千三百餘町歩を有し重もに人工植栽をなし之に依り難き部分の
み保護を加へて天然更新を行ふ炭礦汽船會社の貸付地は石狩國兩郡、夕張の二箇所

にあり貸付地合計六千三百餘町歩にして三十四年より着手し其の大部分は笹、蔓草
等を刈拂ひ天然下種の作業を施し小部分は人工植栽をなせり近年各地の町村及び
小學校にして植栽をなすもの増加し殊に日露戰役の結果、戰時紀念林を設くるもの
續出せり今明治二十八年より三十九年に至る十二年間に於て貸付地の植樹を成功
し拂下又は付與を受けたるものを調査するに件數三千七百五十一筆、面積九千二百
四十八町歩にして尙ほ三十九年末に於て貸付中に屬するもの三千三百四十六筆、五
萬五千六百十五町歩あり

木材輸出

植栽する樹種は渡島國に於ては杉、落葉松を主とし其の他の地方は一般に落葉松を
主とす又白楊、ポプラ、桐等を植ゆるものあり苗木は各自に之を仕立て或は附近の苗
木業者より購入す唯落葉松苗は信州地方より輸入する額少なからず
開拓使及び三縣時代には稀に少額の輸出をなすに過ぎざりし木材は道廳時代に至
り年々府縣各地に其の販路を擴張し殊に神戸に送るもの多く大坂、四日市、東京之に
次く又海外輸出は明治二十四年清國に鐵道枕木を送りし以來漸次其の額を増し次
て其の他の木材板類を輸出し其の販路も韓國、北米合衆國等に及ぼし殊に日露戰爭
以後急激に其の額を増せり今三十九年度に於ける輸出額を示せば左の如し

輸 出 船	海 外		道 内		計
	積	價	積	價	
汽 船	1,033,273	45,012	1,066,126	1,033,273	2,100,400
帆 船	1,133,441	33,250	1,270,591	58,660	1,329,251
計	2,166,714	78,262	2,336,717	117,320	2,454,037

備考 右は林務派出所及び同分所の調査に係り税關及び本廳の商業統計と一致せざる所あり
 木材輸出の増加に加ふるに道内の需用も亦逐年増加せるか故に近年は夥しき伐木をなすに至れり其の樹木は重もに貸付地に存在するものにして次は御料林國有林の拂下なり従前未開地開墾の際には樹木を伐倒し之を焼拂ふを例とし稀れに便利の土地に於て薪を採り炭を焼きて販賣するに過ぎざりしか近年は概ね良木を立木の儘販賣し若くは自ら製材し其の他を薪炭用に供し以て生計の一助となすに至れり現今木材業者は三井物産合名會社、小樽木材株式會社の如き有力者あり何れも自ら製材し兼て個人の製する所を買集めて輸出せり
 林産物を原料とする工業即ち紙、燐寸軸木、燐寸小箱、單寧液等の製造は大に發達せるか何れも工業の章に譲り茲には唯木炭、椎茸、醋酸石灰に就き記する所あらん抑も木炭は舊來之を使用せるか其の製造甚だ拙く炭質粗悪なり椎茸は昔時より本道の一産物たりしか年々産額を減少せり是を以て道廳は明治三十七年囑託教師を置き木

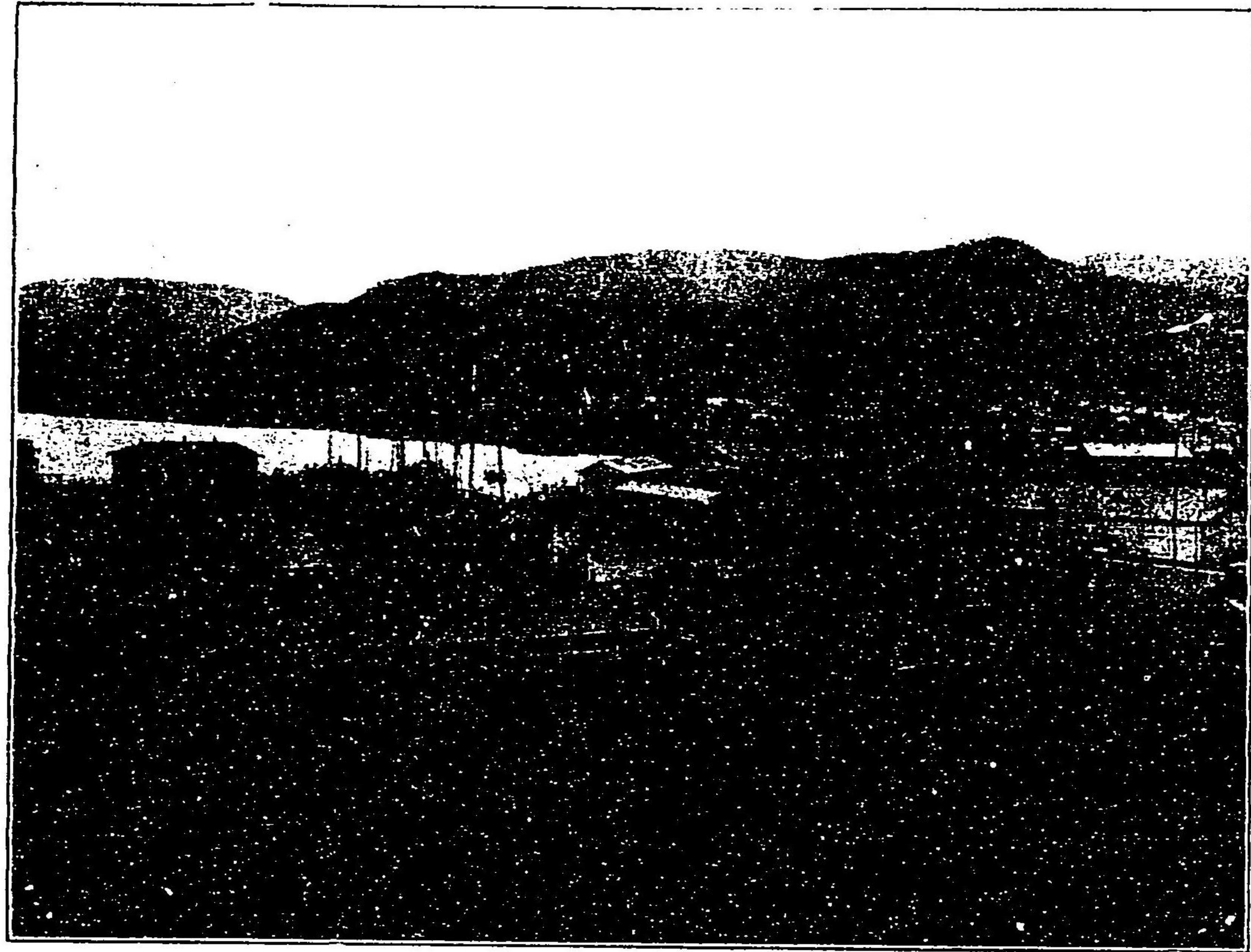
林産製造

炭改良及び椎茸培養に關し講話並に傳習をなさしめ三十八年以後其の業を地方費に移し更に教師を増し併せて醋酸石灰の製法をも傳習せり而して木炭の改良は大に効を奏し現在に於ける製炭の歩合は舊炭十に對し改良炭約二分を占め價格に於ては殆んど二割の高値なり椎茸の培養も亦之を試むるもの少なからず
 林産の増加は喜ふへしと雖も之か爲め樹木を減少し林相を損するを以て近年植樹の業稍々盛なりと雖も未だ以て之を補ふに足らず殊に白楊樹の如きは本道の南西部は最早殆んど伐採し盡し山胡桃は到る處欠乏し桂、刺楸、槲櫟等の良材も著しく減少せり然れども是れ多くは開墾の爲め伐採するものにして之を無益に燒棄つるよりは有益に使用するを得策とす要は唯將來保存すへき官私の山林を合理的に經營し以て永遠の計をなすに在らんのみ

統 計

官林反別累年表

名 年	明治九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	同十五年	同十六年	同十七年	同十八年	同十九年
石 狩	77,533	71,577	76,643	73,533	47,043	45,621	44,932	47,749	44,449	43,335	41,840
後 志	35,056	35,126	35,580	36,831	37,023	38,040	37,710	37,626	37,011	36,126	37,333



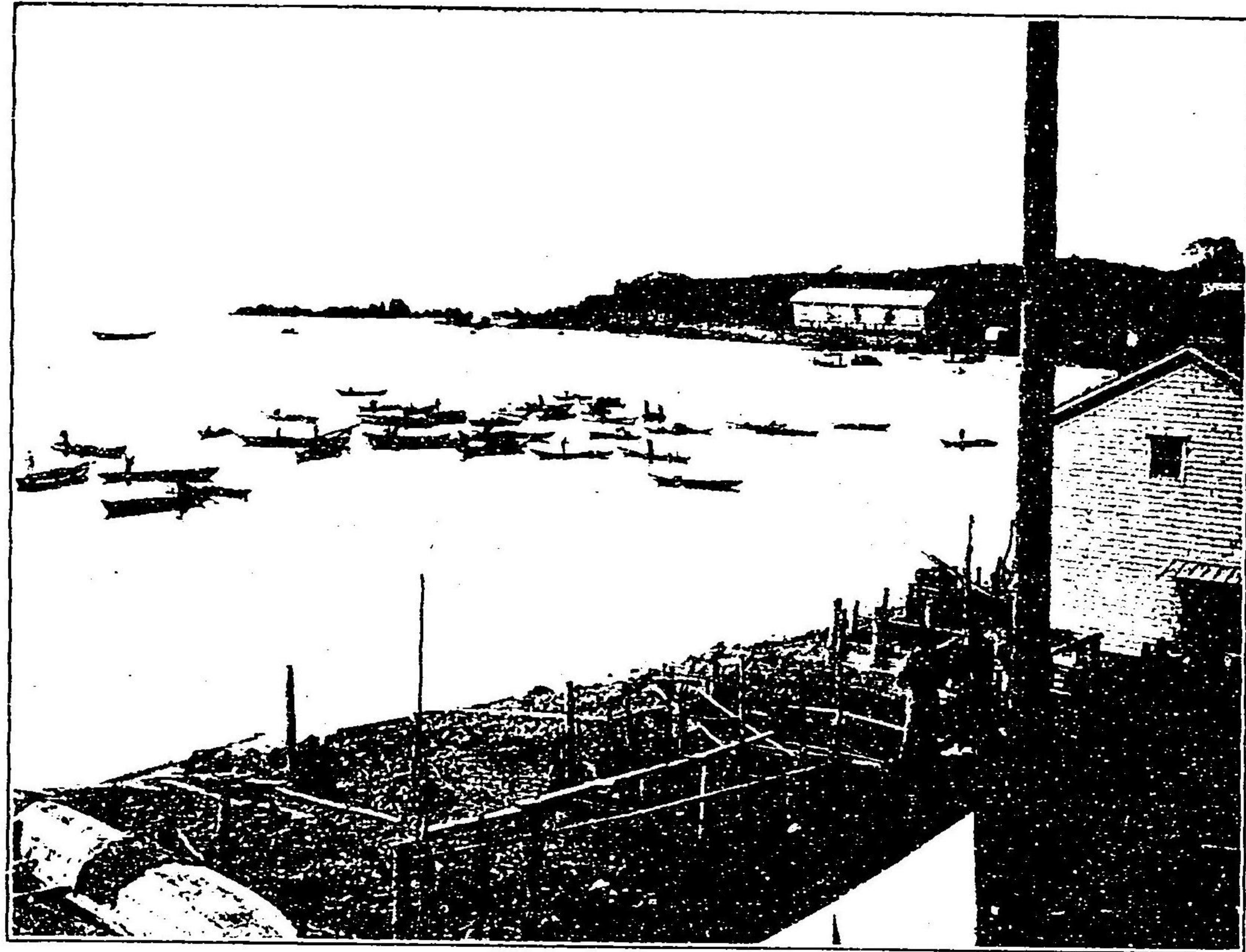
留 崩 川 口 の 漁 場



雄 武 村 の 海 産 干 場

留萌川口の漁場

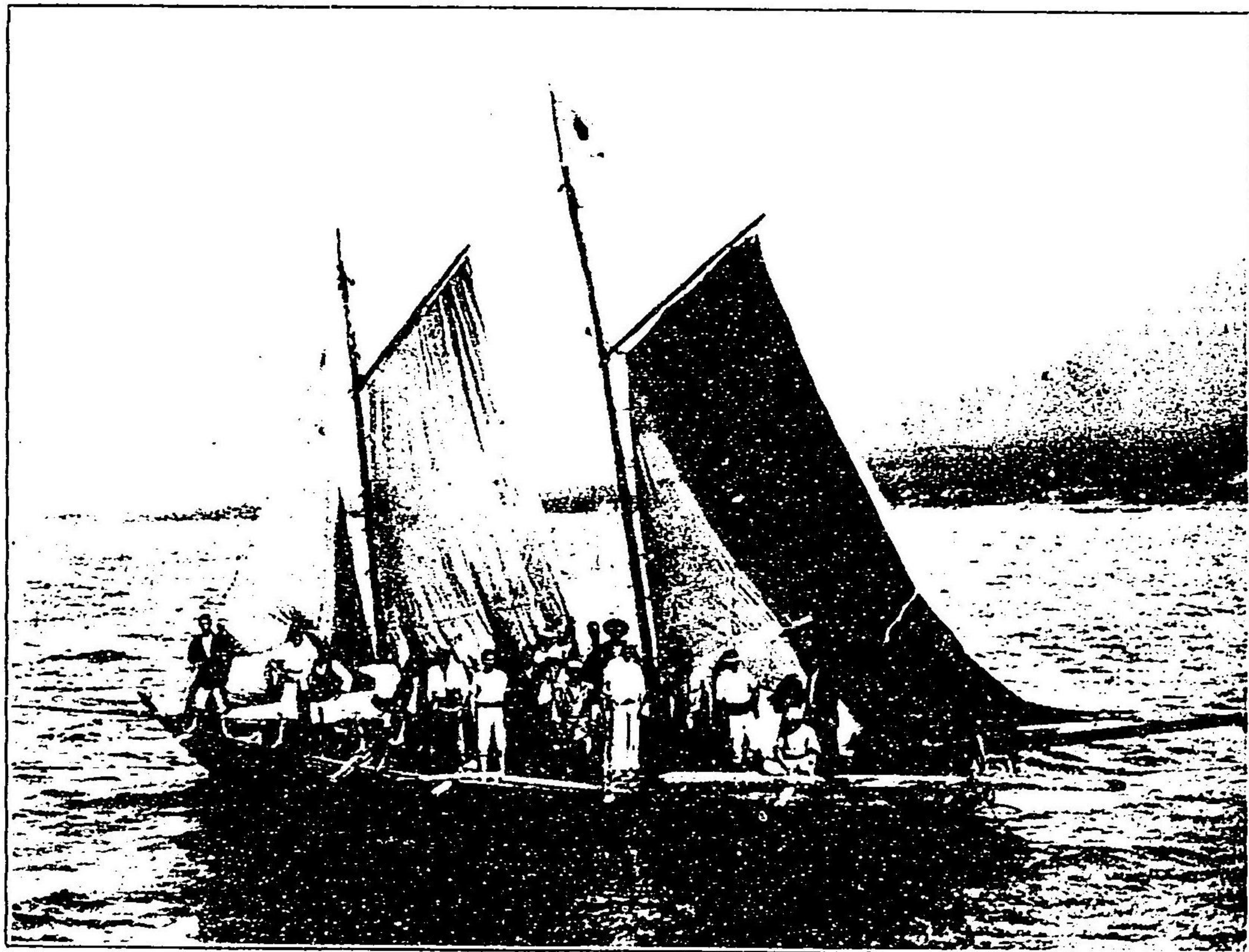
本圖は天鹽國留萌郡留萌村留萌川口に於ける漁場を撮影したるものにして川口に幅狭せる日本形船は北陸地方より漁業用品を持來り更に鯉箱其他を買入れて歸帆するものなり前方の場所には乾燥しあるは鯉箱左方の大なる家屋は團田商會漁業事務所(元三井物産會社漁業支店)其他の建物にして對岸の倉庫も亦其附屬なり尙ほ岡中海濱に面せる家屋は皆漁民の住居なり



昆布の採收

雄武村海産干場

本圖は北見國紋別郡雄武村に於ける海産干場を撮影したるものにして岡中左方の建は魚箱右方の棚は開鱈中央の箱は海扇を乾燥せり
本道中北見國は海扇の産出比較的多く昨三十九年の産額四萬五千餘貫、價額十二萬七千餘圓に達す而して其形體小にして肉柱も亦小なるを以て清國人の嗜好に適し且つ近來其製法を改良せしを以て一層市場の好評を博するに至れり



水産講習會の地質演習

昆布の採收

昆布は本道名産の一にして海底の岩礁に發生し其長さ大なるは十尋以上に達するも通常は三尋乃至七尋にして廣さ四五寸とす最近五ヶ年の平均産出總價額は六十萬六千餘圓にして清國輸出品中の巨擘なり本國は利尻島鬼路の沿海に於ける昆布の釣下し當日(七月十五日)の景狀にして採收船の採收場に到るや先づ手眼鏡を以て昆布發育の狀況を窺ひ釣を下して捲取るものとす

水産講習會の實地演習

本廳に於ては一昨年來各支廳管内に短期水産講習會の開設を促し其都度本廳水産巡回教師を派遣し以て講師の任に當らしむ本國は昨三十九年八月渡島國茅部郡水産組合の開設に係る短期水産講習會に於て同組合備付の改良川崎船を以て鰹打溜網の實地使用を演習する爲めに恰も順風に帆を孕ませ噴火灣に乘出したる處にして乗込員は講師及び各村選出の講習生なり

第七章 漁業

松前藩時代及其以前

北海道は四面海を環らし漁介海藻に富み膏に本邦魚場の巨擘たるのみならず又世界有數の漁場たり従て本道の開拓は先づ漁業に依りて始り明治維新に於ける拓殖史の大部分は漁業史より成れりと云ふを得へし

「アイヌ」の主要食料は水産物にして之を漁獲することは其の重なる職業なりしかは船の丸木舟にして漁具の甚だ粗なりしに拘はらず魚撈は頗る巧みなるものありき」和人も亦漁業を以て重要職業となし漁獲物は自家の用に供し其の剩る所を以て他國の商人と交易し以て生計を營みたり其の初めに於ける漁具は詳かならずと雖も鯨を漁するに攔網なまふを以てせることは往々口碑に傳ふる所にして其の後漸次種々の漁具を用ふるに至りしなり

松前氏の權力本道に確定し場所を劃して家臣に統し若くは藩主の直領となし運上金を定めて之を請負人に托し運上家を設けたり其の初めは全く「アイヌ」と交易する

アイヌの漁業

和人當初の漁業

貿易所及請負人

を目的となしたり、¹ 以後には「アイヌ」を役使して漁業を営み以て利益を圖るに至れり

場所開發の順序

場所名

場所開發の順序は口蝦夷地より順次奥蝦夷地に及ぼしたるものにして釧路、厚岸、霧多布の三場所は寛永年間、宗谷場所は貞享年間、國後場所は寶曆四年、樺太場所は寛政二年、網走場所は寛政年間に開きたり、今松前藩の末に於ける場所を示せば左の如し』
東蝦夷地 小安、戸井、尻岸内、尾札部、本茅部、野田追、山越内、此田、有珠、室蘭初め繪鞆と云ふ、幌別、白老、勇拂海岸六箇所に分る、川沙流、新冠、静内、三石、蒲河、幌泉、十勝、白糠、釧路、厚岸、霧多布、國後

水産物

西蝦夷地 久遠、奥尻、太田、太櫓、瀬棚、棄木、島小牧、壽都、歌棄、磯谷、岩内、古宇、積丹、美國、古平、上余市、下余市、忍路、高島、小樽内、石狩十三場所に分る、厚田、濱益、増毛、留萌、苫前、天鹽、宗谷、網走』
水産物の種類は如何なる順序によりて採取せらるゝに至りしや、今詳にする能はずと雖も、今を距る二百六十七年前、寛永十七年内、浦岳噴火の際海嘯を生し、昆布船百餘艘破るとあれば、當時既に昆布採取の盛なりしを知るへし、又二百三十九年前、寛文九年の記録に據れば、當時商品として他國に輸出せるは干鮭カワと稱す、鮭、鹽引鮭、干鮭、數ノ子、干鱈、申貝鮑を串に貫き乾燥せるもの、鯨、赤昆布、魚油等なり、又元祿四年藩の法令中、粒鮭、鮭、鮟鱇、積

鮭

出方並に海鼠引に就き規定せるものあり、又元祿十四年には鮭比良幾、鮭數ノ子、寶永三年には鮭身欠、享保元年には蝶鮫を幕府に献したりとあり、元文四年の記録に據れば、干鮭を肥料に用ふる國多く、數ノ子は天下一般に用ひられたりと云ふ、又同五年煎海鼠、身欠鮭、石花菜、乾鮑、昆布の五品を試みに、長崎に送り、後乾鮑、煎海鼠、昆布の三品は遂に長崎交易品となれり、想ふに松前藩時代に於ける主産物は鮭、鮭、昆布の三種にして、鱈、鮑、海鼠、鱈之に次ぎ、其の他、鯨、鮫、鮪、藻魚、海苔等あるも、産額僅少なり、鱈、鰻、鳥賊の如きは松前氏の末期に至り少しく之を漁獲せるも、未だ商品として輸出するに至らざりしなり

定

- 一、海へひくき有之所にて鐵砲うち申間敷事
- 一、鮭網ときはなしに仕間敷事
- 一、鮭網うけきり申間敷事

一、夜あみあけの申問敷事

一、野火つけ申問敷事

右の旨相背においては急度可申付者也

鯨漁具は總て差網とし建網を禁し以て何人にも漁獲し易からしめたり、正徳三年春鯨の來ること甚た少なかりしかは藩主松前矩廣潔齋七日兩社に參詣し祈る所ありしに近海大漁ありて人民喜悅せり亦以て該藩か如何に鯨に重きを置きしかを察すへし鯨の製法は「開き」及び身欠の二種にして多くは身欠なり身欠鯨鯨は食料胴鯨白子上品は食用は食料笹目は肥料として輸出せり又生鯨の儘輸出するも其の額僅少なり搾粕は未だ製するに至らず

鯨は各地に産するも石狩川最も著名にして該川一箇年の産額一萬二千石と稱す松前の民最も鯨を尊ひ單に「ウオ」と呼ひ其の他の漁は必ず名を呼ぶを例とせり漁具は曳網を用ひ又「アイヌ」は銚、鉤等を以て捕獲せり製法は鹽引乾燥の二種にして乾製には「カラサケ」腸を去りたる儘「ソワリ」頭を除き開きて乾燥せるものの別あり筋子は鹽藏す又天明の頃國後根室等に於て搾粕を製したることあり蓋し交通不便なるに由るものにして其の他には之を製したることを聞かす

鯨

昆布

昆布は重もに函館以東六箇場所に於て之を産出し漸次日高、十勝に及び天明、寛政の頃は厚岸に於ても少しく採取するに至れり製造は甚た粗にして初めは赤昆布を主としたるものゝ如し長崎交易品となるに及び其の産額を増し又漸次製造を改良せり

鮫

鮑

鮫は各地に産し多くは煮て搾粕を作り兼て油を採れり鹽引は製せざるにあらざれとも其の額少なかりき鮑は西海岸地方に産し其の初めは串に貫き乾燥せるも後には絲に貫きて乾燥せり而して黒干、白干の二種あるも長崎交易には白干を用ひたるか故に終に大抵白干となれり海鼠は各所に漁し其の始めは又串に貫き乾燥せしも

海鼠

鯨

後には之を廢せり、鯨は各地に産し概ね開鮫となし又六箇場所に於ては正月前は鹽切をなし直航船にて江戸に輸出せり之を新鮫と云ふ、其の他鮫粕はついかた藻魚等の輸出するものは皆乾製し又公魚ちか鮫等の漁獲多きときは搾粕に製せり鯨は死して海岸に漂着せるを採るのみにして獵獲せず

西蝦夷地の追鯨

天明年間江差、松前地方鯨漁甚た薄く人民大に困難せり因て藩に出願し追鯨として石狩場所以南の各地に出稼し鯨を漁し其の收穫の二割を請負人に納め八割を自己の収入となす所謂「二八取り」なるもの是なり而して江差、松前地方の凶漁は爾後二十

餘年間繼續したれば、農人は益々増加し之か爲め西蝦夷地の鯨漁業は著しく發達せり

税金 漁業の税金は蝦夷地に在りては請負人より運上金を徴するのみ和人住居の地に於ては鯨役昆布役あり鯨役は享保四年以前は一戸に付鯨七束半なりしか同年改めて收獲十五分の一となし寶曆三年又改めて金納となし船の大小によりて額を定む即ち圖合船金一兩、乗替船金三分三半船及び保津船は金二分なり昆布役は土地により一定せずと雖も多くは濱役七駄又は四駄、家役十三駄半とす貧困にして家役を納むる能はざるものは調査の上斟酌を加ふ

幕府直轄時代

東蝦夷地 請負人廢止 寛政十一年幕府の東蝦夷地を直轄するや場所請負人を以て開拓に害ありと爲し之を廢して直捌となし運上家を改めて會所と稱し官に於て直接「アイヌ」を使役し漁業を營ましめ又和人の移住並に入稼を奨励したれば漁業は大に進歩して頓に産額を増せり殊に注意すべきは擇捉場所の開發にして有名なる近藤重藏等之を擔任し高田屋嘉兵衛をして航路を開き物資を輸送せしめ處々に漁場を設けしか鯨の收獲甚

請負人の再置

西蝦夷地の景况

江差松前地方鯨漁の恢復

た多く享和三年には鯨搾粕一萬石、鯨油二千五百挺、鹽鯨十二萬本、紅鯨八千本、價額合計二萬五千餘圓に至れり乃ち本道鯨漁の發達は擇捉島の開發にありと謂ふへし又根室地方は從來霧多布場所と稱し其の漁業微々たりしか改めて根室場所と爲し漁場を増設したれば忽ち一の好漁業地となれり而して東蝦夷地の直捌は文化九年迄繼續し同年之を廢して運上金を入札せしめ復た請負人に付せり蓋し直捌は開拓上一時の便宜に出てしものにして素より永續せしむべき性質のものにあらざるに因るなるへし而して新に定めたる運上金か直捌前に比し幾倍せるを思へば直捌中に於ける漁業の進歩は實に顯著なりと謂はざる可らず

西蝦夷地は文化四年幕府の直轄に歸したる、其の漁業上に於ける處置は松前氏の舊に依り各場所の請負人は之を存したるも亦以前の如き專横を許さず且つ天明年間より入稼せる「二八取り」は爾後益々増加し運上家の建物の如き甚た粗悪なりしか悉く改築して大に面目を改めたり

江差、松前地方に於ける鯨の凶漁は二十餘年間繼續の後文化四五年の交に於て恢復したれば同六年より鯨冥加金を徴し十年より規定の役金を取立てたり而も之か爲め西蝦夷地に於ける「二八取り」は毫も減せず南部、津輕等より漁夫を雇ひて益々盛ん